幕末維新

日本經濟史研究所編

龍吟社

經濟學博士 本庄榮治郎 編

日本經濟史研究所 經濟史話叢書〔第二冊〕

幕末維新



東京 龍吟社


LIBRARY
AUG 8 1969
UNIVERSITY OF TORONTO

幕末維新目次

幕末維新……本庄榮治郎……一
幕末の軍費調達……大山敷太郎……三〇
明治維新と日本國民經濟……堀江保藏……四六
明治維新當時の大阪……黑正巖……七四
銀目廢止と太政官札……菅野和太郎……九四
太政官札の流通と京都府の錢札……寺尾宏二……一一三
明治政府と名目金……吉川秀造……一四七
明治政府の『銀行會社及人民貸』……濱村正三郎……一七八

明治初年の官營農業試驗場……………津下剛……二一二
株式會社の發生と『株仲間』……………松好貞夫……二三九
靜岡藩の組合商法會所について…………上田藤十郎……二四九
明治初年の靜岡藩及甲斐國人別調…………黑羽兵治郎……三〇六

目次終

幕末維新

本庄榮治郎

一

世界に冠絶せる國體を有する我國は未だ嘗て外國からその領土を侵されたことがない。然しその危險にさらされむとしたことは絶無ではなく、その最も著しい例としては、中世における元寇の役、近世末期における事例があり、ＡＢＣＤ包圍態勢による現時未曾有の危局と共に三大事件と見ることが出來よう。幕末の時代は內には二百五十年來の封建制度が將に瓦解せんとし、外には米露英佛其他が武力を以てわが開港を迫り、下關に於ては砲火相見ゆるに至つたのであつて、眞に興亡の岐路に立つてゐたときであつた。

而も國內の狀勢は如何であつたか、二百年太平の夢に馴れて武士は武を練らず、寧ろ生

活の窮乏に追はれて貨殖の途に志す有樣であつて、當時の上書にも米艦來航の時に當り着用すべき古具足すらなきものがあつたといふ。かゝる狀態であるから一步處置を誤れば如何なる事態を惹き起さんも計り知る可からざる累卵の危機に臨んでゐたものである。嘉永以來幕末の狀勢は眞に非常時であつた。木戶孝允が『今日天下の勢は山嶺に丸を置くが如く危機僅に一髮、一轉せば忽ち千仭の下に直下せん、誰か得て之を支へん哉』といひ、安政二年十一月の老中阿部伊勢守より下せる評議書の一節にも『當節の場合實に不容易時勢に付、何れにも非常の御處置有之度』云々とあるが如き、何れも當時が『非常の際』であつたことを認めてゐることを示してゐる。

嘉永六年六月米國水師提督ペリー軍艦四隻を率ゐて浦賀に來るや、我國上下の驚愕は甚しきものがあり、殊に江戶の騷ぎは非常なものであつた。卽ち米艦渡來の注進が浦賀奉行から江戶に達すると江戶城內は非常の混雜を極め、早速兵を繰り出して海岸を守らしめたが、城內では夜を徹して會議が開かれ、九日には江戶市內に布令が出て、米艦が萬一江戶灣に乘り入れたときは早半鐘を鳴らすことが達せられ、氣早な連中は家財道具などを持運

ぶ有様であつた。「續泰平年表」には

『江戸の大都繁華の巷も俄に修羅の衢に變じ、萬の武器調度を持運び、市中古着商の家には陣羽織、袴付、簑笠等をかけならべ、鍛冶を業とする者は家毎に甲冑刀槍を鍛ひ、武器商ふ店には古き武器を累ねて其價平時に倍せり。海邊に家宅ある士民老幼婦女の立退かんとて家財雜具を持運ぶ様、さしもにひろき府下の街衢も奔走狼狽して、錐の立つべき處もなし。訛言隨て沸騰し、人心恟々として定らず』

とある。而もこの際、下谷邊にて武具を商ふ一市人が此騷動で澤山の武具を賣捌いて多分の利益を得、其祝餅を搗いて酒肴をとゝのへ客招きをして、今度のアメリカ船は我等の爲には寶船だと喜んだ。このこと名主に知れて咎められ、數日閉店を命ぜられたといふ話もあつた。當時の落首に『太平の眠を覺ます正喜撰(蒸汽船)タツタ四ハイで夜も寢られず』といへる如き、如何に國民が不安の念に驅られたかを想見することが出來る。

この時、幕府は米國の國書を受取り回答を他日に留保し、米艦も一時退去したが、翌年一月再び來航してその回答を求めた。遂に三月三日神奈川條約が締結されたが、米艦は浦

賀より更に下田、箱館へ廻航した。米艦が浦賀から下田へ來航したときの下田の狀況は、古老の談によると次の如くであつて、その狼狽さがわかる。

『米艦が下田港に入るや、市中の騷ぎ一方ならず、今にも戰爭が始まると云ふ噂で、上下混雜、沼津・小田原・掛川諸藩の御家來衆、千人以上も警固に出張、夫から江戸表よりは、御奉行樣以下の役人方が大勢參つて御寺々に宿所を定め、異人は三々五々上陸して町内を見物した。が、初めは何處の家も戶を閉ぢて、節穴から異人を見て居つた。夫から明日はアメリカのペルリ大將が多くの軍勢を引連れて上陸するから、女や子供は在方へ遁し、男子は十歲より五十歲迄の者は他所へ出てはならぬといふ御達があつた。』

米艦は下田から箱館へ廻航したが、米艦渡來の報あるや松前藩の驚愕一方ならず、箱館附近の庶民に對し米艦渡來に關し心得べき觸書を發し、婦女小兒は近村へ逃れしめ、牛・酒・吳服物・小間物其他大切の品を隱匿せしめ、港には船舶の出入を禁じ、陸には馬の出入を止め、海に面する戶障子を閉ぢて目貼をなさしめ、佛事葬送をも制限し、箱館山神佛の參詣をも禁ずる等の處置をなした。かくて米艦入港の當時、市民は如何なる珍事の起る

べきやと憂慮し、戸を閉ぢて閉息し、市中は恰も火の消えた如き狀態であつたといふ。

二

江戶時代は二百五十年の長きに亙つて史上稀れに見る太平の時代を現出したが、その間自ら世態の變遷があり政治の伸張弛廢があつた。從つて庶政革新の努力が拂はれたことも少くなかつたが、世に江戶時代の三大改革と稱せらるゝものは享保・寛政・天保の改革が之れである。然しその效果は必ずしも永續的ではなく一時的に過ぎなかつた。然るに幕末に於て試みられた諸般の改革は以上の三大改革に於ける如き國內的事情のみではなく、外國關係からも改革の必要があり、また外國の制度をとり入れた點もあつて、以上の三大改革にも增して著大なる改革であつたといはなければならぬ。蓋し中期以來起りつゝあつた封建政治と相容れざる現象は、右の數次の大改革にも拘らず次第に進展し、對外關係は更に一層の紛糾を告げて遂に開國となり、玆に於てか未曾有の庶政改革、經濟上の新政策が行はれたのであつた。

從來幕府は內治外交ともに幕府の獨斷で事を決めてゐたのであるが、ペリー渡來以後は外交は勿論、それ以外のことでも朝廷の御指圖を仰ぎ、又諸侯に對しても其意見を徵するやうになつた。之は幕府權力の消長を知るべき一材料たると同時に公議輿論の思想が實現された一例とも見るべきものであらう。また幕府は萬延元年に安政條約交換使節を米國に派遣し其後も歐米に屢使節を派遣してゐるが、寛永の鎖國以後國民の海外渡航を嚴禁してゐた幕府としては實に破天荒の事件といふべきであらう。更に政治上における最も重大なる改革としては參覲交代制度の改正を擧げなければならぬ。幕末に於て幕府の權勢は從來の如くならず、諸侯も亦次第に疲弊して失費多きこの制度の下より脫がれんとし、此制度を勵行することは當時既に相當困難であつたのであるが、今や對外關係錯雜し來つて、國防と軍備の充實とを必要とし、日本國を一團として外に對することの必要に迫られて來たため、國內に於ける諸侯に對する政策のみから割り出された參覲交代の制度は、最早や時勢の樞要に應ずる所以のものではなく、文久二年閏八月遂に從來の隔年交代の制を改めて三年一覲百日在府の新制を樹つるに至つたのである。以上の外幕府は慶應二年の末から三

年に亙つて官制の改革を斷行し、佛國公使レオン・ロシュ等の獻策に基いて、從來の老中の合議制を改めて陸軍總裁・海軍總裁・國內事務總裁・會計總裁・外國事務總裁の五局專任の老中を置いた。之は歐洲の內閣組織を採り入れたものとして注意すべき事柄であらう。又幕府が門閥打破・人材拔擢の方針を採つたことも從來のやり方を破つた英斷といふべきであらう。

ペリーの來航によつて最も直接に影響を受けたものは軍備である。品川沖における砲臺場の建設や、大船製造の禁を解いたことを始めとして、西洋式陸軍の採用、軍艦商船の製造若くは購入、海軍の創設、長崎・横須賀・横濱等における製鐵所造船所の設置、反射爐火藥製造所等の建設が行はれた。同樣のことは鹿兒島・佐賀・水戶其他の藩にも行はれてゐる。此の如く軍備の充實は大砲小銃其他兵器の製造を促したのみならず、一般工業の上に於ても西洋式工業が輸入されたことは注意すべき點である。尤も鹿兒島藩に於ては既に文政年間に羊毛紡織が行はれ、其後醫藥・硝子等の製造も試みられたのであるが、齊彬の時代に入つて西洋の新方法を採用し、嘉永安政の頃には、硝子・陶磁器・農具その他の製

造所が出來、瓦斯燈・電信機・寫眞術等に至るまで硏究せられ、特に慶應元年以來洋式紡績等が計畫せられ、同三年から操業を開始したことは注意すべき出來事である。佐賀藩に於ても嘉永五年に精煉方といふ役所を設け、煙硝雷粉等の武器に必要な原料の試驗から延いて他の化學工業竝にそれに關聯せる藥劑及器械等を製造し、安政年間には小蒸汽船及蒸汽車の雛型を造り、文久元年には汽罐製造所を建設した。以上の洋式工業のうちには軍備のために行つたものもあるが、化學工業・電氣・紡績其他一般經濟の發達に重大なる影響を及ぼすべき方面に、洋式工業を採用したもののあつたことは注意すべきところであらう。

更にペリーの來航によつて經濟上の方面に於て、最も直接的な影響を受けたものは外國貿易である。安政以後幕府は下田・箱館・長崎・神奈川・兵庫等を開港場としたが、神奈川の代りに横濱、兵庫の代りに神戶が開港された。當時最も主要なる貿易港は横濱であり、貿易額も安政六年には輸出入とも五十萬圓臺であつたのが、翌萬延元年から三千萬圓となり、慶應頃には六千萬圓を超え、從來の如き一方的貿易ではなく輸入の外に輸出も行はれ、寧ろ每年輸出超過の狀況を呈したのであつた。而して開港するためには居留地や貿易上の

諸設備をしなければならぬ。即ち兵庫開港のために約八九十萬兩の經費が必要であつた。この經費を支辨するために幕府は慶應三年に大阪の町人をして合資結社の方法に基いて一の商社を設立せしめた。この商社は歐米の會社組織に倣つたものである。當時の商工業は一般に個人營業であり、三井組の如き家族的團體ともいふべきものも例外的にはあつたが、合資結社の方法による西洋の會社組織に比すべきものは未だ曾て存在しなかつた。然るに慶應三年に至つてこの方法が始めて實現したのである。商社は西洋のコンパニー即ち會社に倣つて設立されたとはいふものゝ、その組織などが不完全であり、今日の所謂會社、殊に株式會社と同一視し得ざることはいふ迄もない所であるが、在來の企業組織に滿足せず、新しき組織を移植して我國の事業遂行に資せんとしたことは、經濟上における一大新政策として考へねばならぬ點である。

幕末における開國はまた我國財政上にも非常なる影響を與へ、從來嘗て見ざりし新しき方面に於て多額の經費を要したのであるが、之に對する策としては從來の貨幣改鑄や御用金等の外に、新しき方法として關稅收入と外債と幕府紙幣の發行とを擧ぐることが出來る。

當時各藩に於ては所謂藩札と稱する紙幣を發行してゐたのであるが、幕府は未だ嘗て紙幣を發行したことはなかつたのである。然るに慶應三年に幕府も遂に紙幣を發行することとなつた。之は一に横濱貿易の融通に資するために行はれたのであつて、同年八月に四種の金札が江戸横濱を流通區域として發行され、十月には江戸及關八州を流通區域として向ふ三ケ年間に兌換すべき五種の金札が發行された。十一月には前述の大阪の商社で近畿地方を流通區域として六種の紙幣が發行さるゝに至つた。これまた幕末の新政策の一である。

三

嘉永六年六月ペリーが提出した米國の國書は七月一日に老中より諸藩に示され、之に對する忌憚なき意見を徵した。諸侯の答書の多くは拒絶論で、開國貿易論者は五十四藩中十六藩に過ぎなかつた。尤も拒絶論といふも開戰論とは限らず、避戰論もあり、貿易は拒絶するが平和の取扱をなすべしとする者が多く、又所謂開國論と稱せらるゝものゝ中にも試みに貿易を許すといふものが割合に多く、或は軍備のために一時貿易を許すといふ考もあ

り、積極的に貿易の利益を認めて之を許すべしとの意見は極めて少かつた。積極的開國論者を擧ぐるならば、例へば福岡藩主は外國貿易を許さば『日本繁昌無疑』と說き、外國通商は先例に背かずとしてゐる。彥根藩の井伊直弼も八月十日の上書では彼我國風の相違を說き、邪敎を防ぐの祖法を變改す可からずとし、寧ろ消極的の意見を述べてゐるやうであるが、八月二十九日の上書では『交易の儀は國禁なれど、時世に古今の差あり、有無相通するは天地の道也。祖宗の神に告て、已來は此方より商船を和蘭會所咬噌吧之商館へ遣して交易すべし』とて朱印船を復興して盛に海外貿易を行ふべしとの積極的意見を述ぶるに至つた。

安政元年の條約は所謂和親條約であつたが、四年十月米國總領事ハリスが江戶に參府して重大事件卽ち通商條約の締結の議を申出でた。幕府はこの重大事件の處置に關して前同樣諸侯其他の意見を徵したのであつたが、之に對する答書は、前回と異つて開國貿易論が多數を占め、鎖國攘夷を主張したものは三十四藩中七藩に過ぎなかつた。卽ち社會狀勢の變化に應じて、貿易に對する諸侯の意見にも變化を生じたものと見なければならぬ。今そ

の一二の例を示さんに、さきに『本邦有限の財物を以、萬夷無盡之嗜欲に交易致候時は衰弊日を刻して俟べく』又期限付にて交易を許すの說をも斥け、全國へ必戰の用意を命ずべしとして主戰論を唱へた福井藩主は、此度は『鎖國不可致儀は具眼之者瞭然と奉存候』といひ、また『我より航海を剏め、諸州へ交易に出候事企望の折に候故、道理を以、來乞候者は拒絕無之筈に候』と說き『强兵の基は富國に可有御座候得ば、今後商政を釐め、貿易の道を開き有無相通はし、皇國自有之地利に據り、宇內第一の富饒に致度事に御座候』と述べ、貿易は富國の基であることを說いてゐる。其他鹿兒島藩主も外國貿易を開始すると同時に諸外國へ商船を派遣すべきことを主張し、老中堀田正睦も今や『强兵は富國より生じ、富國の術は貿易互市を以第一とす』と說き『廣く萬國に航し貿易を通じ』云々と述べてゐる。其他役人儒者等の開國貿易を主張した者も多く、降つて神田孝平の「農商辨」福澤諭吉の「唐人往來」(何れも文久年間の著)等も外國貿易を主張してゐる。橫井小楠も萬延元年の「富國論」に於て開國交易の必要を認め貿易を是認し、且海外には商館を建て國內には商社を設けて盛に海外に出でて貿易すべきことを說いてゐる。要するに幕末に於ては

開國貿易論が既に進歩的の意見であるが、それよりも更に進んで、我國より外國に出でて貿易すること、即ち出貿易の主張が少からず存することは注意すべきことであらう。

四

安政元年の和親條約によつて我國は外國船舶に對して船中缺乏品を供給するといふ所謂缺乏品貿易が行はれたのであるが、それが一般的通商貿易に發展すべきことは必至の狀勢であつたから、幕府に於ては通商條約締結以前から貿易方法等について種々考究を遂げ、幕府の役人を上海香港等に派遣して貿易狀況を調査せしむべしとの議が行はれたが、これは實現せずに了つた。

通商條約は安政五年に締結されたが、その結果種々なる方面に影響を與へ、殊に貨物が貿易に供せられるために、國內の需要を十分に充す能はず、自然物價は騰貴するに至つた。茲に於て箱館奉行は居貿易に甘んぜず進んで外國に赴いて物産を取引し、その利益を以て船の維持費に充て、兼て外國の事情を探索すると共に航海上の訓練をなさんとの計畫を立

て、先づ上海香港並に黒龍江方面からカムチヤツカ邊へ赴き、露領各地の狀況を調査する必要を認め、安政六年このことを幕府に上申したのであるが、遂に文久元年四月二十八日箱館を出帆して黒龍江航行の壯圖に就いた。船は箱館奉行所官船龜田丸で、木造帆船二本檣四十六噸で、當時の優秀船であつた。初めての航海でもあり、隨分難航であつたらしい。五月六日歷山（アレキサントロフスク）港につき二十五日同港を出て、六月一日に目的地たる尼（ニコライエフスク）港に着いた。同港は人口二千、黒龍江第一の都會で露國の東方經營の根據地であつた。七月十六日に同港を出て、八月九日箱館へ歸着した。船には絹布・米・醬油・馬鈴薯及雜貨若干を積込み之を尼港で試賣したのであるが、當時露國の東方經營の樞要地區を視察し、航海・軍事・地理・物產其他につき調査をなし、貿易の得失を考究して歸來したことは誠に意義深きものあるを覺ゆる。

次は上海への出貿易である。幕府は夙に外國貿易狀況調査のため香港及上海へ船舶を派遣する計畫を立てゝゐたのであるが、文久二年英船アーミスティースを買收して千歲（センザイ）丸と改め、幕府の貿易船として上海に派遣した。之は木造帆船三本檣三百五十八噸で、船長は

アーミスティースの船長ヘンリー・リチャードソンをそのまゝ千歳丸の船長として、四月二十九日に長崎を出て八日目の五月六日朝上海に着き、歸航は七月五日上海を出帆、同十四日長崎に歸着したもので、長崎出帆以來七十五日間で、開國最初の上海貿易が行はれたのであつた。時恰も長髮賊の亂があつたときで、英佛の兵士が市中の城門を守り出入を監視し、門前に支那人が集つても決して門を開かず、西洋人と見れば則ち門を開いて通行せしめたとか、其他種々なる感想が當時一行の人々の見聞記に記されてゐる。高杉晋作の「上海淹留日錄」にも『熟々上海の形勢を觀るに支那人は盡く外國人の便役たり、英佛の人街市を歩行すれば、淸人皆傍に避け道を讓る。實に上海の地は支那に屬すと雖、英佛の屬地といふも可也』とあつて、歐米の支那植民地化の狀況が既に此時に現はれてゐる。當時千歳丸に積込んだ商品は和蘭領事館の仲介で賣捌かれ、また商品の買入れが行はれたのであるが、貿易としては利益があつたわけでもなかつたやうである。

さきに露領尼港へ貿易を試みし箱館奉行は、更に翌文久二年五月奉行所々屬船健順丸を以て英領香港及蘭領バタビアへ出貿易を試みんと計畫した。この健順丸は米國船アルテア

號を買收したもので木造帆船三本檣三百七十八噸であつた。幕府は英國公使や和蘭總領事に對し萬事斡旋を乞ふ旨の依賴狀を出してをり、船も二年十月六日に箱館を出帆して品川へ着いてゐるから、初は勿論之を實行する考であつたと思はれるが、船が品川へ着いてから、後一時中止となつた。然し翌三年十一月に船は品川表を出帆して兵庫につき、翌元治元年二月九日に兵庫を出帆して二十一日に上海に着き、同樣和蘭領事の斡旋によつて貿易を試み市中を視察し、滯在一ケ月半、四月九日上海を發し十五日長崎に歸り、七月十日品川に歸着した。之が健順丸による第二回目の上海出貿易である。最初の計畫の如く香港やバタビア迄は行かなかつたが、上海までは出掛けたのであつた。この貿易は相當利益を收めたやうに記されてゐる。

海外への出貿易は幕末に於て相當盛んに論議された事柄であるが、尼港と上海との、卽ち北と南との兩方面に之が實現を見たことは上述の如くである。最初に行はれた出貿易は龜田丸による黑龍江貿易であるが、それは日本で造られた船で日本人が船長として、日本人水夫と共に未知の航路を乘り切つたものである。第二回第三回は共に上海への出貿易で

あるが、それに用ゐられた千歳丸も健順丸も共に外國船を買收したものである。然し千歳丸は外人乘組員によつて上海へつれて行つて貰つたのであるが、健順丸は日本人の手で上海へ航海したものである。以上三回の出貿易が貿易取引の上に如何なる結果を現はしたかは必ずしも明確ではないが、その成績如何に拘らず、このことは重大なる意義を有する。即ちそれは單に居貿易より出貿易への發展のみではなく、之によつて種々海外の見聞を廣め、上海における各國の領事などと會見して世界の情勢を知り得たことは一大收穫であつたといはなければならぬ。更に長き鎖國の後に、日本製船舶により又は日本船員によつて大洋航海を遂行したことはわが交通史上特筆すべき事件たるのみならず、海外への進取發展の意氣を如實に示したものといはなければならぬ。而も北方と南方とへの發展がこの時既に示されてゐたのである。その歴史上の意義は極めて大なるものありと信ずる。

五

以上各方面における幕末の新政策を述べたが、江戸時代の中葉以後、貨幣經濟の發展・

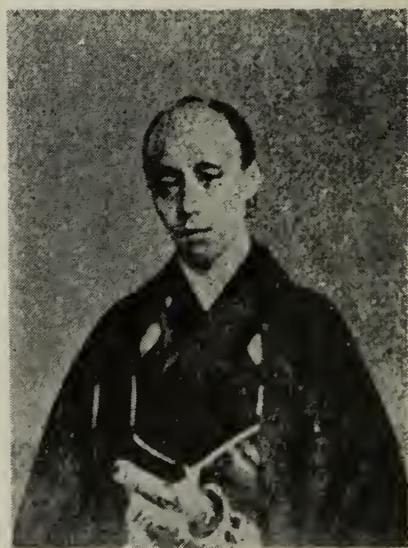
町人財力の勃興によつて政治社會經濟上に一大變動を與へつゝあつた處へ、嘉永六年にペリーが來航して巨大なる一石を投じた。それが大なる波紋を描いて政治・社會・經濟の各方面に大なる動搖を生ぜしめた。幕府は之に處するために、從來の傳統政策に反する幾多の新政策を採用し政治・軍事・財政・經濟の各方面に亙り非常時の對策が講ぜられ、封建制度を廢止せんとする意見さへも現はれたのである。幕府の數回に亙る種々なる改革、殊に慶應年間の庶政一新は一世の耳目を聳動せしめたものゝ如く、木戸孝允は『今や關東政令一新、兵馬の制亦頗可見者あり』と評してゐる。而も此等の改革は、從來の國内的改革と異り、對外的事情によつて刺戟されたばかりでなく、歐米文物の長所を採り入れた進取發展的のものである。それは鎖國日本が初めて世界の舞臺に現はれ、如何にしてこの難局を打開し、如何にして富國强兵の實を擧げんかと苦心したことを物語るものである。

六

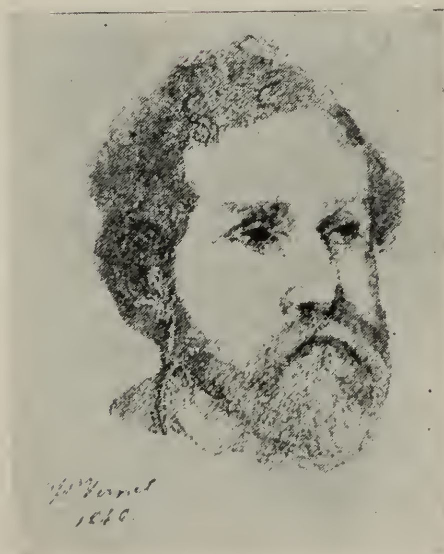
十七世紀の初以來英佛兩國は東洋にその爪牙を伸ばしたが、恰も百年前の阿片戰爭以來、



徳川家喜



小栗上野介



レオン・ロシユ

歐米諸國が支那をその殖民地化したことは周知の事實である。我國は幕末に於て薩長二藩が英國と結び、幕府が佛國と親善關係に在つたことは、今更説くまでもなきことであるが、一歩を誤れば支那の轍を踏むの危機に在つたものと考へざるを得ない。

當時佛國政府は東洋に大なる關心を有し、英米と拮抗して對日發展を策せんとし、公使ロシュに旨を授け、幕府を助けてその羽翼を張らんと欲したものゝ如くである。元治元年外國奉行池田筑後守の一行が巴里にありしとき、佛人モンブランは筑後守に説いて『貴國の隆盛を圖らば、諸侯を削小して之を統一すべし。然れども是れ幕府獨力の能くする所にあらざれば、宜しく佛國に依賴して其兵力を借るべし』といひ、佛國政府も亦『日本政府、國内の叛徒を戡定して外國との和親を永續せんと欲せば、佛國は其力を貸すを吝まず』との意を洩した。これ筑後守が同年五月巴里に於て、その外務大臣と締結せる四ケ條の條約の第二條に『使節歸着の後三ケ月以内に、佛國船の下ノ關の通過を安全ならしめ、時宜に因りては威力を用ひ、又佛國海軍隊の指揮官と共に處置することあるべし』と規定された所以である。この條約は、幕府に於ては使節越權の處置として之を認めなかつたため、

世に之を巴里の廢約と稱してゐる。

「續再夢紀事」慶應二年七月八日の條に『征長の擧、此上時日を費されては、外に英の煽動するあり、内に諸侯の異志を蓄ふるあり、如何なる障碍を惹き起さんも測りがたし。只々一日も早く局を結ばるる方然るべし。就ては大砲は御注文次第幾門にても差出すべく軍艦も差出すべけれど、是は西洋各國に規則ありて今日の如き場合に賣りがたし。故に商船を軍艦に仕立、是も御注文次第差出すべしとの事なり』とあるが、之は老中板倉伊賀守が大阪より兵庫に出張してロシュと會見せし際のロシュの云へる所である。卽ち武器をも供給して征長の擧を遂げしめ、幕府を援助せんとする態度を示したものである。

かくの如く佛國の援助をかりて薩長を抑へ、幕府の權力を伸張せんとする策は幕府の側にも贊成者があつた。卽ち老中阿部豐後守・松前伊豆守・若年寄酒井飛驒守、勘定奉行小栗上野介・御側御用取次竹本隼人正等がそれであつて、佛國の力をかりて薩長を討滅し、其勢に乘じて諸大名を削平して郡縣の制を布き、以て德川氏執權の下に長く全國を統一せんと考へてゐた。阿部・松前兩老中職を去りし後は、小栗上野介が專らこの議論の中堅を

なしてゐたものの如くである。
以上述べし所によつて觀れば、幕府と佛國との間には親善なる關係が結ばれ、一方には ロシュが幕府支持の意見を有して幕政の改革等にまで建議する有様であり、他方には當時の有司の中にも、佛國は他國に比して信頼するに足るものと考へ、之に頼りて事を成さんとするものもある有様であつた。慶喜もロシュを信頼せしことは事實であるが、そは唯だ彼の意見を參考に資せんとしたのみであつて、佛國の兵力及財力をかりて反對派を壓せんとするが如きものではなかつた。このことは、戊辰の春ロシュの熱心なる再擧の忠告を斥け、或は佛國よりの借款を斥けたことによつても明かであるが、公の憂へし所は區々たる薩長對幕府の關係ではなく、日本對外國の關係であつたからである。
幕府と佛國との關係に對し、薩長兩藩は英國と密接なる關係を有した。ロシュの言によれば、薩州は討幕の兵を擧ぐるために、英國から或る有力なる援助を得べき約束が成立して居たといふことであるが、パークス傳の著者は『ロシュは巧に日本政府を籠絡して、佛國の保護國の如き體裁の者を作り出さんと謀りしに似たり』と稱してゐる。當時のパーク

スとロシュの言動に徴して、必ずしも無稽の評言とは斷じ難い處もある。然しながら海軍の教習について之を英國に讓り、横須賀製鐵所の器械の購入につき英國を加へ、外債を英佛兩國に募るべしとなせる點よりすれば、ロシュと雖、全然英國を除外して振舞ふことも出來ず、多少英國に遠慮して居た如き點も存するのではないかと思はれるのみならず、ロシュが果してかかる野望を藏してゐたか否やは疑問であらう。

そは兎も角も、幕末の危機に際會して若し薩長が英に賴り、幕府が佛に倚つて事を成さんとし、一は皇政復古の手段を誤り、他は諸侯剷平の擧に出でたらんには、啻に國內に於て社會の混亂を激成したのみならず、外には英佛二國の干涉を招き、國家の前途は實に寒心に堪へざるものがあつたであらう。慶喜の憂へし所も全く此處に存したがため、幕府有司の企畫を斥け、ロシュの勸告を峻拒したのであつて、かくて日本の國を擧げて祖國を守り、協力して外國に對するの態度を堅持したことは銘記すべきことであらう。

七

思ふに安政の開國は、幕府の衷心より欲せし處ではなかつたであらう。然しペリー來航以來通交互市を拒絶せば開戰を覺悟せなければならず、戰つて勝算あるわけではなかつた。恐らく何人がその局に當るとするも、同一の結果を見るより外に策はなかつたであらう。然しこの對外接觸の機會が開かれてより、幕府は多大の刺戟を受け、從來の如く祖法は枉ぐ可からずとして固守偷安に耽るわけには行かなかつた。意を政治の刷新に用ひ、眼前に展開された西洋の新文明を採用して、世界の競爭場裡に立ち遲れざらぬが爲め努力せなければならなかつた。人材の登用・言路の洞開・政治・經濟・軍事上の新政策の如き、何れもかくの如くにして行はれたのであつた。

既に述べたる如く、幕府は安政條約交換のため使節を米國に派遣したが、正使は新見豐前守、副使は村垣淡路守、目付は小栗上野介で、隨員中には甲斐の醫師廣瀨保庵、中津の書生福澤諭吉等があつた。彼等は米國に滯在すること數ケ月、米國の文物を仔細に見學し、徳川の末期に時流に超越せる世界的識見を得て歸朝した。その當時小栗上野介が土産として持ち歸つたものは、地球儀や新しき器械類であつた。これは『世界を知れ』との警告で

あつたと稱せられる。其後も屢英佛露等への使節派遣があり、幕府も長藩も薩藩も留學生を派遣した。それ等の人々が泰西の文物を實地に目撃して得る所少からず、歸朝後世人を啓發し、殊に要路に立ちし人々の中にはその新知識によつて財政經濟上に經綸を行はんとしたものも少くなかつたのである。幕末に上述の如き新政策が行はれた所以は、かゝる新知識者の存在したことが重大なる一原因をなして居ることと考へられる。

德川幕府より明治への政治的變遷を、形式上から觀れば、政權は依然として武士階級の手に在つたもので、只上級から下級へ移轉したるに過ぎない。卽ち幕府を仆したものは、町人階級ではなく下級武士階級であつた。之は江戶時代の町人階級の政治的經濟的自覺の如何にもよる所であり、また封建鎖國の結果として町人の勢力が一定限度以上に進展するに至らず、實際の政變が外國關係や勤皇倒幕運動によつてその機會が造られたがため、武士階級の一部下級のものが囘天の大業を成就した次第である。此等下級武士階級は封建制度の下に於て到底その生活を遂ぐる能はず、その才能を展ばす能はず、之に對し不平不滿を懷きしものであり、局面展開の必要を痛切に感じて居たのであるが、遂に右の如き機會

に乘じて上級武士を排し、封建制度に代つて新しき政府を建設したのである。
然らば町人階級は明治維新に對して全然無力であつたかといふに、それは必しもさうではない。既に町人の富が存在し、之を利用し得たるがため、長州其他の武士が維新囘天の大事業をなし得たのである。鳥羽伏見の戰・江戸及東北の戰、或は降つて明治政府の用金・紙幣、すべてこれ等の財力的方面は町人特に大阪町人の財力によつてなされたものである。大阪は天下の臺所であつて、全國の富の七分までは大阪に在りと評せられた程であるから、明治政府の創業に與りしものが、大阪の財力を手に入れたことは、誠に賢明なる政策であつた。之れなくんば明治政府の成立は果して如何であつたらうか。
而して他方經濟上に於ては、既に貨幣經濟の發達しつゝありし時代でもあり、且幕末に於て既に述べたる如き新政策が實行せられ、幕府はこれによつて次の新しき時代に應ぜんとする一大方向轉換が行はれてゐた際であつたから、明治政府に於ても時勢の進運に應じて經濟上の施設を試み、西洋の物質文明を採り入れるに至つたのである。これ明治維新の後に現はれた資本主義社會が、舊來の町人の手によつてではなく、政治の當路者たる下級

武士階級の手により、其等の者を中心として行はれた所以を示すものである。

明治維新以後我國の經濟は實に驚くべき發達をなした。德川時代の鎖國に反して廣く國を開いて世界の各國と通交し、外國貿易は盛大に行はるゝに至つた。然しそれは既に述べたる如く幕末に於て早く實現されてゐたことに過ぎぬ。

明治の文明はまた器械の文明であると稱せられる。明治政府はその初十年間に於て產業上直接干涉の政策を採り、歐米の工業を我國に移植し、各種の模範工場を建設して、官業によつて國民を指導し、新器械の輸入・新技術の傳習に腐心し、明治新工業の基礎を確立したものである。然しながらこの器械工業の必要並に輸入も、幕末に於て既に幕府並に先覺諸藩の間に行はれんとしつゝあつたことは既に述べし如くである。

明治時代は又會社企業の時代である。蓋明治維新以後の產業の發達は、會社組織に負ふ所が大であり、我國民經濟の根幹をなすべき各種の大事業は、皆會社の形式を以て經營せられてゐる。この會社組織が一般に行はるゝに至つたのは明治政府の努力による所であり、早くは明治初年の通商會社・爲替會社、其後明治五年の國立銀行以後、この組織が實現

普及したものであることはいふ迄もない。然し會社企業の必要は幕末に於て認められてゐたことであり、不完全ながらも商社の設立を見たことであるから、會社組織の萠芽は既に幕末に存せしものであるといつて差支あるまい。

明治政府は維新の際、軍事及行政の費用に窮し、御用金によつてその一部を充たしたものである。然しそれは間もなく行詰となり、紙幣發行の方法によつて急需を充すこととなつた。明治の前半は不換紙幣の續發と、それが整理とに費された觀がある。この紙幣の發行は早く各藩に於て行はれた所であり、幕府に於ても慶應三年之を發行したことは既に述べし如くである。

かくの如く明治維新以後における經濟上の諸政策、殊に明治の初十年間に行はれたるが如き諸政策が、既に幕末に於て少くともその萠芽を存し、又多少實行せられてゐたことは大に注意すべき點であらう。

八

要するに幕末に於ては開國進取は既定の事實であり、この外に採るべき途は無かつたのであるから、その方針が維新後も繼續採用され、更に一層の力を以て外國の資本主義經濟を採り入れて來たことは當然であつた。幕末の十五年間に攘夷の論が行はれたに拘らず、事實は開國の方面に次第次第に進んで行き、西洋新知識の採用が益々盛んに行はれ、遂に維新後の政治經濟の發達を見た次第であるが、凡そ我國の文明は上古以來大陸の文明を取り入れ、維新後は西洋の文化に接し、之を我國固有の文化に同化吸收して獨得の日本文明を造り出した。外來文明の模倣ではなく、亦外來文明の排斥でもない。長所美點はすべてをとり入れ、之を混同融合せしめ、世界に誇るべき獨得の文化としつゝあるのである。幕末の新政策にしても、現在の時局にしても、何れも日本が世界に發展せんがための革新である。幕末に外國によつて世界の舞臺に引き出された日本は、今や滿洲事變以來逆に世界を新しき舞臺に引き出した。小栗上野介によつて我國に持歸られた『地球儀』は、今や日本の手によつて新しき地球儀にぬり替へて世界に示されんとしつゝある。卽ち我國は鎖國から開國へ、東洋の日本から世界の日本へ、と歩み來つたのであるが、幕末以來九十年、

この大なる變化を認識して、大東亞共榮圈の確立、世界新秩序の達成に邁進せなければならぬ。

幕末の軍費調達

大山敷太郎

一、序説

幕末外患の刺戟によつて、我國の朝野は愕然として、今更らのやうに軍備充實の必要なことを痛感した。それもその筈、かの文化年間に、露西亞の軍艦が我千島・樺太を荒掠し、同じく英吉利の軍艦が長崎に不法侵入した樣な國辱的事變に直面し乍ら、當方では一隻の軍艦又は武裝船の、以てこれに對抗制御すべきものなく、徒らに手を拱いて傍觀そのなすがまゝに任せねばならなかつたのだから。のみならず、當時の社會組織上、當然國防の第一線に立つべき責務を有した武士階級も、打續いた泰平のために、全く柔弱化して何の役にも立たず、中には武士の魂といはれた刀劍や具足の類をさへ、所持しないものがあつた

といはれる程であつた。

かくて、或は海岸の要所々々に砲臺を築くとか、軍艦を外國に註文するとか、國內でその建造施設を創建するとか、更に又、より根本的に、當時殆んど弛緩してゐた——といはんよりは、寧ろ皆無に等しかつた軍制を確立し、大に陸海軍の整備充實に努めるとか、とにかく、國防充實のことに懸命な努力を傾倒することになつたのであつた。かゝる國防の充實が、先人の並々ならぬ苦心努力によつて、當時なほもとより不十分ながらも、或る程度まで達成せられた。今日世界に誇るべき嚴乎たる我が國防の原核は、實に當時において結成せられたものといふことが出來る。

ところで、かゝる國防の充實を可能ならしめたところの物的基礎として、如何なるものがあつたか。換言すれば、かゝる國防充實のための軍費は如何にして調達されたものであつたか。この問題は、幕末における我國防充實事情を知らんとする上に、是非とも究明しなくてはならぬ重大な問題である。よつて、かゝる軍備充實のために、果して如何なる程度の軍費が必要とされたものであつたか。そして、かゝる軍費の調達のために、果して如

何なる方策が採られたものであつたか。又、その實際的效果はどうであつたか。およそ、これ等の問題について、以下概説を試みて見よう。

二、幕末の軍費增大

いふまでもなく、幕末の國防も多方面に亙つて必要とされた。先づ擧げられたのは、江戸・大坂・長崎その他重要地域の沿岸防禦施設であつた。尤も、これ等は今日から見れば、これを以て國防の事足れりとするには甚だ遠かつたのであるが、ともかく熱心に考究實施されたもので、幕府以外諸藩においても、夫々若干の施設をしたが、玆にはその代表的なものとして江戸灣の砲臺築造とこれが經費を見よう。嘉永六年七月といへば、かのペリー來航の直後であるが、この月早くも幕府の勘定奉行川路、同じく勘定吟味格代官江川等は、これに關して種々調査研究を遂げ、具體策を上申した。

それに依れば、萬全を期する設計としての江戸灣砲臺建設費の概算は、次の通りであつた。

凡御入用積書付

一金千四百七萬七千三百九十六兩三分余

富津より旗山前迄御臺場八ケ所分　凡御入用

一金九十一萬二千九百十五兩二分余

旗山方方五町築出御臺場一ケ所　凡御入用

合金千四百九十九萬三百十二兩余

もとより、吾等は今日の眼でこの數字を見てはならぬ。試みにこれより數年前の天保十三年の幕府の歳計を見ると、定例收入が金九十二萬兩、同支出が百四十五萬兩とある。これと對比すれば、右の砲臺建設費の豫算が如何に尨大なものであつたかゞ判らう。即ち定例收入の約十六倍、同支出の約十倍に該當してゐる。この一事を以てしても判る通りの事情なればこそ、後にも述べる樣に、軍費の調達があらゆる方面に亙つて、熱意的に强行されねばならなかつたのである。が、如何に何でも、この樣な計畫は、到底實行し得べきところでなく、事實においてはその經費の點から遙かにその規模を縮小せねばならなかつた

が、それでもなほ、その總經費は七十五萬兩の多きに及んだ。しかも、いふまでもなく、これ丈で沿岸の防備が全しといふわけでは決してない。それには未だ大砲も備へねばならぬ。その維持費も亦輕くなかつたに相違ない。當時、鑄砲原料の不足を慮つて、銅鐵を以つて佛像諸器具を鑄造することを禁じ、更には諸國寺院の梵鐘の鑄換を行はんとした程であつてみれば、その實情を想見出來よう。安政元年といへば、前述江戸灣砲臺建設の議のあつた嘉永六年の翌年であるが、その年十一月に幕府當路のものが、砲臺建設費や大砲鑄造費等を擧げて『その何れ一つをとつても莫大なる金高であつて、經常の歳入では年々多大の不足である。かくの如く折重つて支出が增大して、行末は果してどうなるであらうか』云々（大意）と、早くも深憂の嘆聲を發してゐるのも、亦その間の實情を覗はしめる。これを事實に徵すると、例へば幕府が慶應二年中に佛國に註文した武器丈でも、元込銃一萬挺、加列印五千挺、ヱニヒイルト形小銃五千挺、短銃千挺、步兵隊裝具二萬五千人分、大砲隊裝具千二百五十人分、兵卒着用の羅紗千三百二十四枚、その他夥しいものがある。この代金が、どれ程に上つたかは判らぬが、この支拂殘りを明治新政府が拂つた分だけで

も、三百三十三萬餘フランに達したものであつたから、總額が如何に莫大な額であつたかが判らう。慶應元年の陸軍の經費を算出してみると二百二萬餘兩の巨額となつてゐる。

次には、海軍建設の費用である。當時海軍の建設を企畫した軍制係からの上書中に『海軍御建興之儀は當今第一の御要務にて、無此上御大業に有之、御軍艦之製造方は莫大之御用途』云々とあるが、當時我國の海軍力の充實はどの邊まで具體化され、又その經費は何程の額に上つたものであつたか。幕府は嘉永六年九月、時勢に促されて祖法を一擲して大船製造の禁を解き、早くもその翌月には和蘭に對して軍艦購入の交渉を開始した。かくて幕府が安政四年以降外國から購入した軍艦は七隻、この代價百五十三萬弗、船舶は二十五隻、この代價百八十萬六千弗の巨額に達した（これにはなほ買取代金未詳のもの若干を除外してある）。この外、國内で建造した船艦十餘隻があるが、その一々の經費は詳らかでない。これ等船艦の維持費も、亦輕少でなかつた。例へば、開陽艦なる軍艦一隻一ケ年の入用高として十四萬六千餘兩の計算書が殘存し、又、慶應三年十月調の一ケ年の海軍經常費九十二萬兩餘と見えてゐる。

又、幕府は安政四年に長崎に製鐵所（造船所）の建設を目論み、更に元治元年に至つて横須賀に、より完全な大規模のものを建設することとなつた。これはフランスに請負はしたもので其の經費豫算は四ケ年繼續事業二百四十萬弗といふ巨額なものであつた。明治元年四月迄に幕府が支拂つた實際額は、約百五十萬弗であり、未完成のまゝ明治新政府に引繼がれた。これぞ、今日の横須賀海軍工廠の前身に外ならぬ。

以上の外、直接の軍費とはいへないが、かの生麥事件の償金十萬磅、下關事件の償金百五十萬弗の支拂を餘儀なくされたし、長州征伐のためには四百二十七萬餘兩を徒費した。又新式陸海軍の創建に伴ふ人件費、物件費等一々詳細は不明であるが、これ等を總計すれば幕末の軍費は蓋し、實に夥しいものがあつたに相違なく、これを前掲天保末年の歳計と比較對照すれば、全く異常なる大膨脹を示した筈である。從つて、次の問題は、かゝる空前無比の新經費たる軍費の調達は、果して如何なる方策により、どの程度に可能とされたものであつたかである。



生麥事件償金を英船パール號へ運搬之圖　（ロンドン新聞所揭）

三、軍費の調達

以上の樣な、未曾有なる軍費の膨脹に對處し、これが調達を遂げんがためには、その方策はもとより多方面に亙り攻究實施されなければならなかつた。

一、增　税

先づ考へられたのは租税の增徵である。ところが、當時の税制は殆んど地租一本槍ともいふべきもので、甚だ彈力性を缺くものであつた。のみならず、それは一旦天災に遭はんか、一大減收を餘儀なくせられる恐れのある頼りないものであつた。にも拘らず、これが增徵は幕末において、殊に頻々として行はれた。然し、それによつては、大した效果は得られなかつた樣であり、却つて、代官などの無理解な、聚斂的行動のための誤解もあつて、幾多の不祥な騷擾事件をさへ惹起した樣な始末であつた。幕吏林大學頭が幕末の經費多端に關しての建白中にも『此上又々莫大の御入用があるとすると、御領所代官等の聚斂嵩んで小民の困弊となり、或は一揆發生等の患なしとしない』(大意)と見えてゐるのも、强ち

取越苦勞ではなかつたのだ。

ところが、識者の內には、かゝる稅制の根本的刷新の斷行を必要なりとし、舊來の如く、ひとり農民に丈租稅を負擔させず、新たに商工の徒にも賦課すべしと論ずるものあるに至つた。卽ち、慶應元年頃『當今の財政事情は誠に容易ならぬ御時節であるが、玆に商稅の法を確立されるならば、今後は聊の御心配もない。財政を充實し得べきはもとより、御武備も十分に整ふもので、この商稅取立の新法こそは、實に富國强兵の基である。西洋諸國の如きは、何れもこの法を以て國力を張るものである』云々（大意）と說くものがあつた。又、當時幕政に關して種々な有力なる獻策をしてゐる佛國公使レオン・ロシュは慶應二年二月に、『商人を四等に分ち、一分（百分の二）の稅を納めさせる』ことを獻議し、その取立方は『生活に要用なるものは輕く、奢侈に屬するものは重くするが萬國の公法である』などと說き、更に翌慶應三年八月には、『海陸軍創立のためには、非常の入用を要するから、從つて、非常の所得がなくてはならぬ』とし、家屋・土地・商業・酒・煙草・生糸・茶・船舶の諸稅を徵收し、以て幕府財政の基礎を鞏固ならしむべしと論じてゐる。

更に又、「農商建國辨」にも、舊來の地租のみに依る税制の維持すべからざる所以を論じて『……元來地力は限りあるものである。地力に限りあるが故に、物産に限りあり、物産に限りあるが故に、租税に限りがある。然るに、世の中は次第に事繁く、入費も次第に増加することは際限がない。限りある租税を以て限りなき費用を出す、その勢ひ窮せざるを得ないのは當然の理である』云々（大意）となし『この故に上必らずしも奢らず、下必らずしも怠らなくとも、上下倶に衰微を免れないのである。然るに、これを一變して商税の方法を採用すれば、國庫日々に富む』云々（大意）と論破してゐる。

幕府當局者と雖も、極度の財政難に直面してゐる際、もとよりこれ等の論議に耳を傾けない筈はなかつた。然し、多年の積習は仲々容易に脱却し得るものでなく、かゝる税制の根本的刷新の具體化は、種々の事情で頗る困難を極め、營業税その他の計畫は折角樹立されたが、遂に實現の運びに至らなかつた。

二、御用金及び上納金

御用金とはもと〳〵御用の金、卽ち公けの費用に供するところの金といふ意だ。ところ

が、それは幕末に國用の不足を補はんがために、臨時に主として用達商賈等に對してこの名を以て金錢上の負擔を課したので、學界でこの意義を重視されて專らその意味に解されて來たものだ。いはゆる御用金の事例は、寳曆年間後度々見られるが、ペリー來航の年たる嘉永六年以後、殊に頻繁に賦課され、その用途は殆んど全く軍費として調達されたものであつた。尤も、これは元來は元利金を償還すべきもので、一種の公債なのであるが、これは必らずしも履行されたわけではなかつた。その實際の課徵額の一々は必らずしも瞭かとなつてはゐないが、相當の亘額に達した模樣である。例へば、嘉永六年八月ペリー來航の直後幕府は『國家の安危は四民の患也』と說いて用金令を發したが、この時大坂・兵庫等の町人から金六十萬兩餘、江戶町人から二十九萬兩餘を醵出されたものであつた。又、全國に散在した幕府直領地からも屢々上納金として亘額の金員並に物資が獻納された。同じ嘉永六年八月から萬延元年七月迄の八ケ年間の上納金その他は金五十三萬兩餘、鐵千六百貫目、銑十萬七千餘貫目、正鋼三百餘貫目、平割鐵二千六百餘貫目等々があつたといふ。

然し、頻々たる下令に、幕府の政治に對する不信賴もあつて、かゝる御用上納金の方法

に依る軍費の調達も、次第に困難さを累加した。『公義（註、幕府を指す）において何の恩か爲る。……今衣食は日月之恩也、當今之公義は萬民之寇也、公義へ御用金出す馬鹿はなし、假令權威を以て用金申立候共、怨る計なり、十分の一にねぎつて出すなれど、捨るより惜きなり』云々といふ如きものを生ずるに至つた。もとより、これを以てたゞ一人の聲と聽きながすべきでないので、かくては、この方法に依る軍費の調達も略々行詰つたものといはねばなるまい。

三、借　款

幕末に近づくに從ひ、軍費の必要は益々熾烈化したが、その調達は愈々窮屈になつて來たのは、蓋し亦止むを得ないところだつた。その結果慶應二年八月に至つて、幕府當局は遂に主として長州征伐及び横須賀製鐵所創設の經費に充てるため、佛國公使ロシュを仲介として金六百萬弗を借款せんとするに及んだ。即ち、これを軍費として、先づ長州を討伐し、次に薩摩を撃破し、この二國を亡すときは餘の大名は悉く威服するに至らう。然る後、封建の制を廢し、郡縣の制を布き、復び幕府の政權を確立、天下に號令せんと、眞に乾坤

一擲の意氣込で企畫したものであつた。ところが、これは恰も將軍薨去その他の事情があり、且つこれに關して種々賛否の論議も百出し、折角大いに進捗しつゝあり乍ら、遂に破談となつて仕舞つた。だが、翌慶應三年二月頃に至つて、又もや借款の交渉が再燃せられた。即ち、當時佛國公使ロシュと我が老中板倉とは大坂城中で、これに關する重要會談を遂げた。ロシュ・板倉會談において、ロシュ先づ說いて曰く、『およそ、立國のはじめ、海陸軍を充分に整備せんには、多大の經費を要するのは當然であつて、必らず國用が不足するに決つてゐる。如何なる國でもかゝる時には、他國より借りてその用に給するものである。そして、國の力さへ着けば、借金はどん〳〵返してゆかれるから、何も苦にすることはない』云々（大意）と。更に曰く、『これによつてコンペニーの法を立てられるならば、御入用は何程でも調達自在である。既に右借款成立のために準備を遂げてゐる』云々（大意）と。右にいふコンペニーの法とは既にこれよりさきに慶應元年頃、ロシュが小栗上野介等に建策し、佛國の商社と組んで合本組織のコンペニー（會社）を起し、これを以て貿易（主として生糸の一手輸出）を營まんとの計畫これであつた。が、これも亦不調に終り、結局幕府とし

ては横須賀製鐵所を抵當として佛國商社から五十萬弗を借款に及んだものであつた。この借金は維新直後、これも財政多端な新政府が、百方工面の結果漸く英國のオリエンタル・バンクから借用して支拂ひ、抵當物件たる製鐵所をとり戻すことが出來た。

四、兵賦金

以上の樣な軍費調達の外に、兵賦金の課徵なるものがあつた。これは慶應二年九月に至つて、從來兵賦と稱して旗本御家人連中から、その知行高に應じて領内から壯丁を差出してゐたのを改めて、軍制一變の折柄規律一新の意味で、銘々その知行高物成の半分を十ケ年を期間として金納を命じたものをいふ。そして、それは代官支配地に在つては直接領民に賦課されたが、然らざるものでも結局は夫々の領民に轉嫁されたものであつた。それはつまり『方今之形勢、海陸軍御更張之御趣意』と、その時の達にある通りであつたが、知行高物成の半分つまり、俸給半減の命令だ。かういふことが、でなくとも窮乏してゐた旗本・御家人にとつて、非常な重荷であつたことはいふまでもないであらう。達の中でも、この點を考へてのことであらう。『御不本意には思召候得共、時勢不被得止、被仰出候事に

付、何れも心得違無之樣可被致候』云々とさへ說いてゐる。
然し、この兵賦金なるものの課徵成績は、相當見るべきものがあつた樣である。幕末に活躍した偉材の一人勝海舟の著書である「解難錄」といふのを見ると『…征長の擧起りしより以來、國財空費、城內金庫皆一空、近く京師不穩、費用益〻不足し…且歲暮に逼り收稅すでに終れり、其集る處兵賦金のみ、此金貨三百五六十萬、乍ㇾ然是兵隊軍隊の用に充るものにして、他に不ㇾ可ㇾ用、當二此時一京師益〻不穩、兵を集め彈藥を買ひ、その用途實に多くして償之道無く、亦是を寬に成すの暇なし…』云々といふ一齣がある。傍點は新に附したものだが、幕末の財政窮乏のドン底に在つて、この兵賦金なるものが頗る重大な役割を演じたことは、右の記事でも首肯できよう。
以上の外、直接當面の軍費調達のためといふわけではないが、幕府があらゆる方面に亙つて殖產興業のことに乘り出し、以て富國强兵の實を擧げんと意氣込んでゐたことが注意されよう。又、これも直接軍費調達のためとはいへないが、貿易の振興による關稅收入の

増加も大いに期待された所であつたが、之は必らずしも大なるものではなかつた様である。

四、むすび

以上、幕末における軍備の充實、竝にそれを可能ならしめたところの軍費の調達が如何になされたかについて、概説を試みたものである。もとより、說いてなほ盡さぬ點が多いが、これを以て見るも、先人が懸命なる努力を傾倒して事に當つたことが判らう。尤も、その結果から見れば、無意義に終つた事柄もあるが、それは必らずしも深く追求するに及ばない。吾等は、よく當時の時勢に對處して、出來る丈の努力を盡された先人に對して、衷心感謝の念を捧げんとする次第である。なほ、從來國内で封建的對立觀念に支配され勝ちであつた民心が、嘉永六年ペリー來航後は漸く全國民的自覺の下に諸外國に對峙しなくてはならぬといふことに目覺めつゝあつたことも、軍費調達の上に必らずや、好ましい作用を遂げたものであらう。本稿は便宜上殆んど幕府中心に叙述したが、各藩下においても規模を小にして、何れも分相應の業績を示したものであつたことを附記する。

明治維新と日本國民經濟

堀江保藏

幕末の開國と國難

一

德川幕府はその末期に至るまで、鎖國主義を以て諸外國に臨んだ。併しそれは絕對的なものではなく、港(長崎)と國(淸・蘭二國)とを限つて受動的貿易を認めてゐた。同時に幕府は、鎖國政策を嚴守するためには外國との戰爭をも辭しないといふが如き態度をとつてゐたものでもなかつた。鎖國と避戰、この二つの態度が事件を處理する場合如何樣に現はれたか。一二の例をとると、先づ文化五年長崎に於て所謂フェートン號事件が起り、爾後英國船の我が近海に出沒するもの多くなるや、幕府は文政八年二月に所謂『打拂令』を發し、外國船の我國に着岸するものは一議に及ばず打拂ふべしと命じた。之れは後の攘夷論の出

發點をなすものであるが、布令の後段に『逃延候はゞ追船に不及其儘に差置』云々と述べてその避戰的態度を示してゐる。次に天保十三年七月には前の打拂令に代つて『薪水令』を發し、薪水・食料の缺乏を訴ふる外國船には、求むる品物を與へて歸國せしむべしと命じたが、之は避戰の態度を最もよく表明せるものであつて、いはゞ鎖國主義を拋棄し、開國へ一步を進めたものといへよう。

右の天保十三年は西曆一八四二年に當り、阿片戰爭に於て支那が英國に敗れた年である。戰爭の結末は和蘭の甲比丹によつて直ちに我國に通報せられ、我が朝野の深き反省を促した。『薪水令』の發令も實はその一つの現はれであつた。その英國並に之と敵對的地位にあつた佛蘭西は、當時薩藩に屬した琉球に着目して、弘化元年には兵力を恃んでその開國を迫り、遂に之を應諾せしめた。嘉永六年に至り米國使節ペリーが來つて開國を强要するや『薪水令』のみに止まるを得ずして、翌安政元年三月之と和親條約を結び、この關係を英國・佛蘭西・露西亞・和蘭等にも及ぼした。この條約は名の示す如く、列國と和親のための條約であつて、通商條約ではない。從つて相互に商品の賣買を行ふといふのでは

なく、たゞ外國船に薪水・食料・石炭等の缺乏品を下田・函館など指定の港に於て調達することを許したに止まり、而も外國船が此等の缺乏品を求める時は、其地の役人が之を取扱ひ、私人は取引に從事するを得ない定めであつた。併し缺乏品の名に於て反物・瀨戶物・漆器・紙類・玩具の類まで輸出せられたものであつて、この條約の締結は、實に鎖國政策の九分通りの拋棄と見てよい。

併し乍ら諸國がこの條約を以て滿足しなかつたのは勿論であり、況や下田・函館の如きは、背後に大なる消費市場及び外國人の欲する商品の生產地を控へてゐたわけではなかつたから、諸外國は進んで通商條約の締結と、江戶・大阪の如き重要都市の開港とを强要した。殊に大阪には諸大名の藏屋敷があり、諸大名は最も有力な商品の提供者として海外に知られてゐたから、諸國は諸大名を相手方とする取引の開始を熱望したのである。その結果が、安政五年六月米國との間に結ばれ、英國其他の諸國に及ぼされた修好通商條約であつて、之には一定期限內に下田・函館の外に新たに神奈川・長崎・新潟・兵庫の四港を開き、（神奈川の開港は下田の閉鎖を條件とす）、江戶・大阪を開市し、同種貨幣の量目交換を定

め、治外法權を認め、信教の自由を許し、公使・領事の駐剳を承認するなどの事が約束せられ、附屬の貿易章程には噸稅・關稅等に關する規定がある。この規定によれば、輸出關稅は從價五分であるのに對し、輸入關稅は原則として從價二割であつた。併し輸入關稅の低率なることは諸外國の最も欲するところであつたから、其後江戸・大阪の開市、兵庫・新潟の開港を延期する代償として次第に切崩され、遂に慶應二年五月の改稅約書によつて、原則として從價五分に引下げられた。

二

以上の如く、幕府の祖法として最も重要であつた鎖國政策は、その裡に存した避戰主義に敗れて結局開國となつた。かく成行つた事情としては、內にあつては土地經濟と貨幣經濟との矛盾に基く封建制度の頹廢、外にあつては產業革命を經て發展せる先進資本主義國の勢力の東漸、この二つの競合を考へることが出來るが、之に就ては說明を省略し、國を開いたことが我國の經濟に如何なる影響を及ぼしたかを簡單に述べよう。

先づ貿易關係は、數字に現はれた限りに於ては、慶應二年に至る數年間、我國は輸出超過を繼續した。當時の主要輸出品は生絲・茶・蠶卵紙・水產物・棉花等であり、就中生絲は輸出總額の五割乃至八割を占めた。之に對して主要輸入品は毛綿交織物・綿織物・毛織物・錫・鉛・綿絲等であつて、例へば文久三年には、毛綿交織物は全輸入額の約三割五分、綿織物は約二割、錫・鉛は夫々一割、綿絲は五分內外を占めてゐた。輸出超過の原因は、國內に於ける外國商品に對する需要が未だ起らなかつた點に存したと考へられるが、併し數字に上げられてゐる以外に幕府並に諸藩が多額の武器・艦船を輸入してゐる事を考慮に入れねばならぬし、また當時の貿易がすべて居留地にある外商によつて營まれてゐたこと、貿易品は總て外國船によつて輸送せられてゐたこと、金銀の比價が我國と外國とで頗る違つてゐたことなどをも考慮しなければならぬから、結局國際貸借關係全般より見るときは、我國は頗る不利な地位にあつたのである。

貿易關係の不利なるに加へて、貿易の開始によつて、國內經濟は頗る混亂した。その混亂は一つは物價騰貴の形をとつて現はれた。幕末の物價騰貴の原因としては、貨幣制度の

紊亂や人心の不安動搖を擧げることが出來るが、注意すべきは生產力が輸出量に對して均衡を保ち得なかつたことである。即ち從來國內市場のみを目當てに生產せられてゐたものが、俄かに廣大なる外國市場を開放せられたのであるから、其の需要に應じ切れなかつたのは當然であつて、生絲の如きは開港後僅々數年を出でずして二倍乃至四倍に暴騰した。西陣や桐生の如き機業地は、原料生絲の拂底と價格騰貴のために織物業壞滅の危機に瀕し、織工の暴動さへ起つた。各種產業の間に相關性が比較的に少い當時に於ても、一商品の價格騰貴が單にそれのみに止ることは許されなかつた。かくて米・麥・大豆・醬油・鹽・蠟の如き日常生活用品の價格も之に追隨して、一般的な物價暴騰の現象が生じた。それは生產者又は商人には有利な事情であつたかも知れないが、消費者は頗る困つた。特に之によつて生活を脅かされた者に、武士階級殊に下級の武士があつたことを忘れてはならない。かくて物價問題は更に政治問題にまで發展した。即ち物價騰貴に對する國民大衆の怨嗟の聲、具體的には開國を斷行した幕府並に開國によつて巨利を占めた貿易關係の商人に對する怨嗟の聲は、尊皇攘夷論者の巧みに利用するところとなり、倒幕論は民衆の支持を受け、結局物

價騰貴に對して善處することの出來なかつた幕府の信望は地に墜つるに至つたのである。

物價騰貴に對して幕府は拱手傍觀してゐたわけではない。否寧ろ當時の經濟政策は主としてその抑制に向けられてゐたと稱しても過言ではない。例へば雜穀・水油・蠟・呉服・生絲の五品其他を直接横濱へ廻送することを禁じ、先づ江戸の需要を充たして然る後横濱へ廻送せしめんとし（萬延元年）、米・麥の輸出を禁じ（同年）、賣込商の數の制限其他による輸出の抑制を試み（文久三年）たるが如きそれであつて、更に安政二年以來數次に亙つて計畫せられた產物會所による全國的な商品配給組織の統制策も、目的の一半は物價の抑制にあつた。併し肝腎の生產力の擴充は、之に氣付き乍ら、行はれ得なかつた。卽ちそれは明治新政府に課せられた重要課題として殘されたのである。

三

開國による我國の經濟困難は之のみに止まらなかつた。むしろ之よりも重要視すべきものとして、我國が先進資本主義國の植民地化の危機に曝されてゐたことを擧げねばならな

い。當時接觸した諸外國の一々については說明を省略し、こゝではその對日政策に於て最も露骨なりし二つの國卽ち佛蘭西と英國とについて簡單に述べよう。

先づ佛蘭西は徹底的に幕府支援の態度をとつた。例の條約勅許の問題が生じたとき、幕府は一時國を鎖して事を處理するに如かずと考へ、その談判使節として元治元年池田筑後守一行を歐洲へ差遣した。一行は先づ佛都巴里に赴いたが、その時同國政府並に要人が使節に說いたところは、日本の隆昌を圖るためには、諸侯を削小して幕府を中心とする近代的集權國家を樹立する必要あり、幕府にして獨力之れをなし得ないならば、佛蘭西は財政的援助は勿論武力的援助をも吝まずといふにあり、これがその對日政策の基調であつた。現に幕府が旣に大政を奉還し、鳥羽伏見の戰に敗れた後に於ても、同國政府並に駐日佛蘭西公使は幕府に再擧をすゝめ、必要なる武器並に軍費は總て之を提供すべきことを說いてゐる。

かくの如き意圖は幾分實現を見たのであつて、例へば橫須賀製鐵所（橫須賀海軍工廠の前身）は、佛蘭西の勸めにより援助によつて出來たものである。此外實現は見なかつたけれ

ども、日本の對外貿易を獨占せんとする計畫や、鑛山開發權・鐵道敷設權を獲得せんとする計畫もあつた。

之に對して英國は討幕諸藩を支援する態度を採つた。その對日政策は佛蘭西のそれ程露骨ではなく、唯對日貿易の盛大を希ふのみであつたやうに見えるが、併し彼に帝國主義的野心が存しなかつたと斷言することは出來ない。何となれば英國は、日本を以て大英帝國の連鎖の最後の一環であると考へ、苟も諸外國が日本に領土的野心を實現せば、それは右の連鎖を斷つものであるとして、極力排擊したからである。更に佐賀藩と共同して高島炭坑を經營せしが如きは、投資關係を以て我國に臨まんとする意圖も存したことを示してゐる。

佛蘭西が幕府を支援したのは、將軍の實力を信じたからであり、英國が討幕諸藩を支援したのは、幕府が遠からず倒壞するであらうことを豫想したからであるが、いづれにしてもそこには我國を政治的・經濟的支配下に置かんとする意圖が存したことを思はざるを得ない。またそこにはかゝる危險な狀態が現はれつゝあつたこと、上述の如くであつて、明

治二十年頃獨逸人パウル・マイエットも『日本國は米國水師提督ペルリの來朝あり、續きて歐洲各國と條約を締結したる以來、國家の進歩を謀り、以て諸外國と同等の權力を得るか、將た國家の獨立を失ふか、二者其一を擇まざるべからざるに至れり』と述べてゐる。

然らばこの危險は如何にして囘避せられたか。それには凡そ三つの事情を擧げることが出來る。(一)列强のうち我國に最も大なる關心を持てる英國と佛蘭西との勢力が互ひに對立且つ均衡の狀態にあつたこと、(二)我國に對して最も帝國主義的色彩が濃厚であつた佛蘭西の政策が、その支援する幕府の倒壞によつて十分に發現する機會を失つたこと、(三)英國・佛蘭西をはじめ諸外國の對日政策が、結局に於て我國の封建的・軍閥的分裂を惹起せしめず、却つて上に朝廷を戴く近世國家的統一の完成に拍車を加へたこと、之れである。

第三の點について若干說明を補へば、要するに當時は幕府と或る藩との間、藩と藩との間に對立の狀態が存したけれども、同時に半面に於て外國に對する我國の獨立といふことが識者の間に强く意識せられてゐた。二三の例を擧げると、明治元年四月江戸開城後佛蘭西が幕府に再擧を勸めた際、當時巴里にあつた幕府の使臣栗本鋤雲は『兵を外國に借りて

讐を報ず、讐亡びて國亦亡ぶ、是れ斷じて爲す可からず』と敢然その勸説を拒絶した。また幕府は前述の如く佛蘭西の援助によつて横須賀製鐵所を設け、其外長崎にも製鐵所を設けたが、此等は一面に於て洋式工業の模範工場であり、各藩より傳習生を募つたものであつて、決して幕府所要の武器・艦船の製造のみに充てたものではなかつた。横須賀製鐵所の建設に當り、之を主宰せし勘定奉行小栗上野介は、瀕死の幕府に何故そのやうなものが要るのかと問はれたのに對し、幕府の新政府への贈物であると答へたとも傳へられてゐる。

之は幕府側の識者の態度の一端であるが、諸藩に於ても同樣の事柄が見られた。例へば、水戸・山口・佐賀・鹿兒島・高知等の諸藩では盛んに洋式軍事工業を起したが、彼等は自己の工業技術を一藩限りの祕事とはせず、相互に融通し合つた。當時未だその經濟的獨立を望むこと切なる諸藩が敢てかくの如き態度をとつたのは、各藩の獨立よりも寧ろ外國に對する我國の獨立といふことを立前としたからであると考へなければならぬ。島津齊彬公が嘉永六年に大船建造の解禁を幕府に進言したのも、その意圖は一薩藩の海軍を整備せんと欲したからではなくて、各藩に一隻宛の軍艦を備へしめ、以て數十隻の軍艦を持つ强力

なる日本海軍を建設せんとするにあつたといふ。

四

幕末は尊皇攘夷・佐幕開國其他諸々の形で葛藤が現はれ、歸趨するところを知らざる有樣であつた。併しそれは我國の存立といふ基盤の上に於ける葛藤であり紛爭であつた。從つてそこには所謂總親和の一面が存し、上述の如く皇國の立場よりする思想乃至政策が現はれたのである。之によつて我國は外國の侮りを免かれ、植民地化の危機を一應脫することが出來たのである。

併し乍ら我國の完全な獨立のためには、二つの大きな障碍が殘されてゐた。一つは治外法權による行政權の制限であり、他は關稅自主權を認められず稅率の變更については一々外國との協定を必要とした事である。この障碍を除去していはゞ不具なる狀態を脫するためには、まづ生產力を擴充して我國經濟力の充實を圖らねばならない。この事は幕末には諸種の事情によつて妨げられてゐたのであつて、まさにそれは明治新政府によつて解決せ

らるべき問題であつたわけである。併しその萌芽は既に存した。幕府及び諸藩に於て行はれた洋式工業がそれである。此等は主として軍事工業ではあつたが、多大の困難を排して武器・艦船を自ら製造せんとしたところに注目すべきものが存する。鹿兒島造士館の助教横山安容は嘉永五年に『支那人は、製造技術は西夷に及ばざるを以て、自ら製するよりも之を外夷に購ふに如かずと考へてゐるが、日本人は、外夷の知識必ずしも我に優れたるに非ずとして、費用を無視してまでも武器艦船を製造せんとし、現に大砲の如きは輸入品に劣らざるものゝ製造に成功した。支那人は自ら侮るが故に外夷に侮られ、阿片戰爭に於て慘敗するが如き結果を見たのである』(大意) と述べてゐるが、我國人のかゝる氣概が洋式工業の創始となり、維新後には生産力の擴充による經濟力の充實發展となつて現はれたものである。

明治維新と國民經濟の成立

一

明治維新は、大化改新と並び稱せらるゝところの國史上の大變革であつて、そこには計り知れない重要な意義があるが、こゝで先づ擧げなければならないのは、維新によつて我國の近代國家的統一が完成したことである。慶應三年十二月、王政復古の大號令渙發の後、朝野の間には、諸侯は尙ほ廢すべからず、宜しく諸藩聯邦の形を以つて國家的統一を行ふべしとの說も有力に行はれた。完全な統一に至る經過的處置として明治二年六月に版籍奉還が行はれたのはそのためである。けれどもそれは飽まで經過的なものであり、また諸藩の財政も、土地・人民を名實ともに奉還することによつてのみ救はれ得る狀態にあつたこと等の事情の故に、居ること僅か二年にして四年七月廢藩置縣が斷行せられ、之によつて源賴朝に始まる武家政治、七百年間連綿として行はれた封建制度は廢止せられた。

かくて全國は郡縣的政治組織に統一せられ、近代的官僚が中央・地方の政治を掌ることになつた。また國民皆兵制が施行せられて近代的軍隊組織の確立を見、舊武士卽ち士族の祿制はやがて廢止せられることゝなつた。此等の官僚や軍隊を維持すべき財源は、全國の土地・人民が政府の直轄に歸した結果、大いに更擴せられた。また諸藩の藩札はその通用

を停止せられて、國の貨幣のみが流通することゝなり、同時に諸藩がその領境に設けてゐた移出入取締乃至移出入税徴收施設は廢止せられて、商品の全國流通は全く自由となつた。かやうにして政治・軍治・經濟など總て國家に集中することゝなつたのであつて、一言にして云へば、近代國家的統一の完成と共に、我國の經濟は、領主中心の封建的經濟から國民經濟に高まつたのである。

然らばその國民經濟に於て、如何なる內容の經濟組織が豫定せられたかといふに、いふ迄もなくそれは資本家的經濟組織であつた。この經濟組織の下に於ては、個人の經濟活動の自由を認めることによつて國を富ますことが豫想されてゐるのであるが、我國がかゝる組織の經濟に進まねばならなかつたのに就ては、そこに一二の事情があつた。

先づ國內的に見るに、かゝる組織の經濟を擔當すべき町人階級の經濟力は、江戸時代既に頗る伸張し、封建領主をしてその前に膝を屈せしむるが如き狀態にまで進んで居り、加ふるに維新に際しては、所在の富豪の物質的協力が、その成功を齎らした一因であつたのであるから、町人階級を排除するとか抑壓するとかの政策は、到底言ふべくして行ひ得な

い狀態であつた。

次に明治維新到來の機會を與へたものは外國資本主義の侵入であつて、幸ひに我國は、一應その植民地化の危機を免れたとはいへ、未だ完全ではなく、列國と對等の地位に立つためには、其等諸國の制度文物を學ばねばならなかつた。從つて幕末以來取入れられた政治思想は議會政治思想であり、經濟思想は自由經濟思想であつて、かゝる思想を取入れた先覺者が廟堂に立ち、或は民間にあつて指導者に任じたのであるから、資本家的經濟の育成・發展が國民經濟政策の根本方針とせられたのは當然であつたのである。

そこで先づ元年には株仲間の制度を廢止して商工業を自由營業とし、四年及び五年には士農工商に總て職業選擇の自由を認め、また五年には田地永代賣買の禁を解き、八年には分地の制限を解除し、以て土地財産に就ても近代的所有權を確認した。更に明治二三年の頃には、江戸時代の藩營商業の後を受けて、府藩縣自ら三都及び開港場に商會所を設けて商業・貿易を營むものがあつたが、政府は嚴に之を禁止した。曰く『官途に立つ者苟も商賈と利を爭ふこと不可有。諸藩の商會を廢せられしも此理より出る處なれば、通商司宜し

く注意して他の心得ざるものに懇に説示すべし』（通商司心得書）と。即ち商權は商民の手へといふのが當時の經濟政策のモットーであつたのである。

二

かやうに經濟活動の自由を以て國民經濟政策の根本方針としたが、當時の商人の狀態を見るに、その經濟活動を自由に放任するのみでは、到底外國資本主義に對抗し得ようとは考へられなかつた。政府が强力なる殖産興業政策を行つたのはそのためである。

先づ政府は民間有志を說いて通商會社及び爲替會社を設立させた（明治二年）。此等は相並んで東京・大阪・京都・横濱・神戶・新潟・大津・敦賀の八都市に設けられたものであつて、前者の使命は外國貿易及び國內商業を振起するにあり、配下に多くの商社や貿易商社が屬してその實際に當つた。後者は一種の銀行であるが、主なる使命は通商會社を通じて營業資金を融通するにあり、而も當時は預金によつて貸出資金を調達することは困難であつたから、政府は紙幣發行の特權を與へ、或は資金を貸下げた。明治五年以後、之に代

つて登場したのが國立銀行であり、十五年になると日本銀行が創立せられて、近代的金融機關の體系が略々整ふことゝなつた。

通商・爲替兩會社と同樣の、いはゞ半官半民の會社に廻漕會社（明治三年）がある。その設立の目的は、我が沿岸航海をも獨占せんとする勢ひを示してゐた米國太平洋汽船會社に對抗せんとするにあり、即ち政府は廻漕會社をして政府の所有船と諸藩の委託船とを運用して東京・大阪間の客貨の漕運に從事せしめた。四年一月、同社が經營不振のため解散するや、政府は更に民間有志に勸めて郵便蒸汽船會社を起させたが、この會社が八年六月に解散した後へ登場したのが岩崎彌太郎の三菱會社であつて、同社は政府の强力なる保護の下に、よく當初の目的を達し、やがて上海航路にまで進出して、太平洋汽船會社との競爭に打克つた。同社と共同運輸會社（十五年創立）とが合併して出來たものが、今日の日本郵船會社である。

陸上交通に就ては、政治上の必要をも考慮に入れて、鐵道官營の方針の下に、先づ東京・橫濱間の鐵道を敷設し（五年開通）、次で之を神戶・大阪間、大阪・京都間に及ぼし、電信・

電話・郵便事業も同じ方針の下に着々その發展を見ることになつた。貨物運送取扱業務は之を陸運元會社（八年内國通運會社と改稱）に委ねたが、同社も廻漕會社などゝ同様にいはゞ半官半民の會社であつた。

かやうに商業・金融・交通の各方面に亙つて、泰西の様式による産業の育成が企てられたが、最も重要視せられたのは、直接生産の擴充を擔當すべき新式生産業の保護育成である。既に政府は維新と同時に幕府及び諸藩が經營してゐた鑛山事業を繼承し、横須賀製鐵所や長崎製鐵所或は鹿兒島藩の堺紡績所などをも繼承して經營したが、これだけでは十分でないところから、明治五年以降新たに工部省製絲場・深川セメント製造所・深川白煉瓦製造所・品川硝子製造所・富岡製絲所・新町屑絲紡績所・千住製絨所・愛知及び廣島紡績所などを設けた。此等は所謂官營模範工場である。千住製絨所の如きも、間もなく陸軍省直轄の軍需羅紗工場となつたが、當初は毛織物工業を振起して輸入の防遏に資せんとした模範工場であつた。政府は同時に原料羊毛の自給をも企てゝ、下總牧羊場の如き模範牧場を經營したものである。

富岡製絲所や工部省製絲場が、輸出品の大宗たる生絲の品質の改良と大量生產とを目的とする模範工場であつたことはいふ迄もないが、愛知・廣島兩紡績所は、維新後の滔々たる正貨流出の一大原因であつた綿絲の輸入を防遏せんがための模範工場であつて、政府は之を設立する一方に於て、或はその購入せる機械を拂下げ、或は機械購入代金を貸下げ、以て民間に十餘ケ所の紡績所を設立させた。それらが爾後の我國產業の樞軸をなした綿絲紡績業の發達に與つて力があつたことはいふ迄もなからう。

農業の方面に於ても、上述の下總牧羊場の外に、內藤新宿試驗場・取香種畜場・三田育種場・三田農具製作所などを設けて、泰西式農業の移植に努めたが、そのうちには棉花自給の意圖を以てするところの、米國棉種の移植といふこともあつたのである。

殖產興業政策の一つとして最後に一言すべきは、會社企業の奬勵である。卽ち政府は前述の通商會社・爲替會社・廻漕會社・陸運元會社等を設立せしむると同時に、「會社辨」「立會略則」などの書物を公刊して、頻りに會社企業を奬勵した。その目的はいふまでもなく個人資本を會社に結合し、以て外國商社に對抗せしめんとするにあつた。爲替會社が出來

て、その重役に或人が面會に行つたところが、『目通り叶はぬ』といつたといふ話がある。その重役は偉い役人になつたものと早合點してゐたのである。また廻漕會社の重役は會社の損失は結局自分達の損失であることに氣付かず、會社はお役所で自分達は役人であると思つてゐたといふ話もある。會社に關する知識がこの程度であつたところへ、急速に會社企業を發達させようとした政府の苦心には並々ならぬものがあつたと思はれるが、間もなく明治五年設立の國立銀行は殆ど完全な株式會社の組織を持ち、爾後產業の各方面にこの組織が採用されることになつた。

以上のやうな政府の强力な殖產興業政策に應じて、民間には各種の產業が近代的な衣を纏うて續々現はれた。一例を工業に就て見るも、綿絲紡績・製絲・製紙・製糖・硫酸製造・精銅・セメント・硝子・造船などの諸工業は明治十三・四年以前に起り、十八・九年になると此等の外に製麻・機織・機械製造・人造肥料・製油・麥酒・電氣・瓦斯などの諸工業が一齊に發展の緒についた。

この外に金融業・交通業・保險業等があり、それに就ては說明を省略するが、要するに明

治の初め約二十年間は、實に我國近代產業の胎生期であつて、之によつて我が國民經濟が資本家的經濟を內容として發展すべきことが確定的となり、外國資本主義に對する對抗といふ國民意識に燃えて、其後の目覺ましい急速なる發展を遂げることゝなつたのである。

三

こゝで振返つて考ふべきは、資本家的經濟を內容とする國民經濟の成立に當つて、その要件ともいふべきもの、卽ち生產技術・企業資本・商品市場・勞働者・企業精神などが、如何に生成し、如何に結合されたかといふことである。

第一の生產技術、平たくいへば機械的生產樣式は、我國に於ける獨自の發達を俟つ餘裕が到底なかつたところから、殆ど總て外國から移植せられた。この移植に與つて力があつたのが前述の官營模範工場であるが、そこには外人技術が來て指導する、一般に當時は所謂自由主義の時代で、諸外國は注文すればどんな機械でも賣つてくれる、技師も招聘すればどしどしやつて來るといふ狀態で、民間の工場に於ても盛んに外人技師を招聘したもの

である。

第二の企業資本に就て見るに、德川時代以來蓄積せられてゐた商業資本が企業資本として重要な役割を演じたことはいふ迄もないが、見逃してはならぬのは政府の財政活動に基く資本の調達である。それには巨額の紙幣の發行といふことも考へられるが、重要視すべきは公債である。明治元年から二十年までに發行せられた公債は十一種類に上り、之を大別すれば、制度の變革に伴つて發行せられたもの、勸業資金調達の目的を以て發行せられたもの、及び軍備擴張の目的を以て發行せられたものゝ三種となるが、そのうち量に於て將又質に於て重要なものは、制度の變革に伴つて發行せられた公債である。例へば祿制廢止の代償として舊武士階級に交付せられた公債は、政府が永久に負擔すべき俸祿を短期間に支拂ふといふ意味を持つてゐる。之によつて元利の償還といふ一時的でない負擔は依然殘されたが、併しその交付を受けたものは、將來受くべきものを、割引してではあるが、一時に貰つたのであるから、之によつて現在の消費生活に必要以上のものが與へられたことになり、かゝる意味に於て此種の公債の發行は資本の造出てふ役割を演じた。事實に就

て見ると、明治十三年調の全國國立銀行株金總額四千二百萬圓のうち、華族（主として舊大名）及び士族の有する株金高は三千二百萬圓、卽ち七割六分を占めてゐる。其他の公債も當時にあつては、概ね資本の造出といふ重要な役割を演じてゐる。

第三は商品市場であるが、例へば生絲の如く早くから廣大なる國外市場を持つ產業にあつては、それに應じて生產の擴張を行へばよいといふ狀態であつたが、綿織絲の如く、既に外國に優良にして廉價なる製品が存する場合には、生產の擴張と同時に國內市場を開拓してかゝらねばならなかつた。當時主要なる國內市場といへば農村であるが、この農村は德川時代には木綿・紙・蠟等の工產物は概ね自ら之を生產してゐた。そこで農村が市場となるためには、農村が購買力を持つと同時に副業的手工業がなくなるといふことが必要である。前の點は地租の改正によつて達せられた。地租改正の眼目の一つは金納といふことであるが、之によつて從來封建諸侯を通じて商品化せられた米は、直接農民によつて商品化せられねばならぬこととなり、半面に貨幣經濟が以前よりもより深く農村に浸潤した。後の點は先づ安價なる外國品の輸入によつて一部分の農村手工業が衰頽し、之を機會に我

國の機械製品も農村に市場を見出す順序となつた。尤も以上のやうにして國內市場は開拓せられて行つたが、尙ほ狹隘なるを免がれず、從つて明治二十年頃急速に發達せる紡績業其他の工業は、國外市場特に支那及び朝鮮に向つて進出することになつたのである。

第四の勞働者に就ては、はじめ官營模範工場には士族の子女が職工兼技術傳習生として多く用ひられたが、後には農村の子女が之に代ることになつた。この事は地租改正や農村手工業の衰頽等と密接な關係があるが、その直接の動機となつたものは、明治十四年から十七年に至る不換紙幣の整理であつて、この不換紙幣の整理に基く農產物價の暴落は、農村生活を困難に陷れ、一方には小作人が激增したが、他方には勞働者として都市に出るものも生じた。明治二十年前後が我國綿絲紡績業の勃興期であることを考へるとき、そこに農村の不況に伴ふ女工の出稼と密接な關係が存したであらうことを思はざるを得ないのである。

以上の四つの條件を結合して諸種の產業を近代的企業として經營するには、企業心が必要である。德川時代の町人は金を儲けることは上手であつたけれども、企業心は乏しかつ

た。試みに當時の著名な商家の家憲を見ると『新規の事に手を出すべからず』とか『商賣替無用の事』とかいふのがあり、もつと簡單なのになると『不相變』といふ三字を以て家憲としたものもあつた。勿論維新後の町人が總て新企業に對して消極的であつたといふのではないが、概して企業心に乏しかつた。實業界の大御所といはれた澁澤榮一氏が官途を退いて實業界に身を投じたのは、一つには當時の町人に企業心の乏しいのを慨してであつて、「靑淵先生六十年史」にはその心境が次の如く書かれてゐる。曰く『此の末、政府に於て如何程心を碎き力を盡して、貨幣法を定め、地租率を改正し、會社法又は合本の組織を設け、興業殖產の世話があつたとて、今日の町人では到底日本の商工業を改良進步させることは成し能はぬであらう。就ては此の際自分は官途を退いて一番身を商業に委ね、不及ながらも率先して此の不振の商權を作興し、日本將來の商業に一大進步を與へようといふ志望を起しました』と。

之に對して舊武士階級、卽ち士族に於ては企業心が旺盛であつた。岩倉具視卿は次の如く述べて居られる。『士族は積世涵養の力を以て其精神を發揮し、百科に進むに足り、其志

行を奮勵し、以て艱苦に耐ゆるに足り、其氣力を旺盛にし以て外人と競爭するに足る。今の現況に據るに學問百科凡そ以て國の事業を進步せしむべき者、士族の性尤も近き所とす。（中略）此高尙なる種族を除く外の人民をして、其れ能く進取有爲の地に進み、外人と競爭するに足るの日を待つは、猶二三十年の後に在るべし』と。新企業に從事した彼等のうちには、士族の商法なる言葉が示すが如く、失敗したものも多かつたが、澁澤榮一・岩崎彌太郎を始め、後藤象二郎・五代友厚等の實業界の先覺者の事績を顧みるならば、我が國民經濟の成立に致せし士族出身者の功績には、重要なるものゝ存せしことを見逃すを得ないであらう。明治初年に慶應義塾・東京商大等に於て高等實業教育を受けたものにも士族の子弟が多く、此等當時の知識階級は、概ね資本家的企業に身を委ね、以てその發展に力を致したのである。

要するに幕末以來今日の言葉でいへばインテリ階級、靑白きインテリではなくて逞ましいインテリであつた武士階級の間には、一方に於ては維新の變革の指導的人格が養成せられ、他方に於ては我國經濟の資本家的發展に處すべき積極的人格が養成せられたのであつ

て、維新後この人格は、或は廟堂にあつて我が國民經濟の積極的な發展策を講じ、或は野に在つて新企業の指導に任じ、兩々相寄つて我國經濟の發達に貢獻するところがあつたのである。

幕末の開國に伴ふ國難に當面してより明治二十年まで、その間凡そ三十餘年の間は文字通り國步艱難の時代であつた。內にあつては未曾有の大改革を斷行しつゝ、外に對しては常に外國資本主義の侵略の脅威に曝されねばならなかつた。この脅威から免がれんとする努力、この一點へ國民の全精神力が傾倒せられ、以て封建經濟より國民經濟への飛躍的展開が遂げられたのであつて、その後僅々數十年間に於ける我國經濟の驚異的發展の跡を顧みるとき、明治維新を通じて築かれたその基礎が如何に重要視せられねばならないかといふことに、常に想到されるのである

明治維新當時の大阪

黑　正　巖

一

明治維新とは何ぞや、如何なる意味を有するかに就いては、已に各方面から色々の解釋が與へられてゐるから、茲に絮言するの必要はないけれども、話の順序として少しく述べておかねばならぬ。明治の維新は之を政治的方面から見れば、武家政治の最後の支配者たる徳川幕府の財政破産を動機としてその專制政治を打破し、王政復古によつて五ケ條の御誓文の精神を斷行せんとしたものである。之を社會史的に見れば、シュタンドの社會卽ち一定の身分に生れた事に依て當然に社會の支配權を獲得し、馬鹿でも悧巧でも五千石の家に生れた以上、男でさへあれば五千石取りとなりうるといふが如き制度、更に又如何なる

人間でも百姓町人の家に生れた以上、特殊の場合を除いては武士となつて社會の支配權を持つ事の出來ない所の、所謂身分的支配の社會を倒した事である。併し之は軈てクラスの社會を生み出す一の過程であつた。クラスの社會といふのは、一定の財産を所有して生活を保障せられ直接に勞働しなくても間接に生活しうる人を包含する社會層と、その所有は以て生活を保證するには足らない程度のものであつて、どうしても直接に勞働に從事しなければならぬ人々を包含する社會層との對立關係の存する社會の謂である。この社會に於ては、特殊の場合を除いて、容易に有産者になれないのみならず、有産者が實際上の社會の支配權を把持するのを原則とする。明治維新以後の社會的變遷の過程は、大體社會の構成員が有産無産の兩社會層に分裂して行き、階級の對立が截然明確となり、有産者獨裁の社會に進んで行つたものと見て差間へはないであらう。更に之を經濟的に觀察すれば、保守獨占の傳統主義經濟から、自由放任の資本主義經濟への轉向推移を意味するものである。

右の如く明治維新を色々に解釋することが出來るであらうが、然らば數百年來の武家政治、而して巧妙を極めたる德川幕府の諸制度がもろくも倒壞せられ、明治維新が何故に行

はるゝに至つたか。之に就いても種々の説明を付ける事が出來るけれども、私の考へによれば、身分的支配關係を基礎とする封建制度と社會の生産力、經濟力の發展との不均衡又は矛盾が、必然的に社會意識に滲透し、爆發したものであると思ふ。一定の社會組織は社會の生産力の發展と必然的關係を有し、實際の社會生活から孤立した空想家のでつち上げた空想では、決して新なる社會組織は生れ出るものではない。社會自身の內面的發展變化の必然的結果として必然的に新なる社會が生れたのである。吾人が今日の眼を以て、然かもその弊害缺點のみを眺め、舊時の社會制度を非難し、殊に之に倫理的批判を加へたり、甚しきは個々の個人の成敗につきて迄も道德的評價をなすが如きは、非常なる誤りである。歷史に現はれて來る現象は是れ皆社會的歷史的必然であり、當時の社會組織の產物、社會意識の反映に外ならぬのである。今日多くの人々が攻擊する武家政治の如きも、その發生及び存立につきては社會的理由があつたのである。只それが一度爛熟の域に達し組織が固定して變通自在を失ふ時に、初めてその存立の矛盾が起つて來たのである。卽ち封建的社會組織によつて混亂動搖せる社會が秩序づけられ平穩となり、社會の生產力は急速に發展

したのであるが、軈てこの組織を特徴付ける種々の要素が、結局又社會の生産力を拘束するに至つたからである。宿借りといふ貝は自分自身の貝殼を作らないで、他の貝類のすてた貝殼を拾つて棲息し、自分の身體が大きくなつて不便になると、又他の大きなのを探して宿替をして一生を暮すとかいふが、こんなに中身と外殼とが本質的に適度一致しないものならばいざ知らず、社會生活に於ては、中身の發展に伴うて外殼を擴張變改して行かねばならぬ。何時迄經つても外殼が磐石の如く屈伸しないものだとすれば、中身はいつ迄もそのまゝでゐなければならぬ。そこに何等の發展はあり得ないわけである。一般の貝類がそれ〳〵發展して行くのは、中身と同時に外殼がぢり〳〵發展變化して行くからである。又卵が堅い殼を有しながら、その中身をして一定の溫度と一定の時間とを得しむれば、立派な雛鳥となつて生れて來るのは、中身の發展と共に外殼が自ら破れるやうな仕組になつてゐるからである。若し卵の殼がどうしても破れないものだとしたら、雛が生れ出る新しき生物の發展は望み得られない。

玆に於て歷史の研究上問題が起つて來る。貝類の研究に於ても、その貝殼の研究も必要

だが、之れと同時に、その中身の研究が一層必要である。然るに從來の歴史の多くは、恰も貝類の研究に貝殼のみの研究をなして能事了はれりとなすの觀がないでもない。甚しきに至つては、宿借りの住んでゐた古い貝殼のみを研究して、肝心の宿借りを研究する事を忘れたるが如きものも少くない。然らば、歴史の研究對象たる社會變遷の中身は何かといへば、それは社會の生産關係又は經濟力である。宗教・政治・軍事・偉人の功業等も、歴史の研究すべきものではあるが、これはある意味に於て貝類に於ける貝殼の如きものである。所謂社會の上部構造である。之れ丈けを研究したのでは、歴史は完了してゐないのである。之等のものは社會の生産關係、經濟力と相呼應して變化するにすぎない。この意味に於て、經濟生活の變遷といふ事が、歴史上最も重要なる研究問題となるわけである。若し歴史をかくの如く解する事が眞理であるとするならば、日本の近世史を研究するには、先づ大阪から初めねばならぬであらう。何となれば、我が大阪は四百年來、日本の經濟交通の中心であり、經濟的變遷の跡が明確に大阪に反映して居るからである。大阪の經濟的變遷を見ずしては、近世に於ける日本の發展變化を理解する事は不可能である。大阪の經

濟的消長が、ある意味に於て、日本の歴史を動かしたものであり、將來に於ても尙ほ動かすであらう。日本の近世史は、大阪の經濟史であるといふも敢へて過言ではあるまいと信ずる。

二

明治維新後の六十年間は、我國三千年の歴史中最も躍進的な變化が行はれた時代であつて、この六十年間は恐らく今迄の三百年四百年にも相當する位の變動の起つたものといへよう。而して歴史の研究に於ては、何等かの標準によつて時代を區劃する事が前提として行はれねばならぬ。然し乍ら時代を區劃する事は最も困難な事であつて、單なる年代といふ機械的の標準によつて先驗的に時代を區劃し、之の順序に從つて凡べての出來事を描寫するのが從來の記述的編年的歴史であるが、之は今日歴史學上種々の缺點を認められ、次第にこの方法は用ひられなくなつた。それで社會現象の一定の型を見出し、之を標準として劃期し、その各劃期に於ける種々の社會現象の發展を比較研究し、各時期の有する文化

的意義を闡明せんとするの傾向が強くなつて來た。從て各時期を表すに抽象的な言葉が使用せられるやうになり、今迄のやうに何年から何年迄を古代、中世、近世又は何時代といふ風に機械的に區分する場合は少い。今この種の新しき區分法によつて、大阪に於ける經濟狀態の變化に現はれる一定の型を掴み出して、明治大正六十年間を劃期して見れば次の如くいひうるであらう。

第一期　動搖不安時代
第二期　組織化時代
第三期　躍進時代
第四期　最高潮時代

右は身分支配の社會が倒れて階級支配の資本主義時代の前半期の區分ともいふべきものであり、從て明治大正六十年間は資本主義時代の前半を占むるものである。この區分は私が大阪に於ける經濟的發展の事實並に日本全體の發展過程の諸事實から概念的に歸納して劃定したものであるから、決して一般の定說ではなく、全く私一人の考察にすぎない。之

を時間的にあてはめて見れば、第一期は大體維新の時から十三四年頃迄であつて所謂革命期に屬する。西南戰爭を界として、動搖は次第に平靜に向はんとし、海外の新知識の輸入によつて、支離滅裂の狀態を組織化せんとするの努力が各方面に現はれ、地盤が凝結固定して次の躍進時代の素地が出來上つた。この時期は先づ二十五六年頃迄と見てよからう。その以後明治四十五年頃迄は積極的に外に向つて發展するやうになり、經濟的發展の必然の結果は、支那及び露國と干戈を交へざるを得なかつた。そして兩度大勝の結果はぐんぐんと躍進的變化を見、之と同時に資本主義經濟の進步著しきものがあつた。然るに大正三年以來この資本主義經濟を躍進せしむべき根柢が、世界大戰によつて築き上げられ、玆に日本の資本主義經濟は殆ど最高潮に達し、資本主義經濟は次第に變質の過程を辿りつゝあるかの感がある。吾々歷史の硏究者は豫言者ではないから、先の事を豫言するが如き事はしないが、恐らく之れ以上に日本の資本主義は深刻になり得ないであらう。蓋し、新なる經濟上の原則が不知不識の間に滲潤して來つゝある事は、爭はれぬ事實と思はれるからである。

三

前置が非常に長くなつて聊か脱線の觀があるから、之より元の道へ復歸し、明治維新當時の大阪の狀態を概觀する事としよう。元來革命の起つた時には、新興の革命軍は、何處に社會の經濟的中心又は經濟的力がひそんで居るかを見極める事が必要である。之を早く見極め、その力を把握して初めて革命は成功するのである。併し革命後には必ずや社會が不安動搖に陷り之を見極めるべく餘りに人心がぐら／＼して居る。丁度火事の起つた場合には大抵の人があわてゝ何を一番に持出すべきかを忘れ、手當り次第に投げ出し、肝心の大切なものを烏有に歸せしむる場合の頗る多いのと同樣である。組織的に事を擧げたる革命軍に於てすらさうである。まして舊來の制度に不滿を懷きながらも之になれとになつて居るものが、とまどふのは勿論の事である。全く見當がつかなくなる。凡べての事柄に統一がとれなくなる。そこで舊社會の支配者と革命軍方に屬するものとが抗爭するは勿論、同一仲間の間にも同志打ちが初る。革命とは無關係に超然としてゐる連中の內でも、性質

の悪い連中は、いやがらせをしたり、ネダリ廻つたり、その外、暴力沙汰が行はれ、脱獄が頻々として起つて來る。百姓一揆の如きもこの時に多く發生する。丁度煮えかへつて居るカンテンのやうなものである。早晩冷へて固まるのではあるが、どんな形のものが出て來るか豫想もつかぬ狀態である。此等の事柄は明治初年の大阪によく現はれて居る。

之れが革命期に於ける社會動搖の特徵であるが、之を經濟組織の上から見るも矢張り同じである。古い經濟思潮と新しい經濟思想とが交錯して沸騰してゐるかの觀を呈する。卽ち之を明治維新當時の大阪につきて見るに、支配階級たる武士には違ないが身分地位の低き下級無產武士が、舊制を破壞すると同時に、舊封建制度の必然の產物たる獨占排他の商工業仲間を廢止して、自由進取の原則によつて經濟力を獲得せんとするに反し、舊來の町人は依然として株仲間の制度を存續して、新參者の加入を防止せんとした。併しこの二つの異れる思想は結局止揚せられる事が出來た。武士の精神でもなければ、封建的町人精神でもない所の新たなる資本主義精神卽ち之れである。之が具體的の制度となつて現はれたものは、株式會社その他の團體經濟の勃興である。西洋に於て株式會社の發生した事につ

きては種々の歴史的社會的説明が加へられて居るが、この西洋的株式會社の制度が日本に輸入せられ、明治維新後著しく發達した事を、單に資金調達の便法とのみ解釋する事によつて説明するのは正當ではあるまい。全く新興階級の經濟的精神と舊町人階級の經濟的精神との融合すべき唯一の方途であり、必然の結果であつたのではなからうか。然しながら獨占排他の經濟制度から自由放任の新なる經濟制度への推移過程に於ては保護政策が必要であつた。新事業に對する奬勵及び指導がなくては、舊制度になづんでゐる人々の頭を轉向する事が困難である。故に明治初年の御布令やその他の規則を見ると、日常生活に關して迄も誠に今から考へれば馬鹿らしいやうな規則が出て居る。會社を設立するのでも、取引をするのにも註釋的な取引等の御布令が出て居る。會社辯や立會略則の如きはその著例である。又種々の官營模範工場などを作つて指導し、新しい經濟知識が普及し、經營方法を體得せしめ得てから、漸次に自由競爭を行はしめるやうになつた。專制―保護―自由競爭といふ經濟政策の變遷は、明治維新を中心として、その前後に於て之を覗ふ事が出來ると思ふ。而して當時の經濟中心地たる大阪に於て最も明確に現はれて居る。

四

以上は極めて抽象的に明治初年の大阪の事を述べたのであるが、最後に當時の大阪として最も注目すべき事件、之によつて當時の大阪の經濟的主義を明かにしうるが如き事件につきて問題を提出し度いと思ふ。

(イ)何故に維新早々明治天皇陛下が群臣を引きつれて大阪へ行幸遊ばされたか

之は從來餘り問題とせられて居なかつたのであるが、私の考へでは、當時の大阪の經濟的地位を知る上に根本的の問題ではあるまいかと思ふ。幕末になつて、十四代將軍家茂が勅命によつて上洛し、一旦歸東の後、再び大阪に來りたるは、君側の奸臣を除く爲めであつたといはれて居り、又續いて慶喜が大阪へ來たのは、家茂が病氣になり、萬一の場合に備ふる爲めだつたといはれて居るが、單に長州征伐とか或は君側の奸臣を除去するといふのであれば、何も日光參詣より以外に旅行した事のない將軍が、鼎の煮えかへつて居るやうな危險な京阪地方に出かけて來る必要はない筈である。之は全く當時の經濟中心地であ

り、日本の富の心臟たる大阪を確保するの必要から來たものではあるまいか。幕府は極度に財用の窮乏を告げ、諸藩亦負債山積して、封建國家は今や國家破產に瀕したのである。大阪の治安を維持し、町人を心服せしめる事によつて、財政の基礎を固め、將に倒れんとする幕政を存續せしめんとの意圖に基くものであらう。されば將軍大阪に來り、直ちに多額の御用金を命じた。併しながら將軍の內兇を見すかしたる大阪町人は之に應ぜず、再三の催促によつてその一部を收めたにすぎぬといふ有樣であつた。而して將軍の威令を以てするも遂によく大阪町人を悅服し能はざるに及んで、乃ち幕府の運命が決せられたのである。十五代將軍慶喜が大阪の經濟力を支配するの權を保持する能はざるを見て、彼は慶應四年正月七日夜陰大阪をのがれ、開陽丸に乘つて江戶に向つた。之と入れ替りに征討大將軍嘉彰親王來阪あらせられ、市民慰撫の令を發し、更に薩長二藩に命じて三鄕市中を取締らしめた。かくして專ら大阪の秩序回復、治安の維持に力め、次で會計基金として三百萬兩の御用金を市中の富豪に下命した。二月中明治天皇は大阪御親征の勅旨を發し給ひ三月二十一日京都を發し、同二十三日大阪に御着、西本願寺津村別院を行在所として四月七日

迄御滯留遊ばされた。その間、觀兵式、觀艦式、善行者表彰、貧民救恤、高齡者賜與等を行はせられ、專ら人心の歸服に力めらる。かくして大阪は完全に朝廷の支配に歸屬したのである。

封建國家の財政破產のあとを受けて、とに角新政府が反對黨を壓し、その新政策を遂行して秩序を安定し、新政確立に成功したのは、之れ全く經濟力の中心たる大阪を抑へる事に成功したからである。三百年前、德川家康がその豐富なる分銅金銀を以て軍資金となし、關ヶ原に一戰を交へたるも、或る意味に於て大阪の支配權獲得が目標であつたともいへる。又幕政がとに角二百五十年間存續し得たるも大阪の經濟力を支配し得たからである。而して二百五十年後に、幕府は倒幕軍と大阪の爭奪戰を行つて之に敗れ、同時にその政權を投げ出さねばならなかつたのである。目には定かに見えぬ所の大阪の經濟力の爭奪戰こそ、實に明治維新の關ヶ原であつたと思ふ。

(ロ)財政金融その他經濟組織の立て直ほしが第一の目標であつた事

最初にも述べたやうに、社會の變革は經濟的理由から來るのであつて、經濟組織の崩壞

に基くのである。大阪の經濟力を奪取し、新政の樹立に成功したる倒幕軍が最初に頭をなやましたのは、この崩壞した經濟組織を如何に始末するかといふ事であつた。而して之は經濟社會の心臟であり動脈である所の財政金融組織の立て直しであつた。故に當時の記錄や御布令を見ると、亂暴者の取締や反抗者の追捕に關するものも少くないが、その主なものは何れも金融問題、幣制問題及び商工業組織の問題計りである。この方面の統制を研究する事は、明治初年の經濟史的意味を理解する上に最も必要な事である。

（八）大阪造幣局と明治初年の產業發展との關係

維新早々造幣局が設立せられたのは、右に述べたる幣制統一によつて社會の經濟的基礎を確立せんが爲めであつた事は言を俟たない。而して今日では大阪の造幣局は單に硬貨を鑄造したり、その他の貴金屬加工品を生產する特殊工場にすぎないのであつて、大阪に對して別に特殊の經濟的意義を有するとは思はれないが、併し明治の初年に於ては、啻に大阪市に對してのみならず、日本全體にとりて今日とは全く異つた經濟的意義を有したのである。大阪の造幣局は日本の近代的發展に對して實に偉大なる貢獻をなし、種々の新事業



明治初年の造幣局

に對する濫觴となつてゐる事は已に世人の普く知る通りである。之に關連して吾人の考ふべき點は、當時何故に大阪に造幣局をおいたかといふ事であるが、之は、前述の通り、大阪が日本の經濟的中心であつたがためであらう。大阪造幣局が日本の近代的經濟發展に對して與へたる刺戟の主なるものは、(1)外國人による精巧機械の利用及び造幣に附隨する諸種の工業經營が、新工業の發生を刺戟したる事、(2)科學知識殊に實用科學を普及せしめたる事、(3)石炭消費の魁をなし、石炭の大量需要者として、日本の石炭業を發達せしむるの口火をつけ、延いて石炭を利用し蒸氣力利用の便を知らせたる事等枚擧に遑がない。

(二)大阪に於ける財界の有力者の變化、及び富裕階級の興亡

德川時代に財界の牛耳をとつてゐた兩替業者その他の金融業者が、維新後如何にして新らしき金融業に推移して行つたか、その子孫はどうなつて居るか、個別的の事であるやうだけれども、大阪の經濟的變遷を知る上には忘れてはならぬのである。同じ事業に從事しながら小野・島田組が沒落して三井組が一人存續し、今日の盛大を致したるは何故かを研究する事も重要な問題である。今一つは維新後大阪の經濟界に雄飛した人は必しも大阪の

舊町人計りではなく、地方の富豪、下級武士その他が割り込んだものが少くない。之がどういふ風にして這入つて來たか、そしてそれ等の人々の勢力が今日迄どんな影響をもつて居るかを明かにせねばならぬ。廣瀨宰平であるとか、五代友厚であるとか、或は藤田傳三郎であるとかは、此等の點を研究する上には重要なる役割を有するものである。

(ホ)取引商品の變化及び商品配給關係の變遷

商人の取り扱ふ商品は時代と共に變化するのを原則とするが、特に明治御一新以後、その變化の仕方が甚しかつた。生産及び消費が身分階級的に制限され、一定の身分のもの丈しか消費する事の出來なかつたものが、改革と共に何人でも購買力さへあれば、之を消費しうるやうになつたし、又社會の變動と共に消費の趣向が變り、且つ新奇のものが續々と生産せられ又は外國から輸入せらるゝに至つたため、大阪の商人は舊套を脫して目先の變つたものを商ふやうになつた。

次に大阪を中心とする商品の配給關係の變化の研究は、日本國民經濟の有機的統一が如何して行はれたかを知る上に最も必要である。いふ迄もなく德川時代に於て『大阪は天下

の臺所』であつた。一派の人々はこの意味を單に諸國大名の財政問題から説明しようとするけれども、之は正當でない。各藩の藏物卽ち藩が公に有する諸產物は、何れも大阪の藏屋敷に輸送せられて拂下げられ、更に各地に配給せられた。その賣上代金は或は大阪に於ける借債の元利支拂に充當せられ、或は國元へ正貨として輸送せられたのであるが、この外に民間の所有に屬する多種多樣の貨物が大阪を目標に集り、大阪を經ないで、直接に他領へ移出せられる場合は比較的に少い有樣であつた。故に日本全體特に經濟の發達せる關西地方の貨物を一旦大阪に集め、更に之を必要とする地方へ割當て、切り盛りをしたといふ當時に於て、大阪が天下の臺所であつた。然るに維新後藏屋敷は廢止せられ、交通系統に大變化を來したのであるから、大阪を中心とする貨物の配給關係は昔日とは著しく變つて來たのみならず、その範圍の大小、取引貨物の性質等が餘程異つて居る。之に關しては明治初年の統計及び記錄が極めて少く、僅かに明治十年米原金ケ崎間に鐵道の敷設された際、大阪市の商業に如何なる影響ありやといふので、時の商法會議所の調査したものがある位の事であるが、舊時よりの大きな問屋の經營してゐた方々の家には多少ともこの種

の記錄があると思ふ。

（ヘ）政治家と商人とが如何なる關係を保持して大阪の財界を統制したか

倒幕軍が天下をとると同時に先づ幣制の基礎を固むる爲めに御用金を命じたが、この間の消息は比較的よく世に知られて居る。併し多少世間が落ちついてから、種々の新奇なる事業が起され、例へば東京大阪間の運輸會社、鐵道會社、汽船會社、更には爲替會社、銀行等が設立せらるゝに至り、又北海道その他各地の拓殖が行はるゝに至つたから、要路の大官と大阪の商人とが種々の複雜な關係を結ぶやうになつた。之は當時としては全く已むを得ない事で、資金はあつても新知識に缺けて居り、失敗の危險も大であつたし、更に秩序の整頓し切らない時の事故、矢張り强力な後ろ立てを必要とした。從て大官と商人とが結びあつてゐた事丈けを見て、如何にも醜關係のあつたやうに速斷するのは失當である。過渡期としては當然であり、この間の事情が明かになつてこそ初めて今日の日本の經濟の成り立ちが理解出來るのである。

五

以上は單に明治初年に於ける大阪の經濟事情に關する問題の提出であり、抽象的議論にすぎないのであるが、要するに維新以後に於ける大阪の發展を知るためには經濟方面の事を研究し、目に見えない力が如何に動いたか、その結果大阪の文化が如何なる方面に發展したかを闡明することが必要である。而も明治大正の日本經濟史から、東京を除き去つても、之に根本的の變化を生じ、日本の經濟組織の構成及び樣相が變るとも思はれないが、若し大阪がなかつたとしたらどうであらう。明治大正期に於ける日本の經濟的發展の本質を理解し把持する事は出來ぬであらう。この意味に於て大阪の明治大正經濟史の研究は誠に重大なる使命を有するものであると信ずる。

銀目廢止と太政官札

菅野和太郎

一

天下統一運動は徳川家康によりて完成されたが、貨幣制度のみは徳川時代中途に其の統一を見ず、實に複雜極まるものであつた。卽ち金銀錢の三貨鼎立し、而かも關東地方に於ては計數貨幣たる金貨が使用せられ、關西地方に於ては最初專ら秤量貨幣たる銀貨が使用せられるといふ有樣で、其の流通狀態の眞相を究明することは中々容易の業ではない。而して徳川幕府は其の財政上の必要よりして屢々貨幣の改鑄を行ひしため、三貨の比價變動して止まず、之が財政經濟上に及ぼしたる影響は蓋し尠少でなかつた。加之幕末開國の結果、外國貿易の關係より貨幣の流通上に異狀を來たし、之がため改鑄は頻りと行はれ、贋

造貨幣も少からず現はれ、他方各藩の藩札は愈々其の數を激增し、かくて幕末の幣制は紛亂の極に達し、方に拾收すべからざる狀態に陷つた。明治新政府も直ちに之が改革を斷行することを得ず、舊幕府の幣制を其儘蹈襲したのみならず、幕府の政策に倣ひ、財政上の要求に應ずべく貨幣の改鑄を行ひしため、彌が上に幣制を紊亂し、搗てゝ加へて內亂に乘じ各藩は頻りと贋造貨幣を鑄造し、贋貨が當時流通の貨幣中大部分を占むるに至つた。かくの如き情勢にあつた故、明治新政府が財政經濟の建直しを斷行せんと欲すれば、先づ以て貨幣制度の大改革を斷行する必要があつた。新政府は其の樹立後着々之が改革を斷行し、以て經濟界の拾收に努力したものであるが、其の明治政府の採りし貨幣政策の中に銀目廢止斷行があつた。之は後に述ぶる如く當時の經濟界に甚大なる影響を及ぼしたもので、明治維新當時の經濟金融狀態を究むるに就きては、是非銀目廢止の問題を把捉する必要がある。此の銀目廢止は之を種々の方面より考察することが出來るが、私は何故明治新政府が明治元年五月九日に銀目廢止を斷行したかといふ問題を茲に究明したいと思ふ。而して其の銀目廢止の目的は太政官札の流通と關聯して考察さるべきものであるから、銀目廢止と

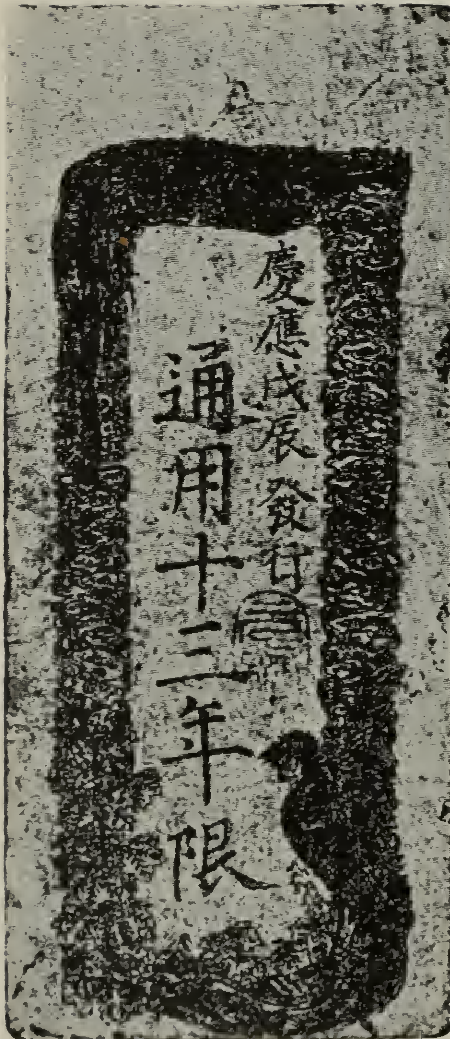
太政官札との關係を究むることにする。

二

太政官札の流通を促進さす一手段として銀目が廢止されたといふ說は從來專ら唱へられたもので、該說は「兩替商沿革史」に其の端を發する。卽ち同書に『此時に當てや大阪には重に手形の銀目を通用し、恰も一箇の大紙幣の觀あり。故に此手形を廢するにあらずんば、以て楮幣を普及するの效なきに至れり。故に同年五月を以て銀目を廢したるが、其結果兩替商の倒產を來すもの夥多なりしは前項記載の如し。依て一時の急務に應ずる爲めに何拾萬兩と云ふべき金札を無利息にて貸下ぐる事とせり』(1)とありて、銀目は太政官札の流通を促す手段として廢止されたのであると說明して居る。此說に對して最近異論を唱ふる者が現はれた。

先づ松好貞夫氏は「銀目廢止と大阪財界」と題する論文に於て、銀目廢止の理由を述べて曰く『斯て政府は先づ各種の貨幣をして豫め定むる價位に準じ計數的に通用せしむる





太政官札

ことに依り、紊亂せる當面の幣制を差詰め統一せんとしたが、價位法定策も未だ所期の效果を擧ぐるに至らず、諸種の貨幣は依然として地下相場のためその流通力を左右せらるるの有樣であり、或は劣惡なる貨幣に對して打步兩替のこと行はれしが如く、四月二十八日には『此度宇內貨幣之定價御吟味之上通用被仰出候處、諸上納に不相立哉にも相心得、且又私利を營み、多分打賃等相取候趣相聞へ以之外之事に候』との御沙汰ありしを見る。而して事情右の如く政府の意表に出でしを以て、ここに別策を講じ金制統一の實を收む可しとなした。これ卽ち五月五日の銀目廢止に關する布令であつた。惟ふに銀目取引の慣行にして從來の儘に放任せんか。金相場會所の立會も行はれ、或は錢の賣買も繼續さるゝ譯であつて、政府が如何に策を施したところで、貨幣價位法定の目的を達し得ざるは極めて睹易きところである。人或は銀目取引が單に一大阪地方に於ける慣行に過ぎず、且つ貨幣制度に對して事實上特殊の作用を與へしものが特に大阪商人間の銀目取引に過ぎざりしことを理由として、それが何故に政府の幣制整理に對しかくまで重大なる障碍たり得しかを疑ふかも知れぬ。然し一度び思を當時の大阪の經濟的地位に就て廻らさば、右の疑問は直ち

に撤回せらるゝであらう。殊に維新後に於て政府の威令が最も宜く行はれたのは京阪兩地方であつたから、兩地方の事情を考ふることなくして、當時の政策を論究してもそれは畢竟無意義である』(2)と。此の論旨は同氏の著「日本兩替金融史論」に於ても述べられ、(3)又「明治大正大阪市史」第五卷にも收載されて居る。(4)

同氏の論旨と殆ど相違せざる說が最近澤田章氏によりて唱道せられた。卽ち同氏の近刊「明治財政の基礎的研究」に於て『玆に時に政府の意圖としてはこの布告に依つて舊來の混亂せる貨幣制度を差詰め金制度に統一し金銀相場立等の弊を除去せんと欲する考が見えて居るやうである。ところが事實は政府の意想外に出て金銀相場立の慣習は一期にして容易に止むべくもあらず、益々打步兩替が行はるゝ狀態であつたから、閏四月二十八日又布令を發し「此度宇內貨幣之定價御吟味之上通用被仰出候處諸上納に不相立哉にも相心得、且又私利を營み、多分打賃等相取候趣相聞へ以之外之事に候」云々と達したのである。しかもこの法令發布後に於ても尙且所期の幣制統一は容易にその效果を收むべくもなかつたから、政府は愈々意を決し五月九日を以て銀目廢止を斷行するの擧に出たに外ならないの

である。これとの廢止の初頭に今般貨幣定價の取調之上丁銀、豆板銀の通用を停止すると
ある所以であらう。(5)』と述べ、松好氏の所論と殆ど同じ記述をなして居る。唯澤田氏は從來
銀目廢止を以て太政官札流通策であると解したる説が何故唱へられるに至つたかにつき研
究し、其の誤れる點を指摘して居る。卽ち同氏は第一に大阪に於て銀目が行はれたといふ
ことが唯銀目手形が流通したことを意味するに過ぎないと誤解したが故に、銀目廢止は太
政官札流通策であると結論するに至つたと説明してある。併し之は後に述ぶる如く寧ろ同
氏の誤解で、銀目が如何なるものであつたかを十分究明して居ない説である。同氏は第二
に太政官札の發行が財政の窮乏を補塡するにあつたと思惟する考からして、從來の説を產
むに至つたと説明して居る。併し果して太政官札は唯殖產興業のためのみに發行されたた
か、此の問題に就きては旣に拙見を述べた處で、成程太政官札の發行を決定したる當初に
於ては唯表面的には殖產興業の趣旨であつたかも知れないが、愈々其の流通を見るに至る
べき五月十五日頃は恐らくそれを以て財政の窮乏を補塡せんとする眞意にあつたことは之
を想像するに難くない。而して同氏は更に銀目廢止が太政官札流通策であつたならば、何

故各藩の藩札を禁止しなかつたかとの疑問を發せられて居る。即ち藩札禁止の擧がなかつた一事を以てしても、銀目廢止の目的が那邊にあつたかが明白であると言明して居るが、銀目廢止令は假令それが太政官札の流通策にあつたとしても、銀目手形を禁止する令では決してなかつた。直接手形禁止の令さへも出し得なかつた明治政府が況や藩札を禁止する擧に出づべしとは到底考へられない。さればこそ明治政府の基礎漸く鞏固となるや、藩札が政府紙幣の流通を阻碍する處少からずとの理由を以て、勿論他にも理由が併存したのであるが、明治二年十二月五日に至り藩札の增發を禁止した。兎に角澤田氏が銀目廢止を以て太政官札流通策なりとなす從來の說に對して加へたる駁論ば私の直ちに承服し難い處である。

松好氏を始め澤田氏の論旨は銀目廢止の令の冒頭に『今般貨幣定價御取調之上、丁銀豆板銀之儀以後通用停止被仰出候』とある以上は『是迄銀名を以て貸借有之候向は、其取引致し候節之年月日之相場によりて金錢仕切に相改可申候』といふ所謂銀目廢止は幣制整理の一顯現に過ぎないといふのである。成程此の法文を唯表面的に觀察すれば、然かく解釋

すべきである。從つて其の點に於てかくの如き見解は決して誤つて居ない。併し乍ら吾々が或る出來事を觀察するに當り、唯法文を表面的に解釋することを以て、能事足れりとすべきではなく、尙進みて當時の社會經濟狀態を洞察し、他に眞意を有せざるかを究むる必要がある。私は銀目廢止令を唯表面的に解釋することに甘んずることを得ない者で、即ち幣制整理のために銀目を廢止したといふだけにては、到底理解することを得ない事柄が二つあると思ふのである。其の一つは銀目の廢止と共に兩替屋に對して手形の取付が勃發したことで、單なる幣制整理のためであつたとしたならば、手形の取付は勃發しなかつたと思惟する。惟ふに銀目廢止が經濟史上重大なる意義を有したのはそれと共に手形の取付が勃發し、延いて大阪の兩替屋に休業閉店するものが續出し、金融恐慌を生ぜしめたがためである。かゝる金融恐慌が何故突發せしやを究むるに當り、單なる幣制整理論にては到底それに答ふることが出來ない。私の疑問とせる第二點は銀目廢止令と同時に太政官札の發行日を豫告したことであるが、幣制整理のために銀目を廢止したとすれば、それと性質を異にせる太政官札の發行日を同時に豫告する必要は毫も存しなかつた筈である。態々同時

に發令したことにつきては其處に何等かの理由が潜んで居たと見るべきである。私は此の二つの疑問を抱きて銀目廢止令を考察した時、法文を唯表面的に解釋することには到底甘んずるを得ず、矢張り「兩替商沿革史」の説に賛せざるを得ないことになつた。今銀目廢止が太政官札の流通を圖る目的を以て斷行されたといふ私の見解を左に述べよう。

三

德川時代大阪に於ては銀目が行はれたと稱せられて居るが、其の銀目の意義は時の經過と共に變化したことに注意する必要がある。大阪に於ては德川前半期迄は秤量貨幣たる銀貨卽ち丁銀・豆板銀が使用され、秤價には貫匁を以て呼んだに對し、關東地方に於て計算貨幣たる金貨が使用せられ、秤價には兩分朱の稱呼が唱へられた。然るに明和二年以來銀貨にも計數貨幣が鑄造せられ、秤量貨幣と竝び存することゝなり、其後一分銀・二朱銀等の計數銀貨は次第に丁銀・豆板銀の流通を驅逐し、更に安政年間に至りては江戸と同じく金遣ひとなり、安政六年五月の大阪町奉行口達に『當表之儀、銀通用專ら立場所に有之處、

近來銀及拂底、金之方は小判之外にも金品相增、金通用重もに相成候』(6)云々とあるが如くであつた。かくして市中に於ては金銀の計數貨幣が授受せられ、秤量銀貨は漸次姿を沒するに至つたが、併し秤價には矢張り貫匁の稱呼が使用された。從つて商品の代價は銀目で定められたが、其の代金を實際授受する際には、金に換算せられ、金銀の計數貨幣が受渡されたのであるから、幕末よりは銀目と言つても、それは單に秤價上に意義を有したに過ぎなかつた。さればこそ『唯市中で稱へて居る銀と云ふものは影法師』(7)と稱せられたる所以である。倘這般の消息につき大阪商法會議所は『正丁銀なるものは後世に至て舊政府壹分銀に吹替たるを以て、漸次缺乏を致し、是を貯るものは十人兩替のみにして、他の兩替屋に於ては之を貯へ置くもの極めて稀なり。故に銀手形を以正金銀に引替へんと望むときは、當日の相場に依りて二分金壹分金の類を拂ひ渡すこととなり。若し正丁銀を得んと欲せば、特別の打步を出さゞれば之を得る能はず。一般の商民も亦打步を出して正丁銀を得るも其利益なきを以て、丁銀を望むものなかりし。』と述べてゐる。(8)されば澤田氏が『兎に角一方に銀目廢止を決行しながら、一方に判金のみならず、壹分銀・壹朱銀等の吹增をもな

すに至つたことは前後矛盾の處置と評せざるを得ぬのである』(9)と述べて居ることは、銀目なるものを十分理解して居ないことより發したる議論と言はねばならぬ。

かくの如く明治維新當時丁銀等の秤量銀貨は殆ど市中に流通しなかつたのであるから、夫等の通用停止に關する布令が何等重要性を有しなかつたことは之を容易に理解することが出來る。松好氏並に澤田氏の論旨を窺ふに明治政府は幣制整理の第一歩として明治元年閏四月十四日古今通用金銀銅貨の定價に關する布告を發し、各種貨幣の比價を一定したが、民間に於てはそれに從はず勝手に賣買を行つたため、同月二十八日『此度宇內貨幣之定價御吟味之上通用被仰出候處、諸上納に不相立哉にも相心得、且又私利を營み多分打賃等相取候趣相聞へ、以之外之事に候』と布令せざるを得なかつた。而してかゝる手段を以てしては到底幣制整理の實を擧ぐることを得ないことを看取した政府は別策による必要を痛感し、遂に銀目廢止の擧に出でたと說明してある。併し四月二十八日の布令は計算貨幣の賣買に關するもので、秤量貨幣たる丁銀・豆板銀を對象としたものでは決してない。從つて四月二十八日の布令と五月九日の銀目廢止令を關聯せしめたことは當を得ざる議論と言は

ざるを得ない。兎に角五月九日の布令の重點は丁銀等の通用停止よりも寧ろ銀目廢止にあつたのであるが、秤量貨幣に基きて從來慣行されたる銀目も唯秤價の稱呼たるに停まり、實際上は金遣ひであつたのであるから、銀目を廢止することが又夫程經濟界に重大なる影響を及ぼしたであらうか。[10] 勿論五月二十日十人兩替屋が大阪府裁判所へ歎願した如く、商取引上に一時的の不便を痛感したであらうが、實際流通して居る貨幣の通用を突然停止するといふが如き大問題ではなかつた筈である。然るに銀目廢止と同時に手形取付といふ大動亂が突發したことには他に重大なる原因が存したものと考ふべきである。この間の消息につき澤田氏は『殊に銀手形を所持するものゝ中には、この際至急之を引替へなければ今後如何に成り行くやも計られぬといふ疑念から、一時に兩替店に殺到する騷ぎとなつた。[11]』と簡單に片付けて居るが、單なる秤價の稱呼の廢止で、夫れ程の大騷ぎを演ずべきであつたであらうか。私は其の間にもう一つ何物かゞ介在し、それによりて大動亂を釀したと觀察して居る。其の何物とは卽ち太政官札の流通である。玆に於て大阪に於ける手形流通の狀況につきて言及する必要がある。

徳川時代大阪に於ては手形殊に現今の小切手に相當する振出手形が盛んに流通し、而かもその流通範圍は甚だ廣汎なるものであつた。即ち商業を盛大に行ひたる問屋・仲買は勿論のこと、搗米屋・一文菓子屋の如き者も手形を振出し、又一切の商取引に卽ち薪炭より米・魚の賣買に至るまで使用された。而してそれは啻に大阪に於て流通したのみならず、近國の商人は勿論のこと中農以上の人々も喜んで大阪の手形を授受した。かくの如く大阪に於ては總べての取引が手形を以て決濟されたため、手形は振出されても、直ちに正金銀に引換へらるゝことなく、轉輾流通し、全くそれは通貨として取扱はれたものである。(12)而して徳川の中期以前は秤量銀貨が使用されたため、其の流通した手形面の金額には銀目が記載され、所謂銀手形が專ら流通したものである。其後計算貨幣たる金銀貨が市中に於て漸次流通するに從ひ、金目を表章した所謂金手形が使用さるゝに至り、銀手形と竝存したが、併し秤價には矢張り銀目が使用されたがため、其の銀目を其儘表章せる銀手形の方が多く流通したものである。勿論其の銀手形を以て正金銀と引換へる場合には、當日の金相場によりて銀目を金に換算し、計數貨幣たる金銀貨を以て引換へたのである。從つて突然

銀目が廢止されたとしても、銀目を金に換算し、銀手形なれば金手形に變更すればよい譯で、敢て兩替屋に就きて手形の取付をなす必要は毫も存しなかつた譯である。かく觀察すれば銀目廢止と共に手形の取付を見たる裡には他に一原因の潜むことが想像されるであらう。

抑も太政官札は所謂金札で、其の種類の稱呼に從つて拾兩札・五兩札・壹兩札・壹分札・壹朱札であつた。而して當時大阪は我國第一の商業中心地で、貨幣の授受の盛なりしことも從て我國第一であつたから、新貨幣を流通せしむるに當り先づ以て大阪に於て其の流通を圖るべきはいふ迄もない。然るに大阪に於ては紙幣同樣の支拂手段たる手形が盛んに流通して居たため、信用の薄き政府紙幣の流通は其の儘にては決して之を期待することを得なかつた。さればとて他方軍資金の要求は誠に急なるものがあり、玆に於て政府は是が非にても太政官札を大阪に於て流通せしめざるべからざることを痛感したため、手形の流通を阻止する必要を認めたが、併し乍ら手形の流通につき何等の弊害を認めなかつたため、それを眞向から禁止するが如き暴擧は到底之を敢行することを得なかつた。遂に手形の流

通を阻止することにつきては直接的の關係を有せざる銀目廢止令を出だし、暗々裡に手形の流通を阻止する手段に訴ふるに至つたものと思はれる。這般の消息を窺はしむるものは、銀目廢止と共に太政官札の發行を豫告したことである。卽ち手形の代りに太政官札を流通せしめんとの目的を以て、突然銀目廢止令を發したもので、從つて又五月十二日の布令に於ても太政官札の流通に言及した所以であると思はれる。勿論政府が此の意圖を以て銀目を廢止したといふことにつき直接的の證明をなすことが出來ないが、政府の手形流通を阻止する運動があつたればこそ、銀目廢止と共に手形の取付が突發したもので、然らざれば手形の取付を惹き起さすべき原因は他に一つも存しなかつたのである。

併し政府が簡單に手形の代りに太政官札を流通せしめんとしたことは全く政府の失策で、それは手形が大阪に於て如何なる重要性を有したかに關する認識が不足して居た結果である。從つて政府は手形の取付延いては金融恐慌の突發によりて大に驚愕し、俄かに五月十二日銀手形を金手形に改むべしとの布令を出だして、人心の鎭定を圖つたが、其の效を見なかつた。蓋し手形の取付によりて現はれたることは銀價の低落である。卽ち金手形

にしても銀手形にしても手形を正金銀に引換へることは取りも直さず計數貨幣たる金銀貨の請求に外ならぬ故、金相場は騰貴せざるを得ず、殊に五月十日より金相場會所も閉鎖されたため、金相場は全く暗闇の相場となり、彌が上に金相場の騰貴を促した。金相場が騰貴したために、手形の取付を一層盛んならしめ遂に拾收すべからざる混亂狀態に陷つた。而して銀價低落の結果、銀目廢止に伴ふ取引關係の決濟が意外に紛糾し、之がため政府は種々の善後策を講ぜざるを得ざるに至つたのであるが、之は政府が自ら招いた罪であると云はざるを得ない。

四

明治維新當時財政經濟上に重大なる影響を及ぼしたる銀目廢止令は之を唯表面的に觀察すれば、通貨の計數的統一又は幣制改革の一端と見ることが出來るが、銀目廢止と共に突發せし手形の取付等と關聯して觀察すれば、政府は銀目廢止を一時の權策として太政官札の流通を圖つたと觀ることが出來る。政府は唯太政官札の流通を圖らんとした餘り、鹿を

逐ふ獵師は山を見ずとの譬に洩れず、手形の經濟界に於ける重要性等を毫も顧慮する暇がなかつた結果、財界を意外に紛亂せしめて期待せざる成行を見、遂に政府の財政政策に齟齬を來たしたことは全く政府の失策と言はざるを得ない。かく一時的には財界を攪亂せしむることとはなつたが、併し政府が若しも手形の流通を阻止するが如き行動を採らなかつたとしたならば、太政官札は慶應三年に於ける幕府の紙幣と同じ運命に陷つて居たかも計り難い。卽ち通貨たる手形の流通が俄かに阻止したため、通貨の大不足を見、それを補充すべく止むを得ず太政官札が流通するに至つたのである。此の點に於ても澤田氏の見解と相違するもので、同氏は『意想外にも財界の混亂動搖を招き、殆んど拾收すべからざる狀態に至らしめたことは、却つてこの際發行通用を見るに至つた金札の圓滿なる流通をも阻害する一面の原因を齎らしたのでなからうかと思はるゝのである』と述べて居るが、私見は正しく反對である。(13)

（1）　兩替商沿革史、前篇、一四三頁
（2）　「經濟史研究」第三號

(3) 松好貞夫、日本両替金融史論、四一四―四一六頁
(4) 明治大正大阪市史、第五卷、四〇四―四〇九頁
(5) 澤田章、明治財政の基礎的研究、一七〇頁
(6) 大阪市史、第四、下、二二八一頁
(7) 世外侯事歴維新財政談、上、四三―四四頁
(8) 明治大正大阪市史、第七卷、一〇七〇―一〇七一頁
(9) 澤田氏、前掲書、一七八頁
(10) 新稿兩替年代記關鍵、資料篇、七一四―七一六頁
(11) 澤田氏、前掲書、一七一頁
(12) 拙稿「德川時代の手形」(大阪商科大學經濟研究年報第六號)
(13) 澤田氏、前掲書、一八一頁

太政官札の流通と京都府の錢札

寺尾宏二

一、太政官札の發行と流通

維新當初に當面せる政府の大問題は、窮乏せる財政にあつた。大政奉還があつて政費の支出を要し、更に鳥羽伏見の戰が開始されて戰費・征討費の莫大なるものが加はつたに拘らず、その實力は未だ微弱と云はれ得べく經常的財源も從來の御料三萬石の外に調達の途がなかつたのである。されば先づ此の財源方面の開拓に意を注がなければならなかつたのは當然であらう。

『今般幕府大政を返還し、直に大阪城へ引上げたるに付き、天下の政事は都て朝廷より御出でらるべきは勿論の儀に候得共、未だ幕府より會計方の引渡なければ、恐多くも一金

の御貯之れなき姿にて、何分にも御手薄の御儀なり、依之金穀出納所を置かれ、金穀集方盡力中に候處、方今の形勢より察するに朝幕の間、何時兵端を開くべきやも計り難く諸經費及軍資の支出に差支ふるの懸念なきにあらず、其組織は年來輦下に住居し、往昔より禁裏御兩替相勤め來り候儀に付、更に金穀出納所御用達申附け候、此御場合を恐察し奉り、急ぎ勤王一途に盡力致すべし(1)』

慶應三年十二月廿六日三井組が新政府の新設財政機關たる金穀出納所より達せられたる此の文言の中に、當時の全面的情勢が生々しく看取される。更に明治元年五月八日の太政官布告の一節が强調する所がある。

『皇運新ニ復シ、國是漸ニ定リ、萬機御親裁ニ出デ、百事將ニ備ラントス。是時ニ當テ獨リ備ラザルモノハ金穀ナリ、右ハ全ク德川慶喜政權奉還ノ節、國家ノ用度ヲ併テ返上勿論タルベキノ處、其儀未ダ相運バザル內、春來ノ始末ニ立至リ、朝廷無入所シテ出ル所ノ御費用不一方ニ依レリ。(2)』

卽ちかゝる困窮の狀態にあつた新政府が、其應急措置として商人富豪の獻金並に借入金

に據らんとした事は當然であつたらう。而して此の間の消息、經過、實績については、本庄博士の「明治初年の御用金」の論究[3]によつて、間然する所なく知る事が出來る。

此等御用金の外に、應急對策として太政官札と呼ばれた紙幣を發行して窮乏に資した事も逸し得ないであらう。固より發行資源は御用金に依つたのである。「明治史要」の明治元年正月二十三日の條に『紙幣製造三百萬兩ノ議ヲ決シ、參與三岡公正ヲシテ其事ヲ掌ラシメ、其準備金ヲ京都大阪ノ豪商ニ課ス』とあり、二十九日に京阪富豪より徵課してゐるに徵すれば、之が紙幣製造準備金になつたものゝ如くに考へられる。然し之は會計基立金として新政府の諸經費に充當せんとしたものであり、三岡卽ち由利公正の談話筆記に『愈三百萬兩の軍用金を作ることになつて返濟の方法は箇様々々で、つまり紙幣の發行であると云ふた。卽ち十三年限の太政官札のことである』[4]と云ふに對比すれば、すべてが之に充てられたにあらざるは明らかである。而かも三百萬兩が豫定の如く全部を徵募し得たものでなく、凡百三十萬兩ほどであつたといふ。[5]更にその幾何かを以て發行された太政官札は、三岡の云へるが如くに、御用金に對する償還として決濟される目的を有したのであるが、寧

ろ當面の財政窮乏に資する第一の目的としたのは云ふまでもない。

明治元年閏四月十九日の太政官札發行の主意には『皇政更始之折柄、富國之基礎被爲建度、衆議ヲ盡シ、一時之權法ヲ以テ金札御製造仰出、世上一同之困窮ヲ救助被遊度思召』云々と云ふも、その眞意の一端は「春嶽私記」に瞭得する所があるであらう。(6)

『方今大政復古之運ニ向ヒシカトモ、天下多事多難ナル上ニ、朝廷ニ金穀乏敷、民ヲ賑シ兵ヲ出スニ由ナキ而已ナラズ、殆今日ノ供給ニ迫レル勢故、敷々濟時之議事アレトモ更ニ其術ヲ得サリシニ、二十一日會計掛リ三岡八郎、日本全國之石高ニ應シ、楮幣ヲ製シ、一時之急ヲ救ヒ、十三年之後ヲ待テ楮幣總テ現金ニ復歸スヘキノ起法ヲ建議セリ、此法取捨之衆議疑懼紛々トシテ再端更ニ決シ難クシテ席ヲ竟ヘ、翌二十二日モ亦爾リ、二十三日ニ至テ楮幣ヲ製造アルヘキニ決シ、其主宰全權ヲ八郎ヘ命セラレタリ。』

卽ち『一時之急ヲ救』はんとするものであつたが、之を最も明白に物語るものには、諸藩觸頭二十四藩參朝に際し、岩倉・德大寺兩大納言より內達せられた明治二年六月六日の達がある。(7)

『王政復古ノ始ニ當リ、一朝俄ニ干戈ノ事起リ候ヨリ、續テ賊徒猖獗兵馬匆卒ノ間、莫大ノ得入費、然ルニ外國ノ御交際モ被爲在候ニ付、政府熟議ノ上、不被得止楮幣御造立ニ相成、是ヲ以大ニ物產ノ道ヲ被開候思召ニテ被爲在候處、豈料、各方御承知ノ通、朝廷御創業ノ始メ、一錢ノ御貯モ不被爲在候ニ付テハ、楮幣大半戰爭ノ御入費ニ被充、諸藩モ亦正金ニ換テ兵馬ノ用途ニナシ（中略）前途眼前ノ目的無之所ヨリ、自然人心疑惑ヲ生シ、物議紛々ノ情實モ差發リ候（下略）』

かゝる狀態であつたから、太政官札の流通が支障なく行はれゝば兎も角、然らずんばその實績は懸つて新政府の死命を制するまでに至ると云つて差支へないであらう。而して事實に於て、太政官札の流通には幾多の困難と阻害とがあつたのである。

當時一般民衆は略々紙幣の何たるかを知つてゐた。その利便なるを認めると同時にその弊害に惱まされる事も尠くはなかつた。といふのは德川時代に於ては各藩が所謂藩札なるものを發行して該藩の財政救濟を試みてゐるものが多かつたからである。幕府は硬貨政策に終始したと云はるゝも、幕末に至つては遂に之を揚棄して慶應三年には關東關西の兩方

面に發行流通せしめて、府庫の窮乏に資せんとした。(8) 此の如きあとを受け、從來と同樣なる意圖の下に發行せられる太政官札に對する人々の意向の程も察せられるであらう。殊に新政府の基礎、前途に對して不安を持つが故に、その發行する所なる紙幣に對して、一層の不安・疑念を抱いたらう事は當然とすべきである。例へば、當時金融界を左右せる近江商人の淵叢の地、近江國八幡町の町方惣年寄を勤めて居た豪商岡田八十次の明治三年十一月末頃の手記の中に、(9) 次の如き記載があるのは、新政府に對する彼等の態度を反映せしむるものがある。

『一、五ケ條の難題願、先日西・九・四州ノ諸侯連判ニテ出タリ、薩長土ヲ始トセリト、

交易破却、藩政如々前、俸祿復舊、

天下政事武家ニ歸ス

中九四國ハ不奉王政歟等之由也

姉小路樣諸大夫ノ說ナリト』

之を商業上の帳簿に認めてゐるのは、以て彼等の危惧の念を想はしめ、從つて太政官札

等新政府發行の紙幣に對する態度を知り得るであらう。

固より太政官札は不換紙幣である。明治二年六月迄の約一年二ケ月の間に四千八百萬兩を發行してゐる。發行費用と對比する時、愈々その流通が政府の重大問題たりし事が看取されると共に、新政府があらゆる對策を試みて流通阻害の除去と、流通强制との布告を屢發し、遂に政治的勢力の擴大があつたに拘らず兌換紙幣の性質を二年四月二十九日に至つて太政官札に賦與せざるべからざるに至つた所以も知られ得るであらう。然し兌換紙幣の性質は後に解消さるゝに至つたのであるが、此處に於ては省略する。旣に明治財政史を始め幾多の著書に說かるゝ所がある。此に於ては太政官札の流通が新政府にとつて死命を制するてふ重大事であつた事を略述しておきたかつたのである。

二、京都府の狀況

明治新政府の都下なる京都府に於ける太政官札の流通狀況は、太政官札を諸藩に配分して流通せしめたが、この事の一方には新政府の勢威並びに政令遵奉の程度を規矩せしめ得

る丈に、諸地方より注目せられたものであつたらう事は疑を容れぬ。

元年六月二十日には既に金札卽ち太政官札が正金に比して價値下落したが爲に、『徒ニ金札ヲ以テ正金ニ兩替セシメ、姦商共其機ニ乘シ、打賃ヲ相ムサホリ候』ものあるを以て之を嚴禁するの布告を全國に向けて發してゐるが、新政府の實狀を目睹してゐる京都府にも此の事がなかつたとは云へぬであらう。しかしその狀態は、更に同じ日此の如き所爲ある は通用の妨になる故、屹度禁ずべしとの達が出てゐる金澤藩程ではなかつたらう。此の種のものに關する京都の御觸は、九月二十一日に至つて出てゐる。

『此節諸色高直ニ而諸民難澁之趣相聞ヱ候ニ付而者取調之筋有之候ニ付、左之個條之者共承知致候節者、名前早々目安箱ヱ訴出可申事

一諸色不當ニ買込致候者

一金札正金ニ引替料多分ニ取候者』(10)

物價暴騰、諸民難澁の所以を此の兩者にのみ歸するを得ないであらうが、已に以前より太政官札の下落について打賃を付して正金と兩替せしむるものは、新政府に對する信・不

信の表示ともなるのであつたから、特に重視したのは當然である。此に注意すべきは此の御觸があつた二日後、即ち九月二十三日に『皇國一圓金札通用被仰出候上者、當辰年租稅金納之分幷諸上納、都テ金札ニテ上納致候事』と金札の價値引上を策して全國に布告せる對策の出でた事である。しかも之が效のなかつた事は全國の流通狀況に看取されるが、京都府に於てすら次の御觸が續いて出されてゐる。

『今般世上融通之爲、厚き以思召、金札通用被仰出候處、間々不心得之者共有之、彼是と申難候、通用を妨候哉ニ相聞へ候ニ付、及僉議候處、別帋之者共重立其聞へ有之候付、召捕置候間取調之上夫々至當之罰ニ可行、猶追々及僉議、大樣不心得之者於在之者、速ニ召捕其罰ニ可行候條心得違有之間敷候事

右之通洛外山城國中社寺共無洩可相觸もの也

十月三日

別帋名前

四條油小路東入町北側　家持兩替渡世　津國屋次郎右衞門

新シ町四條下ル町西側　家持米渡世　　　　　　　備中屋利兵衛

祇園町北側之内小堀通東側近江屋善兵衛借屋　古手并仕立物渡世　河内屋安兵衛

新町三條下ル町西側近江屋七兵衛借屋　唐物渡世　　　　紅　屋　茂兵衛

寺町錦小路下ル町西側　家持唐物渡世　　　　　　　　美濃屋善兵衛

姉小路岩上東ニ入町南側　佛光寺家來三谷靱負借屋古手渡世　近江屋　淸　助』

此の外伊賀屋五兵衛・近江屋利兵衛・菱屋嘉兵衛・近江屋嘉十郎の四名があるが、その住所渡世は省略しておかう。此等の者へは特別の處置として嚴責懲戒に止めたが、その犯名を所在に揭示、觸置いて一般の注意を喚起したのであつた。卽ちその一週間後に於て(11)

『金札を以多分之打賃を出し、正金買集候者共、夫々召捕吟味之上此度者格別之憐愍之處置申付、則所々ゟ揭示致し、右之通リ之次第ニ付、萬一此後右人別同樣之所業致候者有之ニ於而者、決して憐愍之沙汰ニ不及、屹度嚴重之罪科申付候條、諸人一統相心得正路之渡世致可申、兼而申達置候也』

と諭告してゐる。假令此の如き所業が當時の狀勢からの必然的の所産であるとは云へ、一

方には政府の政策に於て助長せしめるものがなかつたとは云へない。太政官札發行と同時に舊來の丁銀・豆板銀の通用を停止したのは當然とは云ふものゝ、之を時價にて政府に買上げる事にしたが、それは太政官札を以てした。之は一般からは欣ばれない。紙幣に代る新貨幣鑄造の議はあつても、諸事草創の際であつたから此の實現は當分の間見ることは出來ないのである。此の狀勢は七月の布告にも窺知される。

『通用停止之丁銀・豆板銀共御改製之新金錢を以御買上可相成旨、兼而御布令之御趣意も在之處、未タ御改製之場合ニ不立至候間所持之者ハ先可差出候、右代リ金之義者銀位相當之價を以新金銀ニ而追々御下ケ有之候迄、難澁之者共金札御下ケ被置候而も、又ハ金札ニ而御買上ニ相成候而モ、銘々望ニ任せ可申候』

更に八月十三日に『丁銀・豆板銀通用停止被仰付候ニ付而者、是迄貢米其外小物成運上物等一切可爲金納事』と觸れられてゐたから、必然的に小額貨幣の不足があつた筈である。縱んば金札により得るに至つても、金札卽ち太政官札を危險視してよろこばず、止むを得ず之によらんとしても、事實上小額の太政官札は不足であつたのである。

太政官札が不換紙幣であり、財政窮乏、經費支辨に基くものであるからには、十兩・五兩・一分・一朱の五種類を發行するに當つては、成るべく大額のものを撰ぶを利益とし、且又これが當然である。一分・一朱の製造よりは十兩・五兩・一兩の製作の割合は多かつた筈である。その製造種別は次の如く見えてゐる事が證明する。(12)

十兩	二〇・三三二・八九〇兩〇分〇朱
五兩	五・九六九・六八五、〇、〇
一兩	一五・四八五・七九八、〇、〇
一分	五・一六一・二九六、一、〇
一朱	一・〇五〇・三三〇、三、〇

卽ち小錢の引上げと、政府に不安を抱くものゝ死藏、加ふるに小札の比較的尠少であつたといふ點より、小錢小札の不足は日常取引の不便を將來、そこに兩替屋などの跋扈があり、太政官札に對する人心の動搖と共に彼等の人爲的作爲があつたとせなければならぬ。故に租稅上納を金札によらしむるにしても、先づ最初小錢の不足が現出し、ついで小札が

要望された。之は京都府に於て如實に現はれてゐる。卽ち十月十七日に『近來市中小錢取引不融通ニ乘シ、下々日用之差支難澁ヲモ不顧、相場人氣合見計圍置候者も有之哉ニ相聞如何之事ニ候、右者一己之利欲ニ迷ヒ、世間之迷惑ヲ不顧段、全奸商之所業ニ候』とて兩替商や錢賣買等に規定する所あり、相當の小錢を政府より下附したが、之は京都なればこそ、政府もかゝる應急の措置をなし得たのであらう。然し更に三日を經た十月二十日に小札に關して御觸を出してゐる。卽ち

『先達而より金札通用被仰出候處、小札拂底ニ而融通方難澁之趣相聞候ニ付、此度市中融通之爲メ、大年寄手前迄御下ケ置、小引替被成下候間、當用差困リ候節々、來ル廿四日ヨリ其組々中年寄迄可申出候、尤札之大小ニ不拘、貳文宛切賃として持參可致候事』

とあるが、こゝに貳文宛の切賃について云爲する者出づる事が懸念され、廿二日には『一時融通御助ケ之爲、上より引替被成下候儀ニ而、相對引替ニ者無之候間、切賃持參ニ不及候事』と重ねて觸れられた。かゝる程の措置は京都府なればこそと推せられる。それは次の理由に出でる。此の十月二日には、從來近衞忠熙邸にあつた會計官が二條城卽ち京都府

京都府下の錢札

京都府下
錢貳貫四百文預手券
換金壹分
御掛屋両替
萬屋甚兵衛

御掛屋為證撿連印
己三月限引替

京都府下
錢六百文預手券
換金壹朱
御掛屋両替
竹原弥斎

御掛屋為證撿連印
己三月限引替

廳内に移轉してゐる。(13) 會計官こそは新政府の財政に當り、就中太政官札を發行せるところである。その御觸には『今二日より會計官京都府合可相成候ニ付、此以後同役場と相心得、會計官へ差出候願書類伺等、都而京都府ら差出可申事』とあり、京都府の便宜を得たる事が考慮され、政府の太政官札の流通對策が、最も逸早く反映し、且は京都府内の狀況がその中に認め得る密接不離の關係にありし事を推定せしむるからである。

かく小錢小札を潤澤にし、融通を圓滑ならしめるのは、延ては太政官札の流通にも關係を有ち、價格維持にも影響する。殊に小札の不足は此の場合重大事であらねばならない。尠くとも後年、太政官札の五兩以上が明治八年五月卅一日までにて通用を停止されたるに對し、一兩以下のものは十一年六月卅日まで通用を認められた(14)一事を以てしても、此の事は云ひ得ると思料する。

三、京都府の錢札

嚮に寸言せる藩札が領内限りに發行通用された事は、維新後に於ても許されてゐたので

あるが、其發行が藩財政の救濟にあつて增發をなしたが爲に、價値に於ては反古紙に等しきものがあり、種類も多樣であつた。やがて新政府は二年二月に增發を禁じ、四年七月に廢藩置縣に際し、斷然その通用を禁止した。此の時藩札を發行なし居れるものは二百四十餘藩十四縣九旗本領に及んでゐたが、[15]此の藩札は幣制を不統一ならしめ、又一般民衆に弊害を與へた一面には、使用の利便なると硬貨の不足を補つた事は認めねばならぬ。而してその發行せる所は、上記廢藩置縣當時存在せしもの〻外にも公許を得て發行した府縣があつたが、既に引上げられたが爲にその數に入れられぬものもあつたのである。京都府に於ても明治元年十一月に發行された錢券卽ち府札が存在した。之については「法規分類大全」の政體門、制度雜款七、貨幣五、紙幣三の中に收めらる〻所があり、「大日本古紙幣銘鑑」などにはその名が擧げられてゐるが、存在を指摘したに過ぎぬ。頃日、筆者の得たる若干の史料があるも、その解明には多くの推測を加へざるを得なかつた事を附言して、敎示を俟つものである。

(イ)發行の事情　固より都下の小錢小札の不足の事情に基づくが、前述の如くその幾何

かは下附せられたものゝ依然日常取引の不便を來してゐる。而かも此の地京都に於ては、徳川幕府の時に於て藩札の類は發行せられてゐない。門跡寺院より貸附手形或は材木買入手形或は材木買入手形や藥種切手などの發行はあつてもその行使の範圍は限られてゐる。これ以前に於て、即ち享保四年に京都始め山城國中に銀札通用の議があり、奉行より京都兩替商へ差支の有無を諮問したが、此の時兩替商は銀札引替の面倒、藩札同様一國限り通用の不便、三都は他國城下の如き其地方のみの取引にあらざるを以てその影響する所甚大なりとして實行を喜ばざる意味の回答をなした事はあつたのである。(16) 即ち大體に於て補助紙幣の役につくべきものがなかつたと云ひ得る。然るに太政官札の都下流通が阻害せらるるは全國より注視せらるべき狀況であつたし、小額の太政官札の下附も無限に行ひ得ざる點から、元年十一月に至つて之が發行を見た。即ち先づ

『近來市中小札小錢ニ差閊、用便難叶趣ニ付、小錢下ケ渡シ、又ハ小札引替等追々申付候得共、兎角境外他國へ致散亂候故歟、都下今以小錢小札不引出足由ニテ、別紙御掛屋兩替六人ノ者ヨリ爲融通錢六百文、同一貫二百文、同二貫四百文ノ預リ手劵雛形ノ通ニ

仕立、當府ノ押印ヲ請、差出度段願出候ニ付、差免候、此段爲御届如斯候也

十一月廿日　京都府

辨事　御中　』

と伺が出たが、直ちに『可爲伺之通事』と指令があり、早くも

『近來下々小錢小札に差問、用便難叶趣ニ付、小錢下ケ渡シ、又は小札引替等、追々申付るといへども、兎角境外他國ゟ散亂する故歟、都下今以小錢小札不引足由ニ而、左之御掛屋兩替六人之者より融通のため、錢六百文、同一貫貳百文、同貳貫四百文之預り手券、雛形之通ニ仕立、當府之押印を請、差出度段、願之通差免候、偏に下々日用之通りを得させ度ためニ付、其旨相心得、通用すべき事

甲屋治郎兵衛
竹原彌兵衛
伊勢屋彌太郎
萬屋忠兵衛

(雛形)

(筆者註、圖版參照)

萬　屋　甚兵衞
近江屋　九郎三郎

右之通山城國中、社寺共無洩相達るもの也
十一月二十三日　　　京　都　府[17]」

と三日後に一般に告示されてゐる。此の如く政府の允許があつて三日後には發行された如きは、前々より準備の成つてゐた事が推定されるし、事實會計官と京都府との關係に於て暗默の中に、或は事前に明らかな瞭解が出來てゐたと見ても差支へないであらう。又すでに奈良府に於ては、十月中に發行せる例がある。

『當府付御料所金札小札無之取引差閊候付、當分ノ內掛屋手形ニテ融通致候樣可申付ト存候、爲念此段致御通知候也。[18]』

此の上申には日を闕いてゐるが、「府縣史抄錄」には元年十月十九日とあり、更に奈良に一は『今般掛屋ニ於テ一朱ノ手券ヲ製シ、本日ヨリ來己巳正月限融通差許ス云々布令ス[19]』と見えてゐる。即ち京都府が許可を前提として準備を進めたとしても當然である。

京都府の御觸の文面によれば、小錢小札を下附するも管外に出でゝ取引を阻害するより錢券を發行するといふのであるから、府下の不足を補ふにあり、且通用範圍も府下にあつたものであらう。卽ち山城國中にあつた。之によつて略々太政官札との關係を推測せしむるものもあるが、類例によつて、更に此の間の消息を探つて見よう。

元年十一月二十六日に兵庫縣令伊藤俊介より次の伺が出てゐる。

『方今海內商民爲融通金札發行既ニ都鄙流布罷在候處、五兩十兩ノ大札ノミ多分有之、却テ小民等ノ不便宜相成、（中略）今般京都府・奈良府ニ於テ發行相成候引例ヲ以テ、當縣ヨリモ錢札相製シ、爲下民流通金札ト引替遣シ、支配地中爲致通行度(20)（下略）』

之に對して十一月閏日『本文可爲伺ノ通事』と指令が出てゐるが、(21)十二月に至つて縣の布達として次の如くある。

『當縣支配所內、通用辨利ノ爲、此度錢札製造近々布行セシメ候條、望ノ者ハ金札ヲ以テ引換可願出事

但百文・三百文・六百文・一貫二百文四通リ製造ノ事

一右錢札製造ノ旨趣ハ小商人共金札ノ大札受取遣拂方ニ差支候モノ間々有之趣、相聞候間、右取引辨利ノタメニ付、正錢ノ相場ニ不拘、百文ハ六枚、三百文ハ二枚ヲ以テ一朱ニ換、六百文ハ直ニ一朱ニ當テ、一貫二百文ハ二枚ヲ以テ一分ニ換ヘ候積ノ事

一金札入用ノ節ハ錢札持參致シ候ハ、、直ニ引換可遣事

一引換請渡共一兩以上タルヘキ事

一引換所幷引換始メ日限等ノ儀近日布告セシムヘキ事』(22)

ついで二年正月には再び布達して五ケ所の引換所、即ち北風莊右衞門、畠山助右衞門、紅野平左門、嘉納治兵衞、近藤文造の用場を指定し、二年正月二十五日より發行、通用せしめてゐるのであつた。(23)

此の兵庫縣札の主旨・細目に、元年十一月の伺書に見える京都府の引例なる語を以てすれば、京都府のそれが類似せるものとして大過ないであらう。然らば兵庫縣札が究局に於て、太政官札の流通促進に資するものあるを看取し得るが故に、京都府の場合に於ても同樣の意圖にあつたものと推測するのである。而かも亦藩札類似の仕法は、その發行の府藩

縣又は發行元の兩替掛屋にある程度迄の信用を掛け得るならば、全國的の太政官札よりも而して大額の金札よりも、相當の信賴の下に流通し得るであらう。狹少範圍である點と小額であるといふ點が、かゝる場合有力な支持になる事は人情よりも察知し得られるであらう。例へば鳥取藩から元年十一月十三日に鳥取藩の國札（因幡國内の札の義卽ち藩札）を他領に於ても行使、引替せしめ度と願出でたる文面に、『於國許ハ金札而已通用仕、錢丼國札取交遣ヒ來候處、金札小札拂底ニテ差支候儀モ御座候ニ付、大阪迄ノ道中筋ニ於テモ國札取交遣ヒ來見馴遣ヒ候國札に付自然通用モ宜敷儀ニ御座候』(24)云々と云つてゐる。政府の指令は此の文言を認めたものゝ、結局不認可となつてゐるが、之に徵しても、錢劵發行が太政官札流通對策と密接な關係にある事を知るであらう。卽ち紙幣に慣れしめると共に、引替による金札の價格吊上を策せるものと考へられる。

然らば京都府の錢劵に於てかゝる信用を保持し得たかが問題になる。卽ち此の六人の御掛屋兩替が當時如何なる地位にあつたか。新政府成つて會計基立金を近畿の富豪に徵課せられた事は前述したが、未だ此の調達了らざるに、元年二月十一日天皇親征の議が決せら

れ、先づ大阪に行幸あらせらるゝことになり、その御親征用途費として京阪富豪より各五萬兩宛徴せられたが、(25)京都に於いては左の如く合計五萬兩を調達した。

『金參萬兩　三井三郎助、島田八郎右衞門、小野善助

金壹萬兩　下村正太郎

金壹萬兩　伊勢屋彌太郎、竹原彌兵衞、萬屋忠兵衞、甲屋次郎兵衞、萬屋甚兵衞、近江屋九郎三郎(26)』

三井・島田・小野・下村は單に京都に於けるのみならず、全國にての屈指の豆商、しかも彼等は新政府と密接不離の關係を持續したるは衆知の事である。京都府との關係を見れば元年五月廿八日に掛屋頭取及商法會所元締となり、(27)二年七月廿二日に通商司爲換會社並御貸附方總頭取に任ぜられたのである。(28)然し此等の人々は京都府なる地方的のものよりも、新政府にとつて樞要な地位に置かるべき人々であつた。卽ち京都府が錢劵發行に當つて彼等の次に置かるべき六人を撰んだものであらうし、彼等六名の京都府に於ける地位は、府民の信用を繫ぐに足るべきものであつたのである。

此の六名の掛屋については、維新直前及び直後の狀況を詳にすべき史料を有しない。「天保刻成、京都順覽記」三册の中、上卷には京都に於ける天保年間の御用達の名があるが、萬屋甚兵衞のみが下總結城の水野日向守並に奈良奉行の中坊河內守の用達として見える。その住所は大宮御池下ルとなつてゐるが、明治二年の萬屋甚兵衞の居所は之と異り、家統を同じうするか否か不明である。卽ち爲換會所設立につき、同社並御貸附頭取を命ぜられたる二年七月廿二日の辭令に見える前記六名の居所は左の如くである。(29)

三條通麩屋町東入町	竹原彌兵衞
烏丸通三條上ル町	山本彌太郎
柳馬場三條上ル町	平井忠兵衞
麩屋町四條上ル町	甲屋治郎兵衞
六角通高倉東入町	萬屋甚兵衞
車屋町御池上ル町	近江屋九郎三郎

同役を命ぜられたるは外に四名あるが、此等はある程度までの富力を有し、府民の信用を保持したものでなければならなかつた。且こゝに府との關係も見出されやう。尙府との

關係を見るに、明治二年三月廿一日に『市中小前之者引立世話頭取商法會所江在勤申付有之處、今般商法司被廢候ニ付、改而右役を以、當府小前引立方出張所相詰メ候樣申付候事』[30]と伊勢屋彌太郎、萬屋忠兵衞は三井元之助外二名と共に申渡され、且この二名は竹原彌兵衞と共に四月十日には『當府用達並申付、勤中苗字差免候事』[31]と三井・島田・小野・下村が用達申付けられ大年寄同格、苗字帶刀差免されるのと同時に拜命してゐる。更にはその富力を御親征用途費調達と併せ見るべきには同年六月十九日に正金と取換ふべき爲に金札を上納せしめられたる時、三井八郎右衞門・同三郎助・同次郎右衞門・同元之助・島田・小野・下村の七名が合せて拾萬兩たりしに對し、山本彌太郎(伊勢屋)・平井忠兵衞(萬屋)・竹原彌兵衞・萬屋甚兵衞・甲屋次郎兵衞・近江屋九郎三郎が五萬兩を上納し、金額に於て次位にある。[32] 此の時の上納は金札が大都會に集注したるを以て、改めて府滿縣に割宛てゝ正金と引替へて金札を分散せしめんとしたのであるから、此の上納額は政府又は府滿縣當局の指定であつたと考へられ、當局と彼等上納者との關係、富力を察すべき有力なる示唆を與へるものであらう。

然らば此等の關係に於て、六名が撰定されたるは當然と云ひ得べく、且府民等が信用を拂ひ得るほどのものと考へられよう。更に太政官札が不換紙幣たりしに對し、その劵面に現はれたる如く、預り手劵であるから、兌換紙幣たるの性能を有してゐるのである。此の點に於ても小額たるの利便のみならず、補助紙幣たるの外、紙幣通用を促進すべき一助として恰好のものでなければならぬ。此に於て御觸の文面にある如く、掛屋六名が京都府に申請し來つたが故に允許したのは事實であらうが、之について詳細なる史料に接しないが、恐らく府より申諭し、彼等の內意を聽屆けた形式にしたものではなかつたかと思はれる。府自身の發行とすれば、預手劵だけに引替元金を備へ置くべきであり、備へ置くを要せざるとするも新政府の財政狀態が不安視される當時であるから地方廳にどれ程の信頼が拂はれるかは自明の理である。此の仕法よりも、府との關係厚く、而かも府民の信望を繋ぎ得る彼等に委任し、單に之を監査するの地位に立つたと考へられるのである。尠くとも彼等に委任する時に於ては府札製造の費用も、引替手數も省ける事になる。一方掛屋側に於ては製造費は兎もあれ、引替等は營業上よりさしたる費用を要せず、かゝる損失を償ふ

べきものを豫想したが爲に承引したらう。即ち引替は前述の如く主として太政官札による ものであつて、若し此の仕法によつて太政官札の正金に對する相場の騰貴があればそれ丈 の利益となり、且後述の如く短期とは云へその間の發行額だけ運轉し得る事になる。況ん や京都府・政府との從來の關係は、假令如何なる事があるも大損失を負擔する事あるまじ く、京都府の押印あるからには引替不能の場合には何等かの方法によつて補償せらるべき を保證せられてゐたものと考へられるのである。京都府と掛屋との發行手續・關係に於て 外の場合も考慮されるが、史料の缺除によつて明かにされ難く、上述の推察に基いて、之 を妥當としたいのである。

(ロ)錢券の種類及形式　貳貫四百文、壹貫貳百文、六百文の三種であり、その形式は圖版に示す如くである。(33) その金額により用紙に大小があり、貳貫四百文は枠内一一七糎・三六糎、一貫二百文は九一糎・三一糎、六百文は七五糎・三一糎である。「法規分類大全」所揭の圖は輪廓が大きにすぎるが、府廳所藏の雛形として殘されたる原物は線細く圖版の如くである。尙前者には表面の御掛屋兩替の屋の逸脫があり、謄寫の誤りのある事明らか

である。雛形であるが爲に表面の『京都府印』は朱を以て手書されてゐるが、通用のものは當然府印の押捺があつたらう。表面の御掛屋兩替人名下の丸印、並びに裏面の丸印六個は墨印、角印の『御掛屋兩替印』は朱印である。『巳三月限引替』は、二年三月迄通用の意味であり、且二年三月中のみ引替ふるの義であるものゝ如くである。文字はすべて黑、用紙は厚手奉書にて越前岩本村の製造にかゝるものであらう。

（八）流通　尙史料に缺けるを以て、その摺立總額及び發行總額が幾何であるか知るを得ない。事實上の發行は御掛屋兩替人にあるも、無制限の發行は弊多きを以て、府印押捺を以て監督する。二年三月迄は引替を爲さゞる故にその間の彼等の融通資本の增大と、引替期の混亂とを防遏するにもあつたらうが、その發行の利得と彼等に課した御用金との關係も存しよう。兵庫縣札に於ては元年十二月より二年六月迄の摺立高九二三、七一二貫文、即ち

一貫二百文券　二四八、八三二貫文、　此數二〇七、三六〇枚
六百文券　四〇〇、五六〇貫文、　此數六六七、六〇〇枚

三百文券　　二〇二、六三六貫八〇〇文、　六七五、四五六枚
百文券　　七一、六八三貫二〇〇文、　七一六、八三二枚

となつてゐるが、[34] 事實は六九、九三四兩の發行であつたといふから、此の推定が有力となる。券面の表の氏名は引替人を示すものであるが、六名が各均等に三種類を發行したか否かも不明であるのを遺憾とする。

此の流通が實際に行はれ、二年三月に至つて引替が開始されたのは次の二年四月七日の京都府の御觸に示されて居り、便宜四月まで延長されてゐるのを知ることが出來る。

『錢札通用當巳三月中ニ限リ候處、今以引替殘ノ分モ有之哉ニ相聞候ニ付、來ル晦日ヲ以限リニ致シ、引替可申段達置候間、右日限迄ニ早々引替可申事』

重ねて次の御觸を發してゐるが、之等によつて府が保證の責任に立つて居り、府札と慣稱さるゝ一理由が判明し、引替殘りの利得を御掛屋兩替共がなした事が知り得られる。

『錢札引替ノ期限三月晦日限リニ候處、同月引替參リ候者少ク、多分引替餘リニ相成候ニ付、元來ハ晦日限リニテ停止ニ可致處、自然下方難澁ノ者モ可有之ト相察シ、依テ當

四月晦日迄ノ内ニ罷出候得ハ、殘リノ分引替遣シ候樣、當月七日申達候處、右ノ趣意汲取違ヒイタシ、引替料乏ニ付右樣期限ヲ差延シ候抔ト色々疑惑ノ說ヲ申觸レ候者モ有之、如何ノ事ニ候、右ハ全ク三月晦日限リ差留候テハ難澁モ可有之ト相察シ、右樣期限ヲ延シ候儀ニ付、此旨心得違無之樣可致候事』

此の文面の如く、かゝる浮評は事實に於ては發行人に益とこそあれ、府札所有者を利するものにはならない。只重大視すべきはかゝる評によつて責任ある府當局の信用を害する事であり、延いては太政官札に對する不信を增すことである。されば再度の御觸ともなつたとせなければならぬ。寧ろ引替殘りのあつた事は、府札が相當量發行され、相當の信用の下に流通して、元來京都府のみ通用すべきものが、管下外にまで流用された爲に、期限內に引替し得ぬものがあつたのではなからうか。二年四月に土井大炊頭の領內に錢札發行通用を許可したる處、大阪府より近接せる府下に流入する弊あるを陳べて、之が停止を太政官に申請して認可された。(35) 又兵庫縣札は京都府下にも使用され、縣下にては三年八月末にて廢止されたるも、大阪・京都府にては遠方たるを以て十月末まで通用を延期されそれま

でに引替すべき事となつた例が存する。(36) 此等に徴する事が出來よう。

四、餘　言

如上說言したる所に大過なくんば、京都府札の發行は短期なりしも、相當の成績を收め得たものと信じてよいのではなからうか。兎まれ京都府の太政官札流通の如何は、全國の注視の下にあつた。さればその對策に會計官と共に力を注いだものと云はなければならない。

太政官札が發行以來不人氣にて、正金に對し、價格下落の經過を辿つた事は言ふを俟たぬが、然し正金百兩に對し百二十五兩前後であつた事は、各府藩縣への布告にて察知される。(37) しかも此の流通促進のために、效を焦慮して幕府の勢威厚かりし關東地方に溫情を以て、上下差額の損失を犧牲にし元年十二月廿二日に金札上納には百二十兩の公示相場を布達し、下々の取引には時價通用を許した。此の百二十兩は關西地方の當時の相場に準據したものであらう。然るに下々の取引に時價通用を許す布告を、漸く、而かも突然二年二月

三日に至つて京都に於て布告したのである。かくの如き偏頗の處置は、流通に盡力しつゝある京都府に驚愕を與へたるのみならず、府民に不安を倍加せずには居なかつた。二月二十八日の度會府より太政官への掛合の文言に『京大阪相場四割半ニモ相成候由』[38]と見えてある。京都府の二月閏日の伺に政府對策の不手際、平地に波瀾を起すが如き措置に不滿を吐露してゐるのは、百方盡力せる彼等にとつて當然の事であつたらう。[39]

『金札ノ儀ハ深キ御趣意ヲ以御發行被爲在候處、兎角下方ニテ流通致兼候儀有之哉ニ付、御發行以來種々説諭、其間御趣意ニ背キ通用ヲ妨候モノハ追々召捕、夫々及處置候儀モ數人有之、彼是流通ノ手段ヲ盡シ、漸クニシテ部内ハ先ツ通用差支ナキ樣ニ相成候處、豈圖、東京ニオイテハ時ノ相場ヲ以テ通用可致御沙汰相成候段、過日御達有之候ヨリ、下方ニオイテモ大ニ方向ヲ失ヒ、人氣忽不服ノ體ニ相成、歎息ノ至ニ罷在候（中略）此度金札流通府縣ヨリ篤ト可致説諭段御沙汰相成候處、當部內ハ前顯ノ通説諭等、既ニ手段ヲ盡シ候上、通用無支相成候處ヘ過日ノ御達ヨリ俄ニ人氣ノ支リト相成候事ニ付、此余ハ何ノ次第ヲ以可致流通ト申廉無之テハ説諭方モ甚難澁ニ付、此段篤ト御酌分説諭

方宜御差圖可被下候也。』
然るに之に何等の指令もなかつた樣子である。之が素因にもなつたのであらう、政府の太政官札に對する布令は此の以後、頻繁となり、四月八日に遂に金札立相場を以て取引せしめて正金仕切を禁じ、同二十九日に金札相場を廢するに至り、一ケ月後に通用年限短縮の外に兌換紙幣たるの性質を賦與するに至つた。此の形勢は京都府民に安堵を與へて四月末頃の御觸には一時貳百拾四兩に下落した太政官札が四月十日には百貳拾七兩にまで恢復したとある。恰も府札の引替延長の時期に相應する點からも、府札發行が何等かの寄與をなしたものと認めたいのである。之は太政官札を各府縣に再び割渡して通用せしめんとした六月六日の布告に對し、一旦割宛てた京都・兵庫・堺等の府縣札を發行せる所は之を免除し、更に七月に至つて各地に爲替會社を設立して金券・銀券を發行せしめ、又小額紙幣たる民部省札を發行せる事などによつて、京都府札の如き錢札は政府として呼應して紙幣流通に一助を與へたるものとして、其成功の一因を負はしむるも過當のものではなからうかと思惟するものである。

(1) 本庄博士「明治初年の御用金」(同博士編「明治維新經濟史研究」三六三頁)所引
(2) 「岩倉公實紀」中卷四五八頁
(3) 「明治維新經濟史研究」三五九—四〇六頁
(4) 前揭「明治初年の御用金」四〇〇頁所引、「三井文庫所藏記錄」
(5) 前揭「明治初年の御用金」三七〇頁
(6) 「法規分類大全第一編、政體門、制度雜款五、貨幣三」(以下「法規分類大全」と略す)紙幣一、五頁
(7) 同右、二五頁
(8) 本庄博士「幕府の紙幣發行」(「幕末の新政策」二四五—二八九頁所收)、菅野博士「幕末の商社」(「明治維新經濟史研究」六三一—七〇四頁所收)等
(9) 筆者藏、「必用日記」と題され、商業上の要務、金錢出入就中貸付等の詳細なる備忘錄である。
(10) 筆者藏、當時下京六番組なりし油屋町、(卽ち柳馬場三條上ル)の「御觸書之寫」「御布令書」と題する慶應三年より明治五年迄の八册中の表記の年號所載による。尙明治二年のものは同じく筆者藏の上京拾三番組中年老中西久兵衞筆錄の御觸書集にて「役中日記」と題するものを參照する。以下京都府の御觸は之に據る。
(11) 同右。尙「京都府史」制度部、貨財類にも記載さる。
(12) 「明治財政史」一二卷一三頁

（13） 京都府御觸。「明治財政史」一卷二八一頁以下
（14） 「明治財政史」一一卷四二頁
（15） 「法規分類大全」紙幣三、「明治財政史」一一卷參看
（16） 前揭「幕府の紙幣發行」二四七頁以下。
（17） 「法規分類大全」紙幣三、一九頁及び「京都府史」に記載ある御觸には六名中の近江屋九郎三郎を九郎兵衞と誤記してゐる。油屋町記錄の外に、京都府藏「下令雜記」その他の諸書によるも、九郎三郎でなければならぬ。
（18）（19） 「法規分類大全」紙幣三、一八頁
（20）（21） 同右、二二頁
（22）（23） 同右、二二―二三頁
（24） 同右、二一頁
（25） 前揭「明治初年の御用金」三七二―三七五頁
（26） 同右三七二―三頁所收「太政類典」
（27）（28）（29） 「京都府史」制度部、貨財類
（30）（31） 京都府藏「下令雜記」明治二年の部
（32） 前揭「下令雜記」。「法規分類大全」紙幣一、二五頁參看。
（33） 挿圖は京都府廳藏の雛形に據る。「法規分類大全」紙幣三一九―二一頁の圖は謄寫の誤りあり。

(34)「法規分類大全」紙幣三、二三頁
(35) 同右、二六頁
(36) 同右、三一八―九頁
(37) 同右、紙幣一、一一、一八頁
(38) 同右、一〇―一一頁
(39) 同右、一三頁

明治政府と名目金

吉川秀造

一、緒　言

徳川時代に於いては一般的なる金融機關は未だ發達するに至らず、種々雜多な方法に依る金錢の融通が局部的に行はれて金融上の要求を充たしてゐたものである。名目金の如き其の中の最も著しいものであつて、徳川の中葉以後廣く行はれて金融上特異なる一制度を形るに至つた。名目金とは皇族・公卿・社寺又は諸侯が幕府の許可を得て夫々何等かの名目を冠して士民に金錢の貸附を行ふものを云ひ、其の發生は享保・元文の頃迄遡る事が出來る。而して此等各種の名目金の中最も代表的なものは寺社名目金であつて、其の他の名目金に比ぶれば起源も古く其の數も遙に多かつた。此の寺社名目金の貸附は如何なる社寺

でも營み得るものではなく、之を許された社寺は總べて門跡寺院とか勅願所とか幕府の菩提所とか、其の他特に朝廷及び幕府の信仰厚きか又は何等かの關係ある社寺に限られてゐた。元來社寺が政府又は領主の保護の下に其の收納米や祠堂金を貸附けて利殖を計つた事實は既に中世に於いても存したのであるが、德川時代に至つては幕府は此等の貸附の保護を計つたのみならず、後には前述の如き特殊の關係ある社寺に對して堂社の修復料又は祠堂料等の名義を以て金員の寄附をなすか又は官金の貸下を行ひ、之を資本として士民への貸附を行はしめ、倘ほ又此等の社寺に突富の興行又は全國の勸化等を許して貸附資本の增加を計らしめた。蓋し此等の社寺は前述の如く特殊の由緒格式を有するものであるから、此等の社寺にして年々の收入不足を告ぐるか、又は堂社の修復等を營み難き場合には、幕府は之に對して何等かの物質的補助をせなければならないのであるが、元祿以後幕府の財政漸く窮乏を告ぐるや、幕府は斯かる負擔を免れんが爲に、社寺に種々の特典を與へて自ら利殖を計らしむるの方法を講じたのである。(1) 斯くて社寺は此等の寄附金・貸下金又は自己の資財を貸附資本金として之に社寺の名を冠し、又は修繕料・祠堂料なる名目を附し、

或は幕府の寄附金・貸下金なる旨を表明して貸附を行ひ、以て利殖を計つた。之れ卽ち名目金であつて、斯く貸附金に何等かの名目を冠する事が名目金の特質である。而して斯く名目を冠する目的は卽ち其の回收に當つて幕府の特別なる保護を受けんとするに在つた。蓋し德川時代に在りては普通一般の金錢債權に對する保護は甚だ薄く、時としてはその訴訟をも取上げざる場合もあつたが、右の如き名目を附したる貸附金は幕府官金の貸附と同樣に見做され、從つてその返納の延滯に對しては、奉行をして嚴重なる督促を爲さしめ、訴訟となりし場合には、他の債權に先立ちて返濟を命ずる事としたのである。(2) 斯くて債權保護の道の甚だ薄かりし德川時代に於いて、この名目金のみは最も安全にその債權を確保する事が出來たのである。

以上の如くにして寺社名目金は享保・元文の頃に起り、其の後江戶・京・大坂を中心として次第に各地方に廣く行はるるに至り、其の數の如きも漸次增加して數十種に及ぶに至つた。而して斯く寺社名目金が盛に行はるるに至つて、宮方・堂上方及諸侯も之に倣つて自己の名目を以て貸附を行ひ、其の收入の增加を計るに至つたのであるが、右の中諸侯に

關しては矢張り寺社名目金と同じく、如何なる諸侯でも名目貸を行ふ事が出來た譯ではなく、水戸・尾張・紀伊の御三家幷に田安・一橋・淸水の三卿等特殊の地位權式を有するものに限られたのである。

名目金がその回收に當り以上の如き特典を與へられし事は、此の名目金の實質を更に變化せしめる事となつた。卽ち一般の貸金業者は自己の貸金の安全を計る爲に名目金を利用せんとし、又富裕なる町人は名目金に安全なる投資の道を見出さんとして、何れも自己の資金を名目金の中に加へて其の運用を委託し、社寺は又自己の名目金に此等の資本を加へる事によりて其の利鞘を利得せん事を計つた。斯の如くにして社寺と町人とが互助的に利益を收める方法が行はれて以來名目金の實質に變化を來し、此等名目金の貸附資本の中純粹なる社寺の出資に係る分は僅少にして、殘部は皆之を種金として之に對して加入投資したる外部よりの資本たるに至つた。所謂差加金は之である。而して更に甚しきに至つては、社寺はたゞ冥加金を收めて名目のみを貸與し、貸附資本は全然町人の出資に成るものをも生じたのである。而して斯かる差加金の方法は單に寺社名目金のみに限らず、勿論宮

方・堂上方の名目金にも行はれ、又諸侯の名目金には其の藩の藩士等よりの差加金をも多く包含したのである。

名目金が德川時代に於て發生し漸次廣く行はれるに至つた事は、決して其の理由に乏しくはなかつた。思ふに德川時代に於いては貨幣制度は漸く發達普及し、金錢の貸借從つて又盛に行はるるに至つたが、而も之に伴ふ金融組織は未だ完備せず、又債權保護の道も尙ほ確立するに至らなかつた。斯くの如き時代に在りて、名目金の制度は貸主及出資者には甚だ安全確實なる利殖の方法であり、借主に取つても比較的簡便容易に金錢の融通を得る道であつたのである。(3) 斯くて德川時代に於いては名目金は缺くべからざる一金融機關であつたのである。併し乍ら此の名目金の組織もそれが廣く行はるるに至つて種々の弊害を生ずるに至つた。卽ち名目金の特典を利用せんとして貸金業者は種々なる策略を用ゐ、一旦名目を冒す事を得た上は、その特權を賴みとして濫貸を爲すのみならず、滯貸に對しては苛酷なる督促を加へた。(4) 又名目金が優先的にその囘收を保證せられる爲め、同一借主に對する他の一般の債權者は、自己の貸金を取立てる事を得ざる場合も多く甚だ迷惑した。故

に後には名目金を借受けざる事を條件として貸附を行ふ事となつたが、借主は遠慮なく斯かる約束を破つて名目金を借り受けた。(5) 借主の方も名目金の借金に就いて奸策を弄し、又借用保證人たる町役人・村役人等が借主の返濟滞りの節に、之に附添ひ一々奉行所に呼出だされる費用と煩瑣とを厭つて、立替へ辨償してやるのを好い事にして、最初より之を見込んで返濟の意思のない名目金を借りる等の事も行はれた。(6) 幕府も名目金の斯かる弊害を認めて屢々其の取締を行つたのであるが、大した效果もなく、明治維新の際に至るまでなほ盛んに行はれたのである。

徳川幕府倒れて明治政府成立するや、新政府は舊弊打破を唱へて盛んに諸種の舊制度の改革に努力したのであるが、然らば此の名目金に對しては新政府は如何なる處置を採つたか。これ新舊兩時代に亙る各種經濟制度の變遷を研究する上に於いて、甚だ興味ある問題の一である。本稿に於いては、斯かる明治政府の名目金に對する一般的處分に就いて其の概要を述べたいと思ふ。固より名目金の數は極めて多數に上り、個々の名目金に就いて多少處分の方法を異にせるものもあつたが、其の一々に就いて個別的の研究を行ふ事は資料

缺乏の今日に於いて容易な事ではなく、且本稿の目的とする所でもないのである。

明治政府の名目金に對する處分は之を二段に分つて考へる事を要する。即ち一は名目金の禁止であり、他は禁止以前の貸附に係る名目金の處分である。以下項を分つて之を概説する事とする。

（1）堀江保藏、德川時代の寺社名目金（經濟論叢第二七卷六號、九四―九六頁）
（2）同上、一〇四頁
（3）同上、一〇六頁
（4）翁草、第十八册、六三頁
（5）大阪市史、卷三、一二一二頁
（6）大阪市史、卷四、七二八頁

二、名目金の禁止

德川時代に行はれた名目金が、後に至つて種々の弊害を生ずるに至つた事は、前に述べた如くである。舊弊打破を其の目標の一とした明治政府が、斯かる名目金の存續を認める

筈はなかつた。即ち明治政府は其の成立の早々慶應四年（明治元年）三月十八日に左の如き布告[1]を發して名目金の貸附を禁止したのである。

『近來宮堂上方名目にて御貸附金と稱し取扱候向も往々有之候趣相聞へ以之外之事に候、今般御一新之砌右樣之儀は無之筈に候、自然右等に似寄候儀取扱候者於有之は、御取糺之上嚴重之御沙汰可有之候間心得違無之樣被仰出候事』

名目金の種類は既に述べた如く單に宮方・堂上方に關するものに止らず、寧ろ社寺に屬するものが其の大部分を占めたのであるが、右の禁令は法文の上より見る時は單に宮方・堂上方の名目金のみに關し、寺社名目金には及ばざるものの如くである。併し乍ら實際に於いては右の禁令の精神が總べての名目金の禁止に在りし事は、後述の明治三年二月の布告にも『宮華族其他名目を以金銀貸付候儀不相成旨兼て御布告の趣も有之』とあり、又同年七月三十日の大藏省の稟申書にも『戊辰三月禁令は專ら宮堂上方の名目に係り候得共、自ら其他一般の名目をも被禁候意味含蓄候儀』[2]と云つてゐる事に依るも明かであつて、要するに右の禁令は名目金中、政府が形式上最も不都合なりと認めたる宮・堂上等高貴の名

目を冒す者を代表的に擧げたものと解すべきである。さればこそ京都にて發せられたる右の禁令も大阪に於いては『宮堂上方に不限、寺院其外名目を以貸附候類心得違之者有之候はば早々裁判所へ可申出旨』[3]を附記して大阪三郷へ觸出されてゐるのである。

名目金は以上の如くにして明治政府に依り其の貸附を禁止せられたが、而も成立後幾何もなく、其の威令の行はるる範圍も僅に京畿に限られし明治新政府が、僅かに一片の禁令を發することによつて因襲久しき慣習が廢止せられるものではなく、禁令後と雖も尙ほ内密に行はれた事は云ふ迄もない。更に又名目金は之に伴ふ弊害あるにせよ、德川時代に在りては前述の如く貸主・借主共に或る程度迄之を利便とした事は疑なき所であつて、當時に於いては充分に存在の理由を有したのである。然るに明治時代に入るに及んでも尙ほ未だ此等の存在を不必要とする程の金融組織の發達せざるに先立つて之が禁止を令するも、到底完全に行はれざるべきは寧ろ當然であつた。斯くて明治三年二月晦日に至り更に左の如く令して再び名目金を禁止したのである。[4]

『宮華族其他名目を以て金銀貸付候儀不相成旨兼て御布告の趣も有之候處、今以て内密

取扱候向も有之哉に相聞へ以の外の事に候、向後右様の者於有之は糺の上屹度可被及御沙汰候條、心得違無之様可致更に被仰出候事』

名目金に對する禁令は右を最後として、これ以後再び發せられる事はなかつた様である。蓋し明治政府の基礎確立と共に、名目金に對する取締も漸次完備されるに至つた事にも因るであらうが、其の主なる理由は、從來名目金の貸附を行ひし貸附主體が次項に述ぶるが如き政府の名目金に對する處分の結果、多くは貸附金の回收困難に陷つて大損失を蒙り、已むなく自然消滅に歸したるに依るものと認める事が出來るのである。

（１）　法令全書、明治元年、七一頁。尙この禁令は同年五月十七日に至り『右之趣先達て御布令可有之處、御達し後れに相成候に付、更に御回達有之候事』との後書を附して再度布達せられた（憲法類編第二六卷四五丁參照）。

（２）　藩債處分錄（大藏省所藏寫本）乾卷

（３）　三山貸附金及差加金始末書（寫本）

（４）　法令全書、明治三年、六四頁

三、名目金の處分

前述の如く明治政府は其の成立の早々先づ以て名目金の禁止を令したが、更に殘されたる、より重大な問題は此の禁令以前に貸附けられたる名目金に對して、政府は如何なる處置を採るべきかであつた。之に關する明治政府の處置は一般士民へ貸附けられたものと、各藩に對して貸附けられたものとの二つに分けて考へねばならぬ。

名目金の主要なる特質の一は、其の回收に當つて訴訟に依り他の債權に優先的に回收するの特權を與へられし點に在る事は既述の如くである。然るに明治元年三月に至り政府は前述の如く名目金を禁止した。卽ちこの事は取りも直さず從來の如く訴訟に際して前記の如き名目金の特權を認めざる事を意味するものであるが、而も維新怱卒の際に於いては裁判の制度未だ完備するに至らず、諸民は一般に其の貸借に當つて訴訟の方法を利用する道を得ず、名目金の返濟に關しても相對示談を遂げる事が其の唯一の方法であつたのである。然るに明治五年五月十九日に至り『宮華族其他寺院名目を以て金銀貸付置候事件より

起る訴訟の者相對の濟方申付候處、右返濟相滯難澁の旨相聞候に付、相對の示談難行屆者自今訴狀取揚可及裁判候條其筋へ可願出事』(1)と令して、示談の調ひ難き分は裁判を受理する事とした。蓋し此時に至り我國の司法制度は漸次整備の域に達し、一時に多くの訴狀を受理するも差支なきに至りしに依るものであらう。即ち明治四年十二月には先づ東京裁判所を設け、翌五年三月には其の下に區裁判所を置き、各區裁判所章程を定めて民事は事件の種類に制限なく、婚姻・田宅・家屋・畜產・貿易・貸借等皆審理する事を得と定め、而して此の裁判所の制度を全國に及ぼさんと計つたのである。(2)名目金の訴訟を受理する事とした結果之に關する幾多の訴訟は提起せられたものと思はれるが、今此等に關する一切の資料を有せざるが故に、如何なる訴訟が起され、又如何なる判決が下されしや等の一斑をも覗ふ能はざる事を遺憾とする。

一般士民に對して貸附けられた名目金の處分方法は以上の如くであるが、この外に各藩に對して貸附けられた名目金を存したが故に、之に關する政府の名目金の處分方法が甚だ複雜なるものとなつた。蓋し一般士民に對する貸附の分は、其の處分の結果が敢て政府の

財政負擔に關係する所はないのであるが、各藩の借受に屬する分は、政府が各藩の債權債務を繼承する事となつたから、其の處分法の如何は直ちに政府の財政に影響する所があつたからである。

抑々徳川中世以後に於いて各藩の財政が概ね窮乏に陷つてゐた事は著明の事實であつて、此等の諸藩は其の窮乏を救ふ爲に或は租税を增課し、或は藩札を濫發し、或は專賣を企て、或は御用金を命ずる等あらゆる手段を講じたが、遂には江戸・京・大坂の富商に對して借財をなし漸く一時の急を凌ぐ方法を採るに至つた。(3) 而して斯く彼等が從來甚しく卑んでゐた町人達に屈して借財せざるべからざるに比すれば、宮家や社寺より名目金の借用を乞ふ事は體面上遙かに忍び得べき事であつた。斯くて諸侯の各種名目金の借入は屢々行はれ、其の額も亦莫大なるものとなつたのである。而して斯の如く各藩は或は町人の金を借り或は名目金を借りて一時を辨じたが、大抵の場合は返濟期限が來ても返濟出來得る筈なく、借替又は借繼等の方法にて一時を糊塗して明治維新の時に至つたのである。然るに明治四年廢藩置縣の事が行はるるや、政府は各藩に關する債權債務は總べて繼承する事と

なり、從つて前述の如き各藩の借用に係る名目金も全部政府の負擔に歸したのである。玆に於いて政府は廢藩直後の明治四年七月二十四日に、各縣をして舊藩債の額を取調べて報告せしめ、他方同年十一月十九日及二十二日には舊藩に對して貸附金ある者は三十日間の期限を限つて申告せしめ、期限に遲るる者は一切採用せざる事を達し、更に同年十二月十日には各府縣に對し布達して、追て藩債處分に關する一般法規を制定するから、爾後金主共よりの交渉には應ずるに及ばざる事を達し、又同月十九日には右に付き金主共が聊かも危懼の念を抱かざる樣告諭すべき旨を達した。(4) 斯くて政府は着々取調の步を進め、明治六年三月三日に至り太政官布告第八十二號を以て藩債處分に關する一般法規を發布するに至つたのである。今藩債處分の全般に關する記述は其の要がないから省略するが、要するに右の規則に依り同じく藩の債務であつても、或るものは「公債に立」てられ、或るものは立てられざるものを生じたのである。而して「公債に立てる」とは藩の債務中政府が藩の返濟を引受ける事を云ふものであつて、斯く政府が引受けたものは、之を政府の債務として所謂新舊公債證書を發行して之を債權者に交付したのである。政府が公債に立てざる藩

債は、藩が消滅したる以上債權者の損失に歸せし事は勿論である。而して斯く藩債の中、公債に立てるものと立てざるものとを區別する一般的標準も、亦前記八十二號布告中に定められたのである。なほ政府が斯くの如く藩債の繼承に制限を設けた最大の理由は、元より政府の財政負擔を輕からしめんとするに在つた事は言ふ迄もない所である。

名目金が舊藩の借用に係る以上、前述の藩債處分に關する一般的標準に依つて處分せられし事は勿論であるが、名目金は既に述べた如く特殊なる性質を有するものであるから、上述の八十二號布告は一般的標準の外に特に名目金の處分のみに關する規定をも設けたのである。依つて先づ藩債處分に關する一般的標準を述べ、次に名目金のみに關する處分方法を述べる事とする。

茲に藩債に屬する名目金の處分に就いて述べるに先だち、特に記述を要する事は、寬永寺名目金に關する處分である。卽ち明治五年五月二十二日政府は特に左の如き布告を發して、幕府の貸附金と共に日光・上野の貸附金一切を棄捐に附したのである。(5)

『舊幕府の節馬喰町或は町年寄役所を始、大坂銅座及各地方奉行所又は代官所等に於

て、舊諸藩を始士民へ融通の爲に貸附置候金銀米、幷日光上野府庫金諸料物金年畬金宿坊金等の類、御詮議の次第有之、自今一切棄捐被仰付候事』

右の布告中名目金に關する分は後半の日光上野貸附金に關する規定である。日光とは日光の輪王寺を指し、上野とは上野寛永寺を稱するものにして、この兩寺は共に輪王寺宮の支配に屬し、幕府との關係の極めて深かつた事は言ふ迄もない所であるが、此等の寺院に在りては多くの種類の名目金を存して、專ら萬石以上の諸侯に貸附けてゐたのである。其の詳細を今玆に述べる必要はないが、要するに輪王寺には宮樣御手許金、寛永寺に於いては府庫物・勸學會料・大法會料・祭頌會料・北谷物・南谷物・南尾谷物・無動寺物・物名會料・五堂料物・瑠璃堂料物・福田料・使役料・大悲物・各院取扱物等の名目金を存し、(6)其の貸附金は巨額に達した。然るに右の布告を以て此等の貸附金を一切棄捐に附したのである。而して藩債處分方法の發布に先立ち特別の規定を以て名目金中特に此の兩寺の分のみを棄捐に附した理由に就いては、明治五年二月二十四日藩債處分に關する大藏大輔の正院に對する伺書中に『素と德川慶喜朝敵の罪命を蒙り其家一度ひ及亡滅且輪王寺宮に於ても

賊徒に荷擔被致難被捨置形狀より王師を勞され御討伐をも被爲在候御時勢に候へば一擧前の貸金平定後採用無之方於條理至當の儀と決斷仕り云々』(7)とある事によつて明かである。即ち幕府は言ふ迄もなく、輪王寺宮も明治元年五月十五日の上野の戰爭に於いて一旦朝敵となられたのであるから、新政府としては朝敵たるものの債權を保護する必要なく、又各藩に代つて之を返濟する義務もないものと認めたのである。併し之はたゞ表面上の理由或は少くとも理由の一部分であつて、其の最も重なる理由は斯かる口實によつて、恐らくは數百萬兩に達したであらう所の、此等の名目金の返濟を免れんとするに在つた事は想像に難からぬ所である。

以上の如くにして政府は先づ特に日光・上野の名目金のみの棄捐を令したる後、引續いて前記の第八十二號布告を發して一般藩債處分を決したのであるが、今其の規定の中藩債處分に關する一般的標準と認められるものは左の三ケ條である。(8)

『一、天保十四癸卯年以前舊藩に於て借入候金穀の類は公債に不相立候事

一、弘化元甲辰年より慶應三丁卯年迄の間藩用に借入候金穀の類は公債に相立昨壬申年

より無利息五十ケ年賦償還の事

一、明治元戊辰年より同五壬申年迄の間右同斷の類は公債に相立昨壬申年より二十五ケ年賦元金三年据置年四朱の利息を附償還の事』

右の規定に依れば藩債を取捨する一般的標準は二つあつた。其の一は藩債の年月に依る標準であつて、卽ち藩の借受の年月に依り藩債に古債・舊債・新債の區別を設け、天保十四年以前の債務は古債として棄捐とし、弘化元年より慶應三年迄の分は新債として無利息五十ケ年賦償還の舊公債證書を交付し、明治元年以降五年迄の分は新債として元金三年据置二十五ケ年賦年利四朱の新公債證書を與へて償還する事としたのである。今一つの標準は債務の性質に依るものである。右の如く政府は舊債及新債は公債として引受ける事としたが、而も舊新債と雖も總べて公債に立てる譯ではなかつた。卽ち此等の藩債にても藩主等の純然たる私用に屬するものは、假令形式上藩の借用となつてゐても、政府の繼承すべき性質のものにあらざるが故に、之は私債として相對の談合に任した。斯くの如くにして政府の引受くべき藩債は、弘化元年以後の借入にして而も藩の公用の爲に借入れたものに

限られたのである。併し乍ら舊時の各藩に於いては藩の經濟と藩主の經濟との區別は固より明確でなかつたから、實際に於いて右の如き差別を立てる事は甚だ困難であつた。茲に於いてか既に明治五年三月二十七日藩債處分法の立案に際して、井上大藏大輔は『何々守納戸要用或は且那手元入用に付云々の廉往々有之候右は舊藩々區々の借入にて公私の境界於實際發輝と分析難致儀に付版籍奉還以前の分は普く公債と見做し可然哉の事[9]』と伺出でて正院の許可を得たのである。

藩債の中專ら名目金のみの處分に關する方法も、宮・堂上方の名目金と社寺の名目金とに依つて其の取捨の標準を異にした。先づ宮・堂上方名目金に關しては第八十二號布告は『舊幕府日光上野を除き宮華族名目金の藩債は戊辰三月禁令以前の分のみ公債に相立候事[10]』なる規定を設け、元年の禁令以前の貸附に係る分は其の性質を問はず諸民の差加金とも總べて新舊公債に立てる事とした。此の事は固より明治政府の皇族華族優遇の方針にも因る事であるが、又此等の名目金は其の額も多からずして、全部返濟するも大なる負擔となる虞なかりしにも因る事と思はれる。なほ右規定中『舊幕府日光上野を除き』とある

は、既述の如く此等の貸附金は總べて棄捐を命ぜられたからであり、又『宮華族名目金』とあるは明治二年六月新に華族の制を設けて從來の公卿及諸侯を之に編入したるを以て斯く改めたものであつて、從つて此の華族名目金中には水戸・尾張・紀伊等諸侯の名目金をも包含したのである。(11)

次に社寺の名目金に關しては第八十二號布告中に『舊幕府及舊藩より社寺等へ寄附金及右の名目金を借入候類は公債に不相立候事』(12)との規定を存するのみである。今此の規定の精神を考ふるに、蓋し寺社名目金の中で公債に採用するか否かを定める標準を其の貸附資本の性質に依らんとするに在つたものの如くである。思ふに寺社名目金の貸附資本の構成には、概念上左の五つの場合を考へ得られる。

一、貸附資本が幕府、諸侯其の他の寄附金のみより成る場合

二、貸附資本が社寺の積立金・社寺祿米金・僧侶個人の私有金等社寺固有の財産より成る場合

三、貸附資本が幕府諸侯其の他の寄附金を基本として之に町人の差加金を附加せしもの

より成る場合

四、貸附資本が社寺固有の財産を基本として之に町人の差加金を附加せしものより成る場合

五、社寺は全く名目のみを貸して貸附資本は全然町人の出資に據る場合

卽ち之である。而して實際に於いては寄附金や社寺の財産のみを以て貸附を行ふ事は年月と共に漸次行はれざるに至り、後の三者殊に(三)及(四)の組織のものが專ら行はれた事は既に述べた所の如くである。斯くて寺社名目金の貸附資本は、單に名目のみを貸す場合を除いては、種金(基本資金)たる少額の寄附金又は寺社の財産と、差加金たる多くの人民よりの出資金とより成つたものと云ふ事が出來る。明治政府は寺社名目金の處分の標準を此の種金が寄附金か寺社の財産かの點に求めたのである。卽ち種金が幕府又は舊諸藩其の他の寄附金である場合は、之に加入せる人民の差加金諸共公債に立てられざる事となり、之に反して種金が寺社固有の財産である場合は、之に投資せる人民の差加金諸共原則として公債に採用せられたのである。而して名目のみを借りて專ら町人の行つた貸附金の處分に

關しては、特別の規定もなく實例も見當らないが、恐らくは普通の藩債に準じて處分せられしものと思はれる。なほ貸附資本の種金が寄附金であつても、それが皇室の御寄附に係るものなる場合は、實際の處分に當つて特に例外として公債に採用したのである。今二三の著しき實例を擧げて右の解釋を立證せんに、例へば熊野三山の名目金は、幕府が其の神殿修復費として寄附せし金を基本として、之に多額の差加金を募集して貸附を行ひしものであるから、明治六年五月三十一日全部不採用を達せられ、(13)之に反して大津圓滿院の名目金は、其の寺領の物成の拂代金を以て種金となせしものであるから、諸民の差加金諸共明治七年四月二十四日全部公債に立てる事に決し、(14)又知恩院御門主永續料・同參府用途金・同宿坊手當金・同華頂宮用途金・御學殿御賄料・御門主御備金・御院家相續料・學席相續料・法類出世官物金・宗務用途金・一山相續料等、知恩院の名目金は『諸寺院より獻金集財或は宗內より備置候金にて全く僧侶の一身に屬』するが故に、明治五年三月二十七日公債に採用すべき旨大藏大輔より上申して裁定を受けてゐる。(15)更に又最も特異なる一例は京都泉涌寺に關するものである。卽ち泉涌寺が舊柏原藩に貸附けたる名目金の證書には、先

帝御代々及幕府寄附金なる名目を存したが、其の金額の內譯は旣に泉涌寺貸附所廢滅後にて不明なりし故、政府は已むを得ず明治七年四月二十九日に其の金額を折半して、半額を公債に立て半額は棄捐を命じたのである。(16)

以上述べたる所によつて明かなる如く、寺社名目金中其の大部分を占めたりし諸民の差加金は、全くそれの加入せし名目金の種金の性質に從つて其處分方法が決せられたのである。而して政府が斯くの如き處置を採つた理由に關しては、明治五年五月十日熊野三山貸附金處分に關する大藏省議決定の理由書中に於いて『此金口（幕府の寄附金を言ふ――筆者）へ民間より加入金相成居候分と雖も素より盛衰損益は同盟私約の筋に付……譬へば樹根を伐すれば枝葉隨て凋枯の理合に付勿論公債不相立儀』(17)とあるに依つて明かである。卽ち差加金なるものは形式上出資者の所有に屬せずして其の加入したる種金と同一資格を以て貸附けられるものであるから、其の處分に際しても當然種金と運命を共にすべきものと爲したのである。斯くて問題は、明治政府が何故種金の中舊幕及舊藩等の寄附金を排斥したかに歸着する。而して此の問題に關しては具體的に其の理由を明示する資料を存せないが、

明治五年三月二十七日大藏大輔より正院への上申書中には

『一諸國寺院へ舊幕家幷に舊諸藩より祠堂金祈年料或は供養料抔と號候寄附金の類若干有之、僧侶私有の權を恣し利潤を謀り貸出候は從來の陋習にて、舊藩々會計融通の爲め調達を請候向不少、遂に今日の宿債と相成御處分可相成處、既に社寺へ舊藩々より寄附致置候祿高幷に山林田畑町地等に至迄一切御停廢相成候上は、廢藩置縣の末假令證書差出公債に願出候共御採用不相成方可然哉の事』

とあり[18]、之れに依れば政府が寄附金の種金を排斥したのは、社寺領の上地を命じたると同樣の見解に基くものなる事を推察し得られるのである。社寺領の上地とは、明治四年正月五日太政官布告を以て社寺現在の境内を除く外一切の社寺領を政府に返還すべきを命じた事を謂ふのであつて[19]、蓋し既に幕府倒れ諸藩も版籍を奉還したるに拘らず、獨り社寺のみが此等幕府及諸藩の寄進したる土地人民を所有するは、不合理の甚だしきものとせられたのである。然るにたま〳〵寺社名目金の貸附資本の種金となりし寄附金の寄附者が、此等の社寺領の寄進者と同樣舊幕府及舊諸藩なりしが爲に、之と同一視せられ、斯くの如き金

錢を貸附する事は甚だ謂れなきものと認められて、右の如き處分を受くるに至つたものと解せられるのである。

（1）法令全書、明治五年、一〇五頁
（2）新日本史、第一卷、三一四—三一五頁
（3）本庄博士、日本社會經濟史、四四二頁
（4）法令全書、明治四年、二八八、四〇八、四一三、四四一、四四九頁參照
（5）法令全書、明治五年、一〇六頁
（6）寛永寺文書
（7）明治財政史、第八卷、三三頁
（8）法令全書、明治六年、七〇頁
（9）明治財政史、第八卷、三九頁
（10）法令全書、明治六年、七一頁
（11）藩債處分錄、坤卷
（12）法令全書、明治六年、七一頁
（13）藩債處分錄、坤卷
（14）同　上
（15）明治財政史、第八卷、三八頁

(16) 藩債處分錄、坤卷
(17) 藩債處分錄、乾卷
(18) 明治財政史、第八卷、三八頁
(19) 法令全書、明治四年、五頁

四、餘　言

以上の諸項に於いて述べたる如く、名目金の處分に關しては、明治政府は先づ明治元年に之が禁令を發して士民の借用に係るものは一般貸借の例に據らしめ、其の中藩債に係るものは特に處分の法則を設けて明治六年之を公布した。斯くて其後此の法則に從つて個別的に各種名目金の處分を決定したのであるが、名目金の處分に當つて政府の採用した此の取捨の標準は餘りに一方的の理屈に偏し、當時に在りても既に之に反對の意見も少からず存したのである。現に明治五年五月舊幕府貸附金及日光上野名目金の棄捐を令したる直後の六月二十五日附を以て、京都府の參事は政府に左の如き建言を爲したのである。(1)

『舊幕府の節馬喰町或は町年寄役所を始め、大坂銅座及各地方奉行所又は代官所等に於

て舊諸藩を始め士民融通の爲に貸付置候金銀米竝日光上野府庫金諸料物金年番金宿坊金等の類、御詮議の次第有之、自今一切棄捐被仰付旨五月廿五日御沙汰の趣拜承致候。右貸附金件々の儀は全く舊幕府の藏庫より差出候金銀のみに候哉、或は其實人民共へ右等の名を假し融通致し來候名目金と稱するものに候哉、其邊分解致兼候得共、全く舊幕府の出金のみにして人民加入無之儀に候はゝ、棄捐被仰付可然候得共、其實名目金の儀に候はゝ、當今一切棄捐の御沙汰は人民の難儀に相成、隨て種々の弊害を生ずべき儀と考候に付、見込の次第及建言候。右名目金と稱するもの大概幕府の下げ金は十の一二にして、實は人民自家の金穀を以是に加へ、其姿に立て融通致來候事其時の官より所許也。然れば幕金百萬兩の棄捐は其實人民八九百萬兩の不足に可相成、是を一切棄捐被仰付候はゝ、銀主は頼む處を失して大に困苦して、借者は僥倖を甘し自得の色あらん。凡人民各自主の心あり、今日の事を評するに至て云、力を盡し產を營者益なし寧如此の發令を僥倖せんと、遂に人々勉强の心なく、貸すものは失ん事を恐れて融通の道を絕、借る者は只等閑にして歲月を遷すを以て上策と心得、誓言を忘れ證書に背くを憚ざるに至らば、

地方に官たる者何を以是を維持すべきや。元來名目金なるもの其初決して虚法に非ず、時に大に融通の利を得たるもの多し。雖然因襲の久儘其弊を生じ、終に怨嗟の聲を聞に至るも、自ら風俗の下流する故にして、其罪を問へば畢竟其時の吏にあり、下民は唯不知不識其命に隨ひ來候儀に候得ば、假令舊幕の弊を矯る御主意なり共、深下情を御憫察有之、希くは無辜の民に困苦を受しめず、無頼の民に僥倖の心を起さしめず、財貨流通壅滯無之樣致度に付、不憚忌諱及建言候。早々御沙汰所祈望候也。

壬申六月二十五日　京都府

正院御中』

此の京都府の建言は、其の説く所事理に適ひ、相當有力なる建言であつたのであるが、名目金處分に關しては、先づ第一に藩債に關聯して政府の財政的負擔を顧慮しなければならぬ立場に在る大藏省は、之に對して左の如く譯の判らぬ理屈を附けて之が却下を正院に申請したのである。(2)

『別紙京都府申立の趣一應尤に相聞候得共、既に舊幕府の名目に依賴し私金を差出し貸

付を事として其利を得候は、詰り私有物を私權に處せず、却て他の名目に依り候より裁判を受候儀にて、其情實或は貸者に不幸にして借る者に僥倖なるあるも不得止事に候。此邊を以同府へ御指令相成可然存候。此段申進候也。

壬申七月(十八日)　　　　　　大藏大輔　井　上　馨

正　院　御　中』

然し乍ら右の京都府の建言に於いて説く所は、翌年政府が滯債處分に關する法律を公布して名目金の處分を行ふに至つて事實となつて證明せられ、公債不採用の處分を受けし債權者達は、何れも政府の處置に滿足せずして再三請願陳情等を行ひ、相當同情すべき理由のある此等の請願者と、右の如き方針を有する中央政府との間に立つて地方官は甚だ困惑したのである。而して此等の請願の中には其の理由を認められて、更めて公債に採用せられたものもあつたが、多くのものは取り上げられず、結局泣き寢入りに終つたものの如くである。而も社寺其他名目金の貸附者は其の貸附金が貸倒れとなるや、其の加入者に加入金の辨償をなす等の事は勿論なく、結局明治政府の名目金の處分に依つて最も大なる損害

を受けたる者は、差加金を出して名目金に加入したる諸民であつた。

以上述べた所に依つて略々明かなる如く、名目金に對する明治政府の處置は相當急激なるものがあつたけれども、其の社會的影響に至つては當時に於いても左迄大なるものありしとは思はれない。蓋し社寺は前記の如く名目金處分によりて受けた損害の多くは之を差加金の加入者に轉嫁したから、自己の損害としては多くの場合單に其の種金を失つたに過ぎなかつた。更に又社寺は既述の如く名目金の貸附によつて其の堂社の修復維持に充て、又時としては神官僧侶の利殖も計つたものであるから、名目金の禁止及貸金の貸倒れに因る斯かる方面の打撃も一應は想像し得られるけれども、之れ迚も其の後に至り遞減祿又は配當祿の交付等により或る程度迄救濟の方法が講ぜられて居り、名目金の處分が直ちに神官僧侶の生活問題に關係せしものとは考へ得られない。次に差加金の加入者は名目金の處分に依つて最も大なる損害を受けたものであるが、此等の人々は多くは多少生活に餘裕のある町人階級であつて、差加金の損失の爲に破産する程の者も多くはなかつたと思はれ、且つ社會的には極めて限られたる少數に過ぎざるものであるから、此の意味よりしても個

人的の損失は兎も角、社會的の影響は特に大なりとは認められないのである。

之を要するに名目金の處分なる問題は、今日明治經濟史研究の上からは大いに吾人の興味を牽くものがあるけれども、之を當時に於ける實際問題としては、他の政治上經濟上の諸問題に比して、特に重要なりしとは勿論言ひ得ないのである。思ふに明治維新の變革は政治・經濟・社會其の他のあらゆる方面に及び、而も今日より見れば甚だ矯激なりと思はれる變革も、當時に於いては極めて尋常茶飯事の如くに行はれたものも頗る多い。名目金に關する處分の如きも、恐らくは維新變革なる大潮流の中に於ける一泡沫に過ぎなかつたものであらう。

(1) 藩債處分錄、乾卷
(2) 同 上

明治政府の『銀行會社及人民貸』

――日本資本主義發展途上の一問題――

濱村正三郎

一、はしがき

我國資本主義の發展史上より觀て、明治初頭二十數年間における明治政府の貸付金が頗る重大なる意義を持つことは言ふ迄もないが[1]、同貸付金の中でも勸業上の貸付金は特に注目すべきものであらう。

所謂銀行會社及人民貸とは、この明治政府の勸業上における貸付金の一種であつて、その名稱の示すが如く主として銀行・會社・個人を目當てとして貸付けられたものであり、その目的とする所は物産繁殖・輸入防遏・事業奬勵等であつた[2]。その貸付は、明治六年十

二月以後別途會計（今の特別會計を指す）たる準備金中より行はれたものであるが、[3] その起源は維新以後常用部（今の一般會計を指す）に設けられた臨時貸金中の勸業貸付金に求めることが出來る。[4] 銀行會社及人民貸なる名稱は、のちに民業資本貸と改稱せられ、[5] また勸業資本貸とも呼ばれた。[6] 同貸付金は、明治十三年六月に至つて原則として廢止せられた。[7] 併し乍ら、其後と雖も止むを得ざる向きへは尙ほ新規の貸付が行はれたのであつて、[8] その貸付が全く跡を絕つに至つたのは、準備金の廢止せられた明治二十三年三月末日のことである。[9]

本稿に於ては、銀行會社及人民貸の內容を分析すると共に、それが我國資本主義發展途上に於て如何なる意義を有するかを檢討しようと思ふ。

（1） 明治政府の貸付金に就ては、吉川秀造氏「明治政府の貸附金」（本庄榮治郎博士「明治維新經濟史研究」四〇七—四八五頁）を參照

（2）・（5）・（6） 明治二十四年「國庫準備金及貸付金等に關する質問に答ふる書」三六・三一・二三頁

（3） 準備金に就ては、明治二十三年「準備金始末」・同二十四年「準備金始末參考書」（「明治前期財政經濟史料集成」第一一卷）、「明治財政史」第九卷準備金の部等を參照

明治政府の『銀行會社及人民貸』

（4）「歳入出決算報告書」上巻（「明治前期財政經濟史料集成」第四巻）三一頁
（7）・（9）「準備金始末」二七・二八頁
（8）寫本「準備金貸出金内譯表」（「松方家文書」第三〇號）

二、銀行會社及人民貸の沿革概要

（一）その起源　抑も、明治政府が勸業のために行つた最初の貸付金は、常用部に屬する勸業貸付金と稱するものである。同貸付金は石高割貸付金等と共に臨時貸金と稱せられ、同じく常用部中の通常貸金（專ら救助貸に貸付）に對比するものであつた。[10]勸業貸付金とは、『一般の農工を奬勵し貿易の隆盛を謀る爲め、元年閏四月商法司を置き、之を管理せしむる所のもの』であつて、[11]商法司が廢止された後は通商司を通じて貸付が行はれ、結局この商法司及通商司を通じて行つた庶民等への貸付が同貸付金の最も重なる部分となつた。併し乍ら、勿論かゝる貸付ばかりではなく、藩府縣・銀行・會社・個人等に對して爲された貸付も少くなかつた。[12]これが、即ち本稿に述べんとする銀行會社及人民貸の起源な

のである。

（二）所謂銀行會社及人民貸の成立

銀行・會社・特定の個人等への貸付が勸業貸付金中から分離したのは、明治六年十二月『準備金計算規則』制定以後のことであつて、爾來別途會計たる準備金中の貸付金に移管され、銀行會社及人民貸と稱されるに至つた。

準備金とは、明治二年十月に不用物品賣却代等を國庫に於て別貯と爲し、之を初めは單に積立金と呼んでゐたのを、同五年六月に準備金と改稱したもので、當初は專ら政府發行紙幣及び公債證書の基金と爲し、その運用を禁じてゐた。然るに明治六年十二月に至つて、政府は從來の方針を一變して準備金の一部は貸付利殖することゝなり、[13] それを機會に勸業貸付金中の銀行・會社・個人等への貸付が準備金中に移されることゝなつたのである。その結果明治八年度には、從來常用部で取扱つた銀行等への貸金・三菱會社、爲替會社への貸付金・府縣豫備金等は、全部準備金中に編算替えとなつてゐる。[14] また、在來の勸業貸付金は自ら解消し、その殘部は通常貸金に合併せられて勸業貸と呼ばれ、その貸付は地方人民の製造・牧畜・開墾等の方面に限られることゝなつた。[15] 銀行會社及人民貸が何故準備金中に

編入されたかに就ては詳かでないが、思ふに、當時銀行・會社等の勃興或は外國貿易事業の漸く盛んならんとするに伴ひ、政府が之等の新事業を特に助成する必要ありと認めたためであり、またその貸付を常用部より別途會計に移轉したことは、貸付の危險性を慮り、且つ恐らくはその機密性をも考慮に容れたためではなからうか。

尙ほ、銀行會社及人民貸のほかに、準備金中には各廳繰替貸・各廳營業資本貸の二者が存する。併し乍ら、各廳繰替貸とは各官廳又は地方廳等に於て必要なる經費を一時準備金中よりたてかへるものであり、また各廳營業資本貸とは明治政府の經營する諸種の官業に對し、準備金中に設けた特定の資金より事業の擴張・缺損の補塡等のために年々貸付を行ひ、それと同時に收益があれば之を準備金中に返納するものを言ふのであるから、貸付の名稱は保有してゐるが、何れも本來の貸附金たる性質を有するものではない。從つて、準備金の貸附のうちで眞に貸附金たるの性質を有するものは、銀行會社及人民貸のみであつたと言ふことが出來る。(16)

(三) 貸付の準則　上述の如く、準備金の貸付の中で銀行會社及人民貸を除く他の二

者は、何れも單に計算上の都合より貸付金の名稱を保有せしに過ぎなかつた。從つて、準備金に關する諸規則中に設けられた貸付の規定は、總て銀行會社及人民貸に關するものである。[17] 同貸付金に關する最初の準則は、明治六年十二月の『準備金計算規則』であつて、それに依れば準備金を四類に分ち、其の第三類の『活用運換準備金』の內を以て同貸付に當てたものである。同規則第十六條には、貸付條件を次の如く規定してゐる。[18]

『　第十六條

第三類準備は、國債證書並古金銀貨・金銀銅の地金を抵當にして貸付することあるへし、然れども之を貸の法は、滿六ケ月を以て一期とし、利息は月五厘即ち一ケ月千分の五以上なるへし、端月は卅日の割を日分になし、抵當物件は時價の六七分を以て計算すへし、但其詳細の如きは、貸付內則に就て見るへし』

次で八年五月右の規則を改正して準備金を三類に分ち、其の第三類なる『活用運換臨時收入利益增殖準備』を以て矢張り同樣に貸付する事となつたが、抵當物件中に新に銀行紙幣を加へ、[19] 同年八月には貸付條件の一部を『端月は日割を以て爲し、抵當物件は時價の相當を以計算すへし』と修正した。[20] また九年五月の『準備金取扱規則』に於ては、更に抵當

物件として不動産を認め、且つ『利息は一ケ年百分の七以上なるへし、端日數は一ケ年の日數に割合計算すへし』と改めた。(21) 明治十一年七月には『準備金條例』が制定され、それと共に從來準備金を三類に分つたのを廢止したが、依然として貸付は行はれ、貸付利子の定率年七分に就ては『尤、臨時決議に係るものは此限に非す』と但書を附加した。(22)

貸付の事務は、當初大藏省內の國債寮で行はれたが、(23) 十年一月十一日同寮を廢し國債局を置くに及んで爾來同局の手に移つた。(24)

(四) 貸金の回收整理と名稱の變化　明治十三年六月十五日に至り、政府は從來の方針を一變して專ら紙幣の整理に主力を注ぐこととなり、その結果準備金の貸付を廢止したが、(25) 之に就て太政大臣よりは左の如き令達を發した。(26)

『其省事務章程追て改正可相達候得共、自今準備金貸付方の儀相廢止、從前貸付の分は其期限通り可取立、此旨相達候事

但、不得止事故有之、新たに貸出を要する時、及從前貸付の分返納延期の處分に及ひ候節は、伺の上取計ふへし』

かくて準備金の貸付即ち銀行會社及人民貸等は、同年以後原則として廢止となり、爾來政府は止むを得ざる新貸出或は延納を除き、專ら貸付金の回收整理に從事するに至つた。且つそれと同時に、從前の準備金貸付は凡て常用部の計算に移されることゝなつた。[27]貸付金回收の成績は頗る香ばしからず、然も二十三年度會計法の實施及び同年末帝國議會の開會が切迫してゐるため、それ迄にどうしても貸付金の整理を完了せねばならなかつた。玆に於て政府は、非常手段として止むを得ざる貸付金に對し年賦償還・利引或は棄捐を斷行するに至つた。

銀行會社及人民貸が民業資本貸と改稱されたのは、明治十九年四月二十六日發布の『諸貸付金整理規程』に於て總ての貸付金を四類に分ち、そのうち第二類を民業資本貸としたのに依るものであつて、爾來同貸付の徵收は大藏省總務局整理課の取扱ふ所となつた。[28]民業資本貸は、其後勸業資本貸とも呼ばれ、[29]その中に官有物拂下代をも編入して、之が整理に當つた。[30]

（五）貸付額の收支と貸付先　先づ、銀行會社及人民貸の年々貸付額の變遷を見るに、

次の如くである。(31)

八期間（自明治元年正月至同八年六月）決算殘金	一二四、五六〇圓（圓位以下切捨）
明治八年度	一〇、五八六、五七四
同九年度	八、二四五、六九二
同拾年度	二、八三八、八七一
同拾一年度	六、〇一六、〇七二
同拾二年度	五、七九二、三三六
同拾三年度	一二、四〇〇、〇〇五
同拾四年度	三、三一九、七四八
同拾五年度	九七一、〇一八
同拾六年度	五〇〇、〇〇〇
同拾七年度	一七一、五六二
同拾八年度	〇
同拾九年度	一、八六一、三八八
同廿年度	三五、三七三
同廿一年度	〇
同廿二年度	一二六、八九二

合　計	五二、九九〇、〇九七

次に、明治二十三年三月三十一日に貸付の未決算額を常用部へ引繼ぎ、一先づ貸付の整理を終つた際の收支を見るに、左の如くである。(32)

貸金高	五二、九九〇、〇九七圓（圓位以上切捨）
返納高	四七、〇二二、五五五
常用へ引繼代り金受入高	三、五〇三、四九九
拂切高（棄捐額及び一時返納に係る利引額）	一、八七四、六二九
未決算剩餘常用へ引繼高	五八九、四一二

貸付先は、大體官廳・銀行・會社・個人の四種に分つことが出來る。右の內官廳に關するものは、此等の官廳を通じて更に管內の會社或は個人に貸付けられたものであらう。以下に於ては、この四種の貸付先について順次にその貸付の內容を資料の許す範圍內で分析吟味しよう。

(10)・(11)・(14)　「歲入出決算報告書」上卷、二八—五三頁・五五頁・一八八—一八九頁
(12)・(16)・(17)　「明治政府の貸附金」四四三—四四四頁・四五〇頁・同頁
(13)・(18)・(19)・(20)・(21)・(22)　「準備金始末參考書」五四—五六頁・五六頁・五九頁・六〇頁・六

三頁・七二頁
(15)・(23)・(24)・(28)　明治二十二年六月、大藏省記錄局編「類纂大藏省沿革略志」五五頁・五二五―五二六頁・五二七頁・六七頁
(25)　「紙幣整理始末」(「明治前期財政經濟史料集成」第一一卷) 二一五―二一六頁
(26)・(27)・(32)　「準備金始末」二七頁・二八頁・二八―二九頁
(29)・(31)　「準備金貸出金內譯表」
(30)　「大藏大臣第十五回年報書」九八―九九頁

三、官廳貸付

官廳貸付とは、勸商局及び京都府・東京府・秋田縣・鹿兒島縣・廣島縣其他二府十四縣への貸付である。その貸付は、總て勸商局・府縣等の手を經て管下の會社或は個人等に貸付けられたものであらうが、手許の資料のみではその內容の一々を詳かにするを得ない。いま官廳貸付を總計して見ると、八十萬七千五百三十四圓となる。之を銀行會社及人民貸の總計五千二百九十九萬九十七圓に比すれば、その比率は全體の僅か一パーセント餘を占めるに過ぎない。從つて量から見て官廳貸付の占める地位は、さして重要なものでなかつ

たと言ふことが出來る。尙ほ參考のために、官廳貸付の貸付總額・返納額・常用へ引繼代り金受入額・損分棄捐及拂切額を擧げると、次の如くである。

種目	貸付總額	返納額	常用へ引繼代り金受入額	損分棄捐及拂切額
秋田縣	二一、〇二〇円	二一、〇二〇円	〇円	〇円
佐賀縣	二、七七二	二、七七二	〇	〇
筑摩縣	四六	四六	〇	〇
岡山縣	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	〇	〇
熊谷縣	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	〇
新川縣	三、四九九	三、四九九	〇	〇
青森縣	七、四八七	四八七	七、〇〇〇	〇
茨城縣	一五、〇〇〇	七六八	一四、二三二	〇
廣島縣	一五〇、二〇九	一二〇、二〇九	三〇、〇〇〇	〇
滋賀縣	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇
福島縣	二、四〇〇	一、八〇〇	六〇〇	〇
東京府	四二、二六四	三〇、六三一	一一、三九五	二三八
鹿兒島縣	一三六、六二八	二二、一七一	二三	一一四、四三四

京都府	一七、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	〇円	七、〇〇〇円
神奈川縣	一五、〇〇〇	〇	〇	一五、〇〇〇
栃木縣	四、五〇〇	二、一五八	〇	二、三四二
勸商局	一三九、二〇九	八七、九〇一	〇	四一、三〇八
計	八〇七、五三四	五三三、九六二	九三、二五〇	一八〇、三二二
百分比	一〇〇	六六	一一	二三

備考――(1)貸付總額は「準備金貸出金內譯表」、返納額以下は寫本「松尾家文書」第五〇號に依つて作製した。(2)圓位以下は、適宜に切捨てた。(3)尙ほ各年度に於ける貸付額の細かい數字は、煩を避けて省略した。それに就ては、吉川氏の論文「明治政府の貸附金」の附表を參照されたい。

四、銀行貸付

銀行貸付とは、第一・第二其他の國立銀行及び橫濱正金銀行・東洋銀行・香港上海銀行・三井銀行等への貸付であつて、その種目は全部で大體二十七となつてゐる。その中には銀行に準ずるものとして爲替會社を入れ、また便宜上『橫濱正金銀行朝鮮政府貸與の爲貸

出』せしものを包含してゐる。尚ほ二十七種目の外にも、銀行を通じて會社或は個人等に貸付けたものが多いが、之等は會社貸付或は個人貸付の部類に於て取扱ふことゝする。いま、銀行貸付を總計して見ると、實に四千二百九萬三千七百八十二圓餘の巨額に達する。之を銀行會社及人民貸の總貸付高五千二百九十九萬九十七圓に比較すると、將にそれの七十九パーセント强に相當する。然らば、何故に銀行貸付がかくの如く巨額に達するかについては、一應その理由を究明する要がある。いま、この銀行貸付金の內容を吟味するに、その中には純粹の意味における貸付金でない部分が極て多く混入してゐる。卽ち、實は政府が銀行に貸付けたものでなくして、單に帳簿或は勘定等の上で貸方・借方の計算となるものが、銀行貸付の中に多分に計上されてゐるのである。從つて、右の表によると三井銀行に對する貸付の如きは銀行貸付中の最高額一千八十三萬二千八百五十八圓餘となつてゐるが、これは同銀行が政府の御用爲替等を取扱つてゐた關係に依るものであつて、その大部分は爲替の差引計算の結果三井銀行の負債となつたもの或は其他の預り金等であつたと思はれる。この點は、銀行貸付の計數を見る上に、是非共注意を要する點である。

かくの如く銀行貸付の中には多分に計算上の意味における貸付を含んでゐるが、問題となるのは勿論この部分ではなく、そのうちに在る眞の意味における貸付金である。眞の意味における貸付金が上述の計數中の幾割に當るか、またその各々が如何なる內容を持つかに就ては、詳かでない。たゞ最近、三井銀行及び横濱正金銀行（朝鮮政府貸與の分）への貸付に關し極て貴重なる資料を見るを得たから、其等によつてその內容を檢討して見よう。

（一）三井銀行貸付金　明治十二、三年の頃は、恰も西南戰役後のインフレ景氣時代であつて、維新以後最初の好景氣を迎へることが出來た。然るにこの景氣は、實は不換紙幣の濫發・通貨價値の下落等に起因するいはば空景氣であつたため、その反動は各方面に深刻なる結果を誘致した。[33] 財界に於てもその打擊は殊の外甚大であつて、當時民間隨一の大銀行たる三井銀行の如きも非常の難局に立つに至つた。三井銀行貸付金とは、即ちこの危機に際して政府が同銀行へ貸付けたものを言ふのである。その間の事情に就ては、明治十三年九月三井の大番頭三野村利助より時の大藏卿佐野常民に提出した歎願書によつて、その大體を明かにすることが出來る。[34]

乍恐以書面奉歎願候

當時御國內一般に金融之壅塞仕候は日に增甚敷、此際困難仕候は各銀行同一之義に付、金融切迫之爲め歎願等仕候は實に恐入候次第に御座候得共、當行之義は從來不容易蒙御愛顧、各官廳之爲換方數多之御用も拜命仕、以御蔭今日迄營業仕來候は難有仕合奉存候、然るに昨年來追々不融通に相成、今日之切迫を來候義は兼而遙察仕候に付、可成縮手堅固に營業仕度と夫々注意仕居候得共、是迄充分手を廣け東京本店を始め三十餘ケ所之支店も有之、何樣苦配仕候も一時に縮手難相成實に困苦仕候、加之各御官廳御預け金も先年に比すれは御減額相成、市街之不融通に付而者人民之預り金も日々減縮仕、舊來之貸附金者無怠嚴促取立候而已に盡力仕候得共、此際更に取立難行屆、旁以自然庫中之備欠乏仕、現今之姿に而經過候時者、官之御爲替金上納並人民之爲替金渡し方等に、萬々一差支を生候儀有之候而者政府へ奉對恐入候而已ならす、人民へ對候而も迷悲を懸候義不少と苦腦無限存候、尤各地數多の支店御座候と雖も、就中切迫に苦慮仕候は東京・大阪之兩地に付、當節奉願兼候儀に者御座候得共、各官廳之上納金等に差問候節は、特

別御詮議を以、東京本店は金額三拾萬圓迄を限、大阪分店に而出願仕候は貳拾萬圓を極度とし、一時之拜借金御許容被成下度、御聞濟被下候共、可成繰合極度に至候拜借は不仕樣心掛け、且返納も可成日を縮め、何樣永く拜借仕候共三週間より三十日內に者屹度返納可仕、抵當品之義者、兼而諸官廳御預り金へ對し納め置候抵當品總額之內を以御引當被降置度、然る時者各御官廳之御預け金幾分歟減候共、拜借金可仕際には其儘納置、御下附之義決而不願樣可仕間、何卒口曲之願に者御座候得共、特別之御詮議を以願意御聞濟被成降候はゝ、漸次縮手仕候義も行屆、數年を不出堅固に永續仕候目的相立候義に付、何卒前陳切迫困難之御事情御洞察被成下、特別に願意御採用之程、偏に奉悃願候以上

明治十三年九月

三井銀行

總長代理

副長　三野村利助

大藏卿　佐野常民殿

右の歎願は、その翌月次の如く裁可となつた。(35)

願之趣聞屆候事

但、拜借致度節は、前以可申出候事

明治十三年十月廿六日

大藏卿　佐野常民印

其後三井銀行に於ては、上納金等の支拂に窮したものであらう。間もなく、政府より凡そ五拾萬圓を借入れるに至つた。借入金の返濟方に就ては、當初は少くとも三週間より三十日以内に完納する約束であつたが、履行するを得ず、終ひには壹萬圓宛の月賦返納を以て、辛うじて十四年の春迄に皆納することが出來た。(36)之を以ても、當時如何に三井銀行が苦境にあつたかを察知することが出來よう。抑も三井銀行が窮境に陷つた端緒は、實はこれより以前のことであつて、明治七年十一月小野組閉店の際に旣にその影響を受け、取付け騷ぎを受けたことがあつた。併し其時には、『大藏省へ特別之歎願も仕、且拜借金の御許可も被下置候より、差て不都合も無之相凌』云々とあるが如く、(37)萬一を慮り一旦政府へ貸付金を歎願したが、其後實際に貸付を受けること無くして危機を脫し得たやうである。

明治十三年の貸付に依つて、三井銀行は急場の難を免れたであらうが、尚ほその手には各官廳の巨額なる御用金が殘つてゐた。然も之等の御用金は、十五年六月日本銀行設立後はその總てを同銀行の取扱ふ所としたから、當然その返納整理を急がねばならなくなつた。併し乍ら、それが返納整理は之を到底一時に行ふことを得なかつたから、十五年正月には時の松方大藏卿に願書を呈出し、諸官廳御用金の返納方を左の如くせんことを歎願した。(88)

一現今御用相勤居候御省左之通

文部省　宮內省　外務省

工部省　陸軍省　開拓使

右之通御用相勤居候得共、開拓使は不遠御滿期に際し御用可被免筈、跡御各省の內當十五年六月限文部省之御用を奉返上、以後每年六月限左之順に返上仕度奉存候

宮內省　十六年六月限御用返上

外務省　十七年六月限同斷

工　部　省　　　　　　　十八年六月限同斷
陸　軍　省　　　　　　　十九年六月限同斷

其後、官金の返納整理は大體右の方針に基いて行はれし如くであるが、尙豫定通り完納することは容易のことではなかつた。從つて十八年七月には、更に五ヶ年間の猶豫を懇願したが、政府は終にその願ひを却下した模樣である。(39)

(二)　橫濱正金銀行貸付金　こゝでは橫濱正金銀行貸付金のうち、單に政府が明治十五年十二月に朝鮮政府へ融通のため同銀行へ貸付けたもののみを取扱ふ。同貸付金を特に問題とする所以は、それが明治政府の苦しい懷ろ工合より割愛された最初の國外融資であり、且つ維新以後我國の大陸發展への第一步として頗る意義があるからである。尙ほ前揭の貸付表に、朝鮮政府への貸付金は十七年度の項にはいつて居るが、之は計算上或は帳簿記入上の都合により同年度へ繰入れたものであらう。いま、正金銀行と朝鮮政府との間に締結された契約書を見るに、次の如くである。(40)

朝鮮政府は今回、日本橫濱正金銀行より紙幣拾七萬圓を借用し、其約束左の如し

第一條

朝鮮政府は、日本横濱正金銀行より紙幣十七萬圓を借用したる事

第二條

此公債利子は、八分を以て定と爲す、即ち元金毎百圓に付一年の利子金八圓たる可くして、毎年日本曆七月に其年一年の利子を日本横濱正金銀行に送付すべき事

第三條

此公債元金は、朝鮮政府が力を政務に盡す猶豫を爲すが爲め二箇年間据置き、此年間は只元金十七萬圓の利子一萬三千六百圓を、毎年日本曆七月に返濟するのみにす可し、元金を十に分ち、日本明治十八年朝鮮開國四百九十四年より向十箇年を限り、此間毎年金一萬七千圓宛利子を合して、横濱正金銀行に送付返濟す可き事

但し、元金十分の一を返濟したる時より、利子は元金の殘額に準じて次第に減ずべし

第四條

此公債の元金利子とも、此條約の通り返濟す可きに萬一意外に期日を愆る事あらば、此公債附約に記載する如く、或は朝鮮國慶尙道釜山稅關の收入金を以て代辨返納に充つ可く、又或は朝鮮國咸鏡道端川の金礦を朝鮮政府・横濱正金銀行立會にて開採し、其採收金を以て元利金返濟に充つ可き事

第五條

此公債の元利金を返濟するに、或は米穀・金銀・他の物品或は日本の諸貨幣を以てするは、一切朝鮮政府の便宜に任ずべし、但し、返濟の都度横濱の時相場を以て該諸品の價を計算し、横濱正金銀行に送付返濟すべき事

第六條

以上各條の通り締約し、双方記名調印の上、横濱正金銀行よりは別に人を派して朝鮮京城に到らしめ、朝鮮政府の批准を受くべき事

日本明治十五年十二月十八日

朝鮮開國四百九十一年壬午十一月八日

日本東京に於て

日本横濱正金銀行頭取

小野光景印

拙者の面前に於て記名調印す

小泉信吉印

明治政府の『銀行會社及人民貸』

朝鮮國特命全權大臣
朴 泳 孝 印
特命副全權
金 晩 植 印
拙者の面前に於て記名調印す
金 玉 均 印
本文、特命全權大臣朴泳孝・特命副全權金晩植結約の次第、朝鮮政府に於て批准致候事
朝鮮開國四百九十一年十二月八日
朝鮮京城に於て
戸曹判書 金 有 淵 印

右の契約に依つて、貸付金額は紙幣で十七萬圓と定められたが、其後朝鮮政府の便宜のため之を改め、紙幣を時の相場卽ち銀貨一圓に付き紙幣一圓四十一錢餘を以て銀貨に換算し、結局銀貨で十二萬五百圓とした。また利子の如きも、年八分より年四分に改訂せられた。貸付の擔保としては釜山稅關の關稅或は端川の金鑛が擧げられてゐるが、附約には端

川金鑛のみで不足の時は隨時他の金鑛を以て之に充てる等のことが規定されてゐる。同貸付金の返納は、二十二年迄無事豫定通り行はれたことが明かであるが、その後については詳かにするを得ない。(41)

尙ほ、銀行貸付の貸付總額・返納額・常用引繼額・拂切額を擧げると、次の如くである。

項目	貸付總額	返納額	常用引繼額	拂切額
第一銀行	七、六四九、三一六円	七、三六四、三一六円	二八五、〇〇〇円	〇円
第二銀行	九、六二八、六〇一	九、六二八、六〇一	〇	〇
第四銀行	一四〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇	〇	〇
第五銀行	四一〇、一〇六	四一〇、一〇六	〇	〇
第六銀行	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇	〇
第十三銀行	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇	〇
第十五銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
第三十二銀行	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〇	〇
第三十四銀行	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〇	〇
第四十二銀行	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	〇	〇
第五十八銀行	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	〇

第七十四銀行	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	〇円	〇円
第百二銀行	一〇、〇〇〇	〇	一〇、〇〇〇	〇
第百十銀行	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	〇
第百二十一銀行	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〇	〇
第百二十六銀行	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〇	〇
第百三十銀行	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	〇	〇
第百四十八銀行	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〇	〇
各銀行發行紙幣丁付迄貸付	二、二五五、〇〇〇	二、二五五、〇〇〇	〇	〇
横濱正金銀行	四、七八九、四五〇	四、七八九、四五〇	〇	〇
香港上海銀行	八五〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	〇	〇
東洋銀行	三、四四七、五一六	三、四二七、五一六	〇	二〇、〇〇〇
三井銀行	一〇、八三二、八五八	一〇、六三二、八五八	二〇〇、〇〇〇	〇
第四十四銀行へ貸付の分第三銀行へ移轉	一四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	〇
石川縣北陸銀行	九〇、〇〇〇	四五、六三六	〇	四四、三六三
横濱正金銀行朝鮮政府貸與の爲貸出	一二〇、五〇〇	四八、二〇〇	七二、三〇〇	〇
第三十三銀行荷爲替年賦金正金銀行へ貸與	一五〇、四三五	〇	一五〇、四三五	〇
爲替會社	三〇〇、〇〇〇	二六、七〇〇	〇	二七三、三〇〇

計	四二、〇九三、七八二	四〇、九〇八、三八四	八四七、七三五	三三七、六六三
百比分	一〇〇	九七	二	一

備考—官廳貸付の備考に同じ

(33) 東洋經濟新報社「金融六十年史」三四三—三五五頁

(34)・(35)・(36)・(37)・(40)・(41) 寫本「松方家文書」第四三號

(38)・(39) 寫本「松尾家文書」第二二號

五、會社貸付

會社貸付とは、言ふ迄もなく色々の會社に對する貸付を意味するのであるが、そのうち政府が輸出貿易を保護助成するため貿易會社に直接或は間接に融通したものが、過半を占めてゐる。尤も會社貸付のうちの最高額は三菱會社に對するもので、約二百五十萬圓に達してゐる。同貸付金は、海運事業保護のため汽船購入代及び修繕費として貸付けたものであつて、明治八年度に於ては常用部より貸付けたのを、翌九年度以降準備金の會計に移したものである。(42)

いま會社貸付の貸付總額・返納額・常用引繼額・拂切額を表示すると、次の如くである。

項目	貸付總額	返納額	常用引繼額	拂切高
ウォルスホール商會	一〇七、一九二円	一〇七、一九二円	〇円	〇円
小野組	九三、七五一	九三、七五一	〇	〇
蓬萊社	一三二、一六〇	一三二、一六〇	〇	〇
三菱會社	二、四七九、九四〇	一、九〇四、九四〇	五七五、〇〇〇	〇
廣業商會	六七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	〇
三井物產會社	六二五、〇〇〇	五三三、〇〇〇	九二、〇〇〇	〇
第一銀行、三井物產會社	二〇〇、〇〇〇	〇	二〇〇、〇〇〇	〇
起立工商會社	三一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	〇
大崎商社	六〇、〇〇〇	九、〇〇〇	五一、〇〇〇	〇
協同商會	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	〇
日本商會	二〇、〇〇〇	〇	二〇、〇〇〇	〇
新燧社	三一〇、〇〇〇	一〇五、三四五	一〇〇、〇〇〇	一〇四、六五五
東京商社	五八、〇〇〇	五二、四〇〇	〇	五、六〇〇
共同運輸會社爲替金未納	一七二、八〇〇	一七二、八〇〇	〇	〇
起立工商會社の分圓中組にて引受	六三、六二六	〇	〇	六三、六二六

藤井商會交換代り米代金	一四、七八二	三、六一四	〇	一一、一六八
圓中組荷爲替返納殘金	六、二八四	二三〇	〇	六、〇五四
鳥取共愛社預米拂下代金	三、四一二	一、七三〇	〇	一、六八二
神戸丸越組荷爲替返納殘金	一〇、八九三	五、二五六		五、六三七
秋田改良社改良米買入代前金貸	一一、四七五	三、六〇六	〇	七、八六九
日本商會荷爲替年賦金正金銀行へ貸與	二六二、〇〇四	三五	〇	二六一、九六九
新燧社荷爲替年賦金同上	一三六、三六一	一〇四、七〇九	〇	三一、六五二
名古屋七寶會社荷爲替年賦金同上	一〇、八七〇	三、九四七	〇	六、九二三
内國及扶桑商會外五社荷爲替年賦金同上	四六六、二六六	一五二、〇八五	四三、四二一	二七〇、七七〇
貿易商會荷爲替年賦金同上	一八八、七一七	二、五〇〇	二三、二六六	一六二、九五一
上野繭絲改良社荷爲替年賦金同上	三〇〇、〇〇〇	〇	三〇〇、〇〇〇	〇
貿易商會荷爲替年賦金假渡同上	三七、七六五	四、七一八	〇	三三、〇四七
精磁會社和蘭博覧會荷爲替金同上	二、一七九	五四四	〇	一、六三四
岐阜縣生絲改良會社荷爲替假渡同上	四〇、〇〇〇	五、七〇七	〇	三四、二九三

貿易商會浦潮港荷爲替滯利金同上	一一、五七四円	一、四四六円	〇円	一〇、一二八円
計	六、八四五、〇六一	三、四九五、七一六	二、三三九、六七七	一、〇一九、六五八
百分比	一〇〇	五一	三四	一五

備考─官廳貸付の備考に同じ

右表に於て特に目立つことは、未納額が全體の半分もあることである。このことは貸付の不良を意味するよりも、むしろ間接に當時の海外貿易事業が如何に困難であつたかを如實に物語るものであらう。元來政府は輸出奬勵のため、正金銀行をして輸出商人に對し荷爲替取組の便宜を得せしめ、其の資金として三百萬圓（後には四百五十萬圓）を限度として必要の都度貸下げた。[43] 然るに輸出商のうち、事業の蹉跌のため荷爲替資金の返納を延滯する者を多く生じ、遂に政府は明治十六年より十七年にかけて從來の延滯金にして急速取立ての見込なきものに限り年賦返納を許し、[44] 年賦金を正金銀行が回收して政府に返納する迄、假りに計算上正金銀行に對する貸付として整理した。これ卽ち右表に、日本商會を始め各種會社の『荷爲替年賦金正金銀行へ貸與』と見ゆるところのものである。會社貸付の内容、

特に廣業商會・日本商會・起立工商會社等の貿易會社に關しては、詳細なる資料がある。併し乍ら、本稿に於て之等を取扱ふことは餘りに煩に過ぎるから、更に後日の檢討に讓ることゝする。

(42) 「歲入歲出決算報告書」上卷一八八―一八九頁

(43) 「明治財政史」第九卷五六一頁以下、同書第十三卷九一七頁以下參照

(44) 同上書第十三卷九四二頁

六、個人貸付

個人貸付は卽ち人民貸である。之に關しても種々の問題があるであらうが、こゝでは單に貸付總額・返納額・常用引繼額・拂切額を擧げ、その參考に供しよう。

種目	貸付總額	返納額	常用引繼額	拂切額
原善三郎	三七、五〇〇円	三七、五〇〇円	〇円	〇円
安田善次郎	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	〇
五代友厚	六九〇、六六〇	五〇、六六〇	六四〇、〇〇〇	〇

後藤象二良	一五〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	〇円	〇円
岡本健三良	三、八九九	三、八九九	〇	〇
岩倉具視	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	〇	〇
岩倉具視 槇村正直	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	〇	〇
岡田平太	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇	〇
澁澤榮一	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	〇	〇
澁澤榮一 益田孝外二名	五〇〇、六二七	一八七、四五一	一九、九九〇	二九三、一八六
由利公正	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	〇	〇
川崎八右衞門	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	〇	〇
川崎正藏	五〇、〇〇〇	五、〇〇〇	四五、〇〇〇	〇
嶺眞興	一〇〇、〇〇〇	〇	一〇〇、〇〇〇	〇
勝部本右衞門	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇	〇
鍋島直大	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	〇	〇
德川慶勝	五〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	〇	三五、〇〇〇
小室信夫	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	〇
清水篤守	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇	〇
西脇悌次郎	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	〇	〇

笠野吉次郎	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	〇	〇
島津忠義	二五一、〇六二	二五一、〇六二	〇	〇
金田友七	一八、七六〇	一、五〇〇	一七、二六〇	〇
杉山岩三郎	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	〇	〇
田中平八	一八六、〇〇〇	一八二、五九〇	〇	三、四一〇
阿部彦太郎外二人荷爲替年賦金正金銀行へ貸與金	四四、二〇一	三八、八一七	〇	五、三八四
計	三、二四三、七〇九	二、〇八四、四七九	八二三、二五〇	三三六、九八〇
百分比	一〇〇	六四	二三	一四

備考—(1)及(2)は、官廳貸付の備考に同じ
(3) 各年度別の貸付額は、煩に亘るを以て省略

尚ほ貸付目的の明かなるもの〻一二三を擧げると、島津忠義貸與の分は鑛山資本であり、杉山岩三郎の分は常平局米穀買收資本であり、[45] 嶺眞與の分は恐らく貿易事業に對する助成金であらう。[46] 個人貸付に於ても、會社貸付と同樣未納額の多いことは、注目すべきである。

(45) 「準備金貸出金內譯表」
(46) 「松尾家文書」第五〇號

七、結　　言

明治維新と共に、封建社會は一朝にして崩壞したが、それと同時に封建的なる經濟組織迄も全くなくなつて了つたわけではなかつた。舊經濟組織が改革され、新經濟組織が受け入れられ、それが正常なる資本主義的發展の軌道に乘るためには尙ほ多くの年月を要したのである。所謂銀行會社及人民貸は、かゝる過渡期にあつて政府が民間の金融・貿易其他主として大資本を要する事業に融資したものであつて、我國資本主義の發展途上に於ける溫床として、我國資本主義育成の糧となつたものである。銀行會社及人民貸の本質は、他の勸業貸付等と同樣民業の振興・新産業の助成・外國貿易の勸奬等にあつて、利殖の如きは第二段の問題であり、未納金の多いことも或程度迄は餘儀ないことであつた。從つて、明治二十四年第一回帝國議會に於て大藏大臣松方正義は『元來政府が貸下金をなしたるは、敢て利殖を計るが爲めにあらざるを以て、利引の爲めに貸下元金を減じたるものに至りては、之を補塡するの意あるにあらず』云々と說いてゐる。(47) 以て、その意圖する處を推する

ことが出來よう。

思ふに銀行會社及人民貸は維新以後我國資本主義社會がかくも圓滑に育成する上に誠に缺くべからざる溫床であつた。この溫床に依つて我が金融資本は安全に保護され、海運事業は發達し外國貿易の基礎が築かれ、更には海外發展の第一歩が印せられたのである。蓋し我國の如く封建社會より資本主義社會へ急激に轉換せねばならぬものにあつてはそれに隨伴する摩擦を減殺するために一時かくの如き溫床を築くことは誠に必要なることであつたと言ふべきであらう。

(47) 「國庫準備金及貸付金等に關する質問に答ふる書」

明治初年の官營農業試驗場

津下剛

一、緒言

明治初年に於ける農業政策の技術的指導部面として登場した官營農業試驗場は、明治十七年九月卽ち「興業意見」が太政官に呈出される三ヶ月前に印刷された「農政計畫圖表解說」(未定稿)にある如く『其目的トスル處ハ農業ノ全體若クハ其地ニ固有セル重要物產ノ改良ヲ圖ルニアラスシテ、往々新奇ニ馳セ好ニ涉ルノ弊』があつたのである。[1] それは當時一面に於て——後では方向轉換が行はれたが——本邦固有の農業を改良、漸進せしむ可しといふよりは、寧ろ卽決的に泰西農業の普及・促進を目的とするために、先づ以て名稱は試驗と稱しても實は珍奇なるものを試みその模範を示すといふ云はゞ先走り過ぎた感があ

つたのである。內藤新宿試驗場とその亞流たる三田育種場同じく三田農具製作所及び開拓使官園はそのやうな運命の下に生れた。このことは尙明治四年五月に勸農寮より東京府に呈出した農業試驗地設立の目的に『西洋各國ノ穀類ヲ始メ菓子(木ノ誤)等有益ノ分御國內ヘ繁殖爲致度見込ヨリ、歐州之法ニ傚ヒ、先ツ試驗地ヲ設ケ追々施行イタシ度、就テハ府下人民ノ耳目ヲモ開化ニ爲進度譯ニ付、右試驗場ノ義ハ』人通り多き場所又は人家稠密の所に設立せんとその候補地を物色したことによつても察することが出來よう。(2)

斯くてその年十一月米國より農具並に穀菜・果樹の到着するや、これを巢鴨御用地に移したが、如上の目的に適ふ場所として檠地織田信敏邸(六九七坪)・本所柳島本多忠伸邸(二、〇〇〇坪)・同横川通牧野康民邸(三、三〇〇〇坪)・同猿江稻葉正善邸(三、六七七坪)・深川富川町元桑名藩邸(一、一七五坪)の各上地となつてゐたものを試驗場となし、農具置場を設けた。(3) その後試驗地の分散するもの十餘ケ所に及んだが、このやうに各地に散在することは實際上不便なるを以て、五年十月勸業課に試驗場掛を設け、試驗場を一括して一ケ所に纒めることゝなつた。(4) 卽ち新宿に在る內藤頼直邸約九萬五千六百坪を買收し、內藤新宿試驗

場と稱した。斯くして最初の試驗場の設立さるゝや、翌年一月勸業課中の分科を十係に分ち、試驗場係長として岩山直樹（後に敬義）を任命し、七年一月より植物・種苗を各府縣に頒ち、一般希望者に賣却すると同時に、洋牛馬羊及び農具貸與を行つた。同年三月試驗場内に農務課を設け、農學・編輯・開墾・養蠶・樹藝・牧畜・本草・分析・蟲學・種庫に分掌し、植物試驗地條令を定め、場内に農事修學場設立の議を決した。次いで勸業寮支廳と改稱す。十年三月勸農局に屬して植物・動物・農具・養蠶・製茶・製紙の試驗を行ひ、六月には試驗場狹隘のため三田四國町に種苗地を擴張し、これを三田培養地次いで三田育種場と稱した。十二年五月試驗場の禁苑となつて宮內省所管に移るや、場內の農具部・孵卵部はこれを三田育種場に、農產製造部は農學課に、製絲部は富岡製絲場に分割され、試驗場としての機能は停止されて三田育種場が新しく脚光に浴することゝなつた。(5) この中の農具部が三田農具製作所となるのである。

二、內藤新宿試驗場

内藤新宿試驗場は上述した如き經緯を以て、農業に關する利害得失を試驗し、農産興殖の原理を講究するを目的とするものであるが、今各部門の取扱ふ分野を『處務條令』[6]によつて示せば次の如くである。

植物掛

一、人世必用ノ植物ハ内外ヲ論セス其良種ヲ撰擇シテ之ヲ樹藝シ其培養耕轉ノ法ヨリ虫害防除採收獲藏等ニ至ルマテ從來稱用スルノ法ハ勿論近今ノ發明古來ノ傳説等一切之ヲ實地ニ經驗シ其利害得失彼是古今ノ比較共精細ニ登錄シ他日全成ノ上之ヲ各地ニ報告シ一般農業ノ進歩ヲ助クルヲ以テ主眼トス。

一、試驗地ヲ區分シテ一田六園トナス。

第一稻田・第二穀菜園・第三草木園・第四各用植物園・第五牧草園・第六藥草園・第七用材園

(以下略)

動物掛

一、人世有益ノ禽獸蟲魚等育養法ノ利害得失ヲ經驗シ特ニ最モ必要ナル牛馬羊ノ良畜ヲ豢養シ其骨格種類良否ノ鑑別其他治療術及ヒ傳染病豫防ノ方法或ハ睾丸切斷等ノ事ヲ講究スヘシ。

一、搾乳及ヒ製酪羊毛剪刈等ノ手術ヲ研究スヘシ。
一、諸種ノ孳尾ヲ乞フ者アルトキハ何ノ飼畜ニ不限速ニ交換セシムヘシ。
（以下略）

農具掛

一、內外農用諸器械ノ便否得失ヲ研究シ至便ノ良器ヲ製造シ耕耨收穫ノ勞費ヲ省キ農益ヲ興起スヘシ。
一、農器ノ使用ヲ質問スルモノアルトキハ懇到ヲ盡シテ敎授スヘシ。
一、試驗ヲ經テ輕便有益ノ器具ナルハ之ヲ登錄シテ編纂課ニ送致シ報告書ニ編入スヘシ。

養蠶掛

一、數種ノ蠶ヲ育養シ其得失ヲ經驗シテ繭絲ヲシテ益純良ナラシムルノ術ヲ講究スヘシ。
蠶病ノ發スル原因ヲ審ニシ之ヲ豫防スルノ方法ヲ講究スヘシ。
一、桑樹ノ適否ヲ經驗シ其原理ヲ研究スヘシ。
一、各地方養蠶ノ習慣ニ於ル其可否得失ヲ明辨シテ其拙劣ナルニハ之ニ善良ノ養法ヲ開示スヘシ。
一、（以下略）

製絲掛

一、水車器械ノ製絲所ヲ建設シ其製絲ノ品位器械ノ便捷ヲ審ニシテ實理ヲ開示スヘシ。
一、工女ヲ雇入レ製絲ノ業ニ黽勉從事セシムヘシ。
（以下略）

製　茶　掛

一、茶書各種ノ製法ヲ經驗シ益良製ナラシムルノ手術ヲ講究スヘシ。
一、各地產茶ノ多少良否ヲ審ニシ其品種ニ從ヒ製法ノ得失ヲ研究スヘシ。
一、海外飮用ノ嗜好ヲ審了シ我カ製法ノ適否得失ヲ講明スヘシ。
一、從來無用ニ屬セシ山生ノ茶ヲシテ製法ノ術ヲ講究シ有益ヲ天產物タラシムヘシ。
（以下略）

以て試驗場の使命を察するに足りるものであるが、このまゝの使命・目的の線に沿ふて實行されたとは云へない。それは設立後間もなくして襲ふた方向轉換の前に脆くも挫折してしまつたのであるから、實際上の效果は藉すに年月を以てしなければ不明だからである。亦これ等の中で最も意を用ひ、心を盡したのは果樹・穀菜に關する分野であつた。吾吾はこの部門に關して當時の政策の實體の一端が明瞭に描き出されてゐることを知る。何

故ならばこれ等のものは在來種の試驗・改良といふことよりは、その中心は西洋種そのままの栽培法に從つて可なり無差別に促進した點にあつたからである。

洋種果樹類の輸入・試植は明治初年早々より着手されてゐるが、七・八年には在米桑港領事の手を通じ Sugar-Maple・Hop・釀造用葡萄・各種の Berry・Orange・Lemon・製麵麴用麥各種が輸入された。爾後相繼いで或は支那より葡萄・苹果・柿・梨・桃等を始め、濠國より櫻桃を、香港より Mangosteen 等を致送せしめて試植し、七年以後に於ては各府縣に分賦すると同時に、時に溫熱帶植物は三田育種場が設立されてからではあるが、適當の場所に試驗場を新設した。神戶阿利襪園・播州葡萄園の如き、或は小笠原島に於ける幾那・胡桃・茄菲・覇王樹(Cactus)・護謨・明石屋樹(Acacia)の如きこれである。[7] 各府縣への配頒は大體果樹としては桃・苹果・櫻桃・梨・葡萄・李・フサスグリ・スグリ・無花果・榲桲・杏であり、穀菜類では米國產大茄子・菾菜(フダンサウ)・豌豆・玉蜀黍・蕃茄(トマト)、英佛國產甘藍・玉葱・瑞典蕪菁の他大小麥・燕麥・裸麥等であつた。[8] これ等の果樹——穀菜類の種類は七十有餘、三百餘種に上つてゐるが、この試驗場の分と後の育種場の分との輸入品目は「舶

來穀菜要覽」に詳かである。[9] 以上の果樹の中で現在各府縣の特産・名産となつてゐるものに、岩手・山形・靑森の苹果がある。何れも明治八年配分された苗樹に胚胎してゐる。岡山・神奈川の桃もその淵源はこゝにあるし、山形の櫻桃は明治九年縣令三島通庸が、開拓使より苗を取り寄せ千歳公園の一部に栽植したのが始まりで、米澤地方の士族敷地内に栽培されしによる。[10] 併し乍ら我國に於て古來より有名であり、一般に賞美され亦決して外來種に劣らなかつた梨・柿・李・枇杷・葡萄の一部の如きは、外來種の普及は論外であつた。在來種の品種改良は後年に起つたことであつて、外來種そのものゝ栽植は在來種に壓倒された。以上の中で葡萄は特に歐洲産は始め釀造用として輸入され、このために播州葡萄園も設置されて釀酒に着手したのであるが、[11] 改良・普及をみずして中止され、米國種の一部が生食用として殘された。靑森縣中津輕郡藤田葡萄園より、朝廷へ獻納の榮を賜つた Black-Hamburg 種は異例に屬する。[12]

穀菜類は前にも一寸觸れたが、小麥の如きは明治十年ロンドンに於て品評せしめんとしたこともあるが、輸送途中腐敗してしまつた。穀物は麥類を中心として一部カロライナ

米・大唐米・瓜哇米が試驗され、これを我國從來の栽培法に從つて試植したものであるが、米に關する試驗は農商務省設立後本格的に着手されたものである。それは外來の園藝作物を中心とした當初の十數年間は、米を省みる餘裕がなかつたからである。古いものより新しいものへの傾向はこゝにもみられる。從來の栽培法と云へば蔬菜類の一部もこれに倣つたものであつて、明治七年十月には試驗場育成の種子を東京・福岡を除き全國二府五十二縣に頒布し、その風土・氣候に適するや否やを試みたことがある。それは Oats・Cabbages・Egg-plants・Tomatos・Indian-Corn・Peas・Beats 等である。尙この他に印度藍・西洋茜の如き染料作物を始め、米國產陸地綿・海島綿及びエジプト綿、或は支那苧麻・亞麻の如き纖維作物、蔬菜類としては以上の他 Asparagus・Mustard・Onion・Turnip があり、藥草・香辛料としての Artichoke・Sage・Horse-radish があり、牧草として Parsnip・Orchard-grass・Clover・Alphalpha 等がある。而してこれ等はその一々について懇切を極めたる栽培方法・用途を記し、或場合には實地指導者を派遣して奬勵すると共に、一定の用式によつて、その結果を報告せしめた。(13)

以上は舶來の果樹・穀菜についてゞあるが、尙この他に試驗場としては非常に消極的ではあるが在來有用種の科學的硏究にも乘り出さない譯ではなかつた。例者熊本・鹿兒島・長野・靜岡各縣に於ける黃櫨・ジャボン・胡桃・鴈皮木・椶櫚・櫻島大根・國府煙草・ボンタン等の如きこれである。この中で煙草・桑・茶は外國貿易を目的とした主要輸出品として可なり力を盡してゐる。煙草は米國種 Florida・Maryland・Connecticut・Kentucky を中心としてこれに米國より輸入した Havana・Cuba・Turkish と Smatra・Russia 種とを加へて岡山・鹿兒島・栃木各地の古來有名なる產地に試植せしめると同時にその地葉及び內地各地產葉との比較硏究を行はしめた。これ亦試驗場廢止後數年經つてからではあるが試植人を指定して一定の用式の下にその種類・反別・移植及收穫期日・培養方法・摘芽・收穫高等を詳細記入せしめて申告させた。(14)

當時代の最大輸出品の一としての生絲改良のため、蠶桑及び製絲に關しては特別に注意されてゐた。その最初は明治七年豐岡・新潟・筑摩・長野・滋賀・熊谷・福島・置賜・宮城・山梨の古來より養蠶地として有名な各地の桑苗一縣宛千百本、蠶種紙一枚分宛を試驗

場に取寄せ、桑苗の上中下・早晩の品別、地名・培養方法等を取調べ、且熟練の農夫一名宛六ケ月間雇入れ、このために新に試驗場内約一萬坪を開墾し、その苗圃に充てた。これと同時に清・伊・佛・澳の外國種桑苗の試植を行ひ、各種の養蠶法及び蠶病の實驗を行つた。特筆す可きことは蠁蛆豫防であつて、明治九年九月ミラノに於ける第五回養蠶大會に於て、その檢査方法を發表してゐることである。このことは餘りに技術的に亙るから省略するが、大體蠶室を淸冷・淸溫・盛熱・濕暖・病蠶・乾寒・濕寒の七育室に分け、各室亦二三より十二の部門に分けて各國・各地夫々の蠶卵を實驗した大掛りなものであつた。[15]家蠶の他に天蠶の飼育も講究された。その對象となつたのは長崎縣南安曇郡有明村の小穴與市の天蠶飼育法であり、これより先き五年八月には大藏省より「山蠶飼養方法書」も頒布されてゐる。製絲に關しては當時各地に製絲場設立の氣運が勃興してゐた時ではあるが、未だ大多數は從來の手取・坐繰による方法を採用してゐたので、このために起る粗惡品を止め、器械製絲を普及せしめんとして試驗場內に各府縣より生徒を募集して傳習せしむると同時に石川縣その他には敎師を派遣した。明治十年のことである。この時の試驗場內に

設置した撚絲機械は純然たる國產品であつて、動力には洋式模倣の水車を用ひた。而して製絲過程は繰製・撚製の二部に分れ、前者はイタリーの方法に倣つた。結果としては見る可きものはなかつたが、翌年の暮には撚絲を以て桐生の職工に織らしめ、三井物產會社の手を經てフランスに輸出してゐる。[16]

製茶に關しては紅茶の製造であつた。明治八年四月淸國人姚秋桂・凌長富を雇入れて支那式による紅茶及び綠茶・烏龍茶等の製法傳習であるが、これと同時に肥後・豐後地方の山茶の利用が講ぜられた。この事は亦當時行はれてゐた士族授產事業と關聯する。亦局員多田元吉を印度に派遣し、彼地の實況を視察せしめ併せてその焙煉法を習得せしめ、これを製茶掛に於て實施した。[17] 多田は右を基として「紅茶製法纂要」及び「紅茶說」を著はし、十一年前者は勸農局より出版された。

染料に就いては前にも一言觸れた如くに西洋茜 Madder・印度藍 Indigo-plant の試植・製造が行はれ、傳習生を養成すると共に西南地方の暖地に栽植が奬勵された。小笠原諸島に於ける呀囒蟲飼育も洋紅染料を目的としたものである。[18] これ等と同時に試驗場內に於て

在來種としての鹿兒島縣大島產の山藍より靑靛を試製しロンドンに於て品評せしめたこともあつた。[19]

織維作物としての麻類及び各綿種の試植は好結果は得られなかつた。

畜養は殊に牧畜としての牛馬羊の飼育は嶺岡を中心とする牧場に於て主として行はれ、試驗場內に於ては單に牛酪を製造したのみしか記されてゐない。唯家禽に於ては始めて人工孵卵が試みられた。指導者は明治九年招聘した陸享瑞・仇金寶である。支那孵卵方法であるが、成績は可なり惡かつたと記されてゐる。この人工孵卵の動機は肉用鷄の蕃殖に在つたが、鷄に換ふるに發育の早い家鴨を以てしたのは、大久保利通が北京談判の歸途臺灣に立ち寄つて本島人の人工孵化の實況を視察したゝめだと傳へられてゐる。[20] この人工孵卵を擔當したのは勸業寮員衣笠豪谷であつて「人孵卵圖解」を著述した。

以上の他內藤新宿試驗場に於て實驗を試みたものに彼の有名な津田仙の媒助法がある。即ち「農業三事」の第三に示されたる『人工を以て草木の實を結ばしむる事』であつて、津田は濠澳ウキーン郊外に於て發案者荷衣伯連 Daniel Hooibrenk 及び博覽會事務官田中

共男と共にこの花粉交媒を麥類を以て實驗し『芟苅ノ期ニ至リ、尋常成熟ノ麥ト比較セシニ、果シテ倍量ヲ得』再びこれを葡萄に試みて『一根樹ニシテ其果ヲ結フコト三百三十餘把ヲ得タリ。荷氏ト共ニ之ヲ博覽會果實列品場へ携ヘシニ、看者皆培養ノ驗アルヲ駭嘆セザルナ[21]』き好成績を得たのであるが、この試驗場に於ける實驗は餘り芳しくなかつた。明治八年十二月の『媒助比較表』には、津田の記した各種の媒助方法によつて交媒を行つたのであるが『早稻及ヒ田稻媒助法相施シ收穫ノ上比較表編製候處充分ノ試驗ニアラサルヲ以テ』世に示すことを止め[22]、次いで九年・十年にも實驗されたが、當初の十ケ年實驗計畫は、試驗場廢止のために充分の結果をみることが出來なかつた。

抑も斯く媒助法を實驗するに至つた動機は、津田が歸國後この方法を勸奬したゝめ全國各地に波及するに至り、津田の手下には彼自身創設した學農社に於ける實驗と各地よりの報告も可なりの好結果を以て集められた。然るに勸業寮雇外國人 G. Wagner はこの方法に辯駁して『右媒助法ハ徒ラニ勞力ヲ費シテ之レヲ償フ功驗ナシ』として歐洲に於ける實驗の結果を建言した。このため當局は英佛米獨の四國駐在公使に訓令して各國農學者の意

見を求めたのであるが、これを得ること能はず、これについで再びフランス政府の實驗成果がWagnerより呈示され、これが反譯されて『禾花媒助法廢棄の件』と題して廣告された。こゝに於て當局はその利害得失を論斷する能はず、世人は『一層腦髓ヲ困苦セシムルニ至ル』故に、これを實驗して廣く世人に開示せん意圖を抱いてゐたのである。たま〳〵これに應じて津田は建言して『媒助法ノ如キハ利害ノ未タ判然タラサルモノナルヤハ計リ難シト雖トモ、各府縣下ヨリ私方マデニ致シ來ル處ノ諸表ニ依ルトキハ十ニ八九迄ハ利益アリ、卽チ別紙實驗表中ニ記スガ如ト雖トモ、若ヤ此法ノ果シテ利益ナルニ於テハ、私ニ於テモ此法ヲ以テ世人ニ勸奬スベキ理由ナシ、冀クハ政府ニ於テ諸府縣中然ルベキ處ニ五六ケ所ノ實驗地ヲ別段御設立被爲在速カニ當秋ノ稻花ヲ以テ精細此ノ法ヲ御試驗ニ相成度』旨を願出でたので、上述した如き試驗場內の實驗となつたのである。(23)

以上內藤新宿試驗場內の內容を概觀したのであるが、この試驗場も創立以來僅かに八年にして廢止され、各部門は分割されて夫々の場所に受繼がれた。

三、三田育種場

三田育種場の設立は内藤新宿試驗場の一部分としての培養地としてつくられたものであるから、その目的は全く同じである。この事は次の設立伺が物語つてくれる。(24)

『當省勸業寮ノ儀ハ章程ニ照シ漸次著手可レ致筈ニ候處、最本邦緊要ノ農事從前勸奬ノ道不ニ相立ニ彼是熟按仕候處、各地土質氣候ノ異ナル、素ヨリ一齊可ニ相成一筈ハ無レ之候得共、數百年割據ノ餘習、或ハ管見ニ安ンシ古習ヲ墨守シ、耕耘ノ精粗農器ノ便否、及ヒ種物ノ得失等、都テ講究試驗ノ術不ニ相立ハ、將來進歩ノ目的一切無レ之ノミナラス、時制ノ變換モ有レ之事ニ付、更ニ牧畜樹藝本草養蠶等内外ノ別ナク農事ニ關スル一般ノ手術ハ勿論、種品ノ良否、樹藝ノ得失、培養ノ利害、器械ノ便否ニ至ル迄、著實精徹ニ試驗ヲ盡シ、之ヲ全國農事ノ模範ト爲シ、逐次各地方ニ推及セシムルニ非サレハ、到底億兆因襲固著ノ陋拙ヲ破リ、自然活目進歩時勢適當生産富殖人民安生ノ域ニ至リ中間歟、至急至大ノ要事ニ付粗目算相立候處、租税寮ヨリ引次相成候駒馬野ノ儀ハ、園圃牧場ニ

必要、且内藤新宿出張所ニ於テハ内外穀菜樹木總テノ植物試驗候得共、地味瘠薄必需ノ種品中往々不適當ノ物品不㆑尠、然ルヲ强テ樹藝候共、徒ニ肥養人力トモ多數ノ冗費ニ涉リ、要スルニ試驗ノ實效難㆓相立㆒ノミナラス、前般陳述仕候通、各地方推及ノ順序ニ於テハ、必ス各地方ノ農夫ヲ召集、混耕互ニ其所長ヲ盡サシメ、實地ニ著テ其事理ヲ講習研究セシメ、練熟歸鄉爲㆑仕候得ハ、自然各地方ノ耳目ヲ一新シ、全國農業進步ノ基始テ爰ニ相立可㆑申、然ルニ於テハ場所ノ狹隘地味ノ不適當トニ依リ、何分其術ヲ盡ス能ハス、依テ不㆑得㆑已事㆓別ニ良地ヲ精撰、充分試驗ノ實相立候樣仕度、諸所取調候處、第二大區小八ノ區三田四國町一番地凡四萬坪餘、代價凡三萬圓餘ノ地所ハ素ヨリ適當ノ土地ニテ、地主共ヘ熟談粗相整候間、精細取調濟ノ上、總地坪御買上ノ儀可㆓相伺㆒ノ處、右ノ內福島嘉兵衞外三人所持地三萬千四百二拾九坪五合、此沽券金壹萬九千貳百五拾三圓ノ分ハ、當人共於テ聊無㆓差間㆒熟談相整候、然ル上ハ下ケ金遷延相成候テハ不都合ニ付、先示談相整候分ヨリ下ケ金致遣度候間此段至急御決議有㆑之度、當今御用度多端ノ際ニハ候得共、農事進步生產滋殖全國一般鴻益ヲ興シ候大基本ニ付、御許可ノ上ハ御出

金ノ儀大藏省へ御下命有レ之度奉レ存候、尤殘地御買入ノ儀ハ素ヨリ、各地方農夫召集ノ順序、及實際著手ノ方法ハ、引續詳細取調相伺候樣可レ致、依レ之略圖相添、此段相伺候也』

この設立運動裏面の立役者は前田正名氏であつたと云はれる。こゝでは主として嘗つての培養地たる名稱が示す通り、新宿試驗場と後に述べる開拓使官園第二號試驗地に於て栽培された西洋蔬菜を主とし花卉の試植を行つたものである。そして既述の如く、十二年五月新宿試驗場が廢止されてからは從來の培養に關する部門に孵卵部・農具部が移され、農具部は後に獨立して三田農具製作所となつた。

三田育種場の本格的の活動はその獨立後卽新宿試驗場廢止後である。唯その活動は全く試驗場の延長されたものに過ぎない。種苗交換會が開かれたのはその唯一の特長である。果樹・蔬菜・牧草・穀菽等輸入は新宿時代よりも活潑に行はれた。そして小麥移植に於ては始めてフランス式が採用され、好結果を得てゐる。(25) 又この移植法によつて濠洲・米國・ニユージーランド・英國種等各種の試驗が比較された。(26) 蔬菜中注目す可きは玉葱の良種改良・普及があり、馬鈴薯は殊に意を注いだらしい。何れも英佛米より輸入されたものであ

る。玉葱十五種、馬鈴薯三十七種が擧げられる。[27] 而して當場の目的の一は種苗の頒布に在つたから『民間普通ニ購求シ難キ種苗』[28] を各地に分賦するため十一年二月始めて種苗交換會を春秋二度開くことゝしたが、希望者多數のため十三年度より毎月會市を開き、何人に限らず動植物及農產製造諸品其他肥料・農具・馬具等の交互賣買をも許可し、自らその事業を促進せしむることゝした。十五年には種苗交換の利便を圖るため「府縣老農名簿」を作製して發行した事がある。[29]

農具の製作・貸與は既に明治二年より行はれてゐたのであるが、育種場內に四千餘坪の地を劃して機械場・鍛鐵場・木工場・機械陳列場等を新築し、三田農具製作所として獨立した後本格的の活動にはいらんとした。併し乍ら惜む可きは農商務省の設立と共に臨時事業となり、二十年燒失後は拂下げられてしまつたが、その短い期間に我國農具界に與へた影響は沒してはならない。この三田農具製作所については筆者は既に發表した所がある。[30]

農商務省の設立と共に當時の多くの啓蒙的目的を負ふた多くの官營事業は臨時事業となつて後拂下げられた。三田育種場も農具製作所もそれ等と運命を共にした。元來臨時事業

とは『時々廢興スルモノニシテ、官ノ永ク之ヲ執ルモノニ非ス、唯人民ノ容易ニ着手スルコトヲ得サルモノニ就テ、其設置試驗ヲ爲スノミ』であり『其利確着ニシテ人民ノ氣嚮該業ニ傾向スルノ日ニ至レハ、官設ヲ要セサルモノ』だからである。[31] 斯くして育種場は大日本農會に繼承された。

四、開拓使官園

以上述べた內藤新宿試驗場及びその後身としての三田育種場が所謂內地の農業を目的としたのに對し、當時唯一の植民地とも云ふ可き北海道の開發を目的としたものとしては、明治四年九月に創立された開拓使官園がある。この官園は東京青山南町七丁目松平頼英・同北町七丁目稻葉正邦・麻布笄町堀田正倫の諸邸を開いたものであつて、南町（三七、〇〇〇坪）を第一官園（又は第一號農業試驗場）、北町（五〇、〇〇〇坪）を第二官園（第二號農業試驗場）、笄町（四七、〇〇〇坪）を第三官園（第三號農業試驗場）と稱し、九年三月には土地狹隘のため新に笄町地續及び青山北町地續を買收して第二・第三號試驗場を擴張した。

これより先き北海道開拓使（北海道開拓使と稱するのは樺太開拓使が設立されてからである。その以前は唯開拓使と稱した）が設けらるゝや、三年十月太政官中の使員を廢し、小網町稻荷堀に北海道産物會所が設けられ、四年八月樺太開拓使を合して小網町出張所を芝增上寺境内に移した。開拓使が東京に駐在してゐたのは、事務の都合と物產販路開進の便法に出でたものである。斯くして官園の開かるゝや、牧畜・樹藝の取扱人詰所及び牛馬羊豚舍を第三官園に築き、開拓使官園の第一步を踏み出した。

元來この官園の目的は全く北海道開拓を目的としたものであつて、外來の動植物を直ちに北海道へ移植する時は風土・氣候のため或は不測の憂起らんことを恐れて先づ東京に於て試驗し、後に至つてこれを七重試驗場に移し、漸次北海道各地方に及ぼさんとしたゝめであつた。これと同時に假學校を出張所内に設け、洋式農具の操作・牧畜・樹藝の栽培を傳習せしめ、一定の課程修了後これを全道各地に派遣して指導者たらしめんとしたのである。このために五年以降各種の果樹・蔬菜類が輸入されたのであるが、こゝに於ては主として米國式を中心としたものである。これは隣り合せに存在した新宿試驗場が歐洲式を採

用したのに對照的である。六年以後の購入外來種花卉百九種、果樹二百三種と云はれるが、大體に於て第一・二號試驗場は果樹、蔬菜を主とし、第三號試驗場は牧畜・牧草・蔬菜に中心を置いたものである。併し乍らこの官園も十四年五月には先づ第一・二號試驗場が拂下げられ、十五年三月開拓使廢止と共に第三號試驗場は禁苑となり宮內省の管轄するところとなつた。

先きに一言觸れた學校は東北帝國大學及び北海道帝國大學の濫觴をなすものであつて、駒場農學校が東京帝國大學農科大學の前身をなすのに比べられる。この開拓使學校は八年六月札幌に移轉されたが、その目的は云ふ迄もなく北海道開發にあつた。十四歲より二十歲迄の男女・四民を論ぜず入學を許可し、普通・專門の二部門に分れた。普通部を經て專門部に進むものである。人員は官費・私費共に六十人を定員とし、官費は十年、私費は五年卒業後北海道開拓に從事する義務があり、女子は必ず北海道在籍者に嫁す可きことを誓約せしめた。科目は單に農業を主とするのみならず化學・器械・鑛山・建築に分れ、專門部に於てその好むところに從はしめて選擇さした。云はゞ綜合的に分野を定めて北海道開

拓の戰士を養成せんとしたのである。殊に注目す可きは舊土人の男女を就學せしめたことである。併し乍ら彼等アイヌは五年五月入學を許され乍らも七年七月には歸鄕せしめられてゐるから、その效果幾何なりしやは云ふに足らない。そして上述した如く學校全體としても八年六月には專門部を開講することなく札幌に移轉せしめたのであるから、全體としての結果も不明である。(32)

五、結　言

明治初年卽ち農商務省設立迄に我國農業技術界の指導機關として設立されたのは以上の三である。この三つの中內藤新宿試驗場と三田育種場とは歐洲式、開拓使官園に於ては米國式が採用されたと云はれるが、これは判然と區別されたものではない。御雇外國人や指導者の習學場所及びその影響によつて大體さう見られるだけであらう。一番よく分ることは輸入作物の輸出地をみるのがよい。「舶來穀菜要覽」によると、例者小麥九種中米國種三、佛國種一、濠洲種三、澳國種二となつてゐるし、大麥六種中米國種一、英國種三、佛

國種一、濠洲種一となつてゐる。そしてこれが米國種は必ず開拓使官園に、歐洲種は必ず試驗場・育種場にといふ風に分けられたのでもない。而も歐洲と云つてもその中心は英佛兩國であつて、これは米國と共に我國の當時の對外關係のより密接な國々である。それと共に當時開催されてゐた博覽會の主催國のものが數多く輸入されてゐるのもその時の便宜に從つたものである。

無差別なる慫慂は必ず方向轉換をしなければならない。この事實は十四年後の農商務省の政策にみることが出來る。斯くして試驗場——開拓使官園は目的に於て異る——はその終幕を、早かれ晩かれ閉づべき運命にあつた。それは「農政計畫圖表解說」にある『各地試驗ノ第一ニ主眼トスヘキハ動植物ノ新種ヲ養成スルニ在ラスシテ、日本農業法ノ良範適例タルヲ以テ自ラ任スルニ在リ、故ニ或ハ外國ノ農具ヲ用ヒ或ハ外國ノ耕作法ニ從ヒ、以テ日本ノ耕作法ニ改進ノ道アルコトヲ指示セサルヘカラス、且試驗場ハ日本ノ農具ヲ用フルモノニ比スレハ巧好ナル農業ヲ營ミ良好ナル結果ヲ得ルコトアルニアラサレハ、農民ヲシテ意ヲ試驗ニ注キ信ヲ歐洲ノ耕作法ニ置カシムルコトヲ企望スヘカラス、若然ラズシテ

徒ラニ外國ノ植物ヲ培養産出スルニ止ラハ、豈能ク農民ヲシテ心服セシムルコトヲ得ンヤ、故ニ唯日本固有ノ五穀果實等全國人民ノ頼テ以テ生存スルモノヲ産殖スルニ、之ヲ舊方ニ比シテ其勞力ヲ減シ、其産額ノ増スヲ明示セハ、農民始メテ農業法ノ改良ニ奮勵スルニ至ラン、然ラサレハ決シテ改進ノ期ニアラサルヘキナリ』との Wagner の言葉は試驗場最後の臺詞としてふさはしいであらう。

立地的な農業の條件は、中央試驗場の他に各地個別的な試驗場の綜合的組織の下に研究さる可きである。斯くてこそ農業の前途は開けて行く。これ以後の農事試驗場の設立はこに意義を見出す。それは決して新しいものへの欲求のみではなくして、古いものゝ新しい樣式への適合である。

（1）拙稿「明治最初の農業政策設計」（經濟史研究第一四卷・三號）參照。
（2）筆者藏。
（3）「大日本農史」今世。「勸農局沿革錄」。筆者藏。前掲拙稿參照。
（4）「東京市史稿」遊園篇第四、四六四頁。「大日本農史」今世。
（5）「大日本農史」今世。「勸農局沿革錄」。

(6)、(8) 筆者藏。
(7) 拙稿「神戸阿利襪園と播州葡萄園」(經濟史研究第一七卷・四號)・前揭拙稿參照。
(9) 筆者所藏のものは明治十八年二月大日本農會三田育種場刊行になるものである。これより以前即ち明治十四年七月「舶來穀菜目錄」、十六年三月「改訂增補舶來穀菜目錄」が育種場より刊行されてゐる。
(10)、(12)「明治園藝史」の『明治年間の果樹栽培史』參照。
(11) 前揭拙稿。
(13)―(16) 筆者藏。
(17)「大日本農史」今世。筆者藏。
(18) 前揭拙稿。
(19)、(22) 筆者藏。
(20)「大日本農史」今世。筆者藏。大野史朗「農業事物起元集成」。
(21) 同書上卷序文。
(23)『禾花媒助法實驗地創立利害得失決議津田仙申立書』・『津田仙上申書』
(24)「太政類典」
(25)『明治十四年小麥移植法並ニ選種ノ試驗』
(26)『外國名種小麥試作ノ景況』

(27)「舶來穀菜要覽」
(28)「農政計畫圖表解説」・「法規分類大全」官職門七—九　内務部二。
(29)同上。筆者藏。
(30)拙稿「明治初年の輸入農具について」(經濟史研究第一一卷・一號)
(31)筆者藏。
(32)前掲「東京市史稿」四二二—四三〇頁。「北海道志」。

株式會社の發生と「株仲間」

松好貞夫

一

我國に於ける株式會社の發生に就いては、菅野和太郎博士の「日本會社發生史の研究」に詳かである。即ち同書に據ると、明治二年東京・京都・大阪その他の地に設立せられた通商會社・爲替會社が、我國に於ける株式會社企業の最初のものであつて、此等の會社は、資本の證券制、重役制、有限責任制等の點に於いて、株式會社としての組織を備へてゐた。兩會社は設立後幾くもなく失敗に歸したが、これに次いで設立せられた國立銀行こそは、株式會社形態として最も完備せる體系を採つて現はれたものであるといふ。

併し乍ら、苟も株式會社企業の發生、又は其の發展を、明治時代經濟史の問題として取

上げる以上、單に通商會社、國立銀行等を經ての、株式會社發生の制度史的研究だけでは、尙ほ十分でないやうに思はれる。蓋し、資本結合の形態乃至制度の發生史的研究は、一方に於いて資本結合の人的或は社會的要素を加ふるにあらざれば、經濟發展の有機的關聯を知り得ないからである。事實通商・爲替の兩會社や國立銀行等、政府の意圖計畫の下に設立せられた輸入制度を範圍として、其の後明治十年乃至二十年頃に亙り實に多くの株式會社が、産業の凡ゆる部門に於いて、陸續として設立せられてゐるのであるが、此等の會社組織を通じて見られる資本の結合は、政府の計畫に成る模範的會社企業に比して、遙によく我國當時の經濟事情に卽してゐるのであつて、此等會社の成立發展或は沒落の事情が、本邦資本主義發生時代の眞相を物語るものであると見られる。換言すれば、通商會社や爲替會社等は、資本主義的經營のモデルとしての意義を持つものであるが、我國に於ける會社企業、卽ち資本主義經濟組織の生成・發展過程に於ける史的事實としては、寧ろ此等のモデルを模倣して現れた群小諸會社が、より重要なる意味を持つてゐるのである。

而して此の種の群小諸會社は、前に述べた如く、産業の凡ゆる部門に就いて現はれてゐ

るが、全體としてこれを見るとき、當初は金融會社が多く、次いで商業會社となつて現はれ、更に生産を目的とする會社が成立するやうになつてゐる。唯その如何なる場合にも、今日我々が見る如く、廣く株式を社會に募集するてふことは、比較的後年のことであつて、實際問題として、ある會社を組織し、ある企業を目的として資本を結合したものは、多くの場合何等かの緣故を持つてゐる者であつた。同鄕、同族、同業等の緣故がそれであつて、就中同業者がその共通の營業種目を目的として、資本を合し、社を結ぶといふことは、最も自然であり、便利でもあつて、卽ち同業仲間を母胎として成立した會社は甚だ多いのである。之れ私が明治時代に於ける株式會社の發生に對し、敢て德川時代の株仲間を拉して、兩者の間に於ける有機的關聯を探らんとする所以に外ならない。

二

明治初年には屢々株式會社と株仲間とが混同して考へられてゐたが、かゝる觀念の下に成立した當時の諸會社に就いて、從來次ぎの如き二つの解釋が下されてゐる。卽ちその一

つは、當時の株式會社は、從來の同業組合に株式會社なる新しき蓋被を纒はしめたものであるてふ見解であり、その二は、それ等の株式會社は當時既に完全なる株式會社として成立し、從つて組合とは全然無關係のものであつたと看做すものである。前者は會社構成の人的或は社會的要素に着眼せるものであり、後者は會社の形態的組織に偶目せるものである。併し私は右の兩說とも採り入れて差支へはないものと思ふ。

元來明治初年政府に依つて輸入せられた株式會社制度(通商・爲替會社)なるものは、我國の經濟が德川時代の封建制から、その後の資本主義組織に移行する過渡時代に於いて、舊來の組織とは異つた新しい經濟統制組織が必要となり、此の爲めの機關として移植せられたものである。周知の如く、明治元年閏四月は商法司が設けられ、翌二年一月之を廢止し、次いで四月に至り通商司の設立を見た。この通商司は經濟・金融の統制を行ひ、商社の設立を指導すること等を以て任務としたが、通商司の指導下に成立した諸商社は明らかに同業組合であつて、卽ち通商司は組合組織に依り經濟界の統制を企てたものであるといふことが出來る。而して通商會社・爲替會社は、通商司の下に成立し且つ主として商社を

通じてその營業を行ひしものであり、諸會社の親會社として設立せられたのであつて、今日より之れを見れば、全販聯とか全購聯、産業組合中央金庫とか商工組合中央金庫とか云ふものに甚だ近似せる組合主義的の企業組織であつた。當時の我國の産業は勿論未だ封建制の下に行はれてゐたが、外國の資本主義に對抗せんが爲めには、須く大規模生産組織を樹立せなければならない。而も機械制生産や工場制生産は當時としては未だ思ひ及ばざる所であつて、先づ從來の問屋制生産組織をその儘糾合して『會社』を作るといふことが、之れが通商會社・爲替會社となつて現はれ、又當時の識者も會社と云へばかゝるものとして認識してゐたのに過ぎない。從て通商・爲替の兩會社は、株式會社としての形式を備へてゐたが、その內容は極めて組合主義的のものであり、況んや兩會社が生品の販賣や資金の融通に依て直接補導せんとした商社なるものは組合そのものであつて、何れの點より見るも、兩會社は株式會社的モデル以外の何物でもなかつたのである。

之れを他の方面から見るに、明治初年所謂會社なるものゝ創立奬勵に際して說明せられた會社の概念そのものが、既に頗る同業組合的なものであつた。先づ福地源一郎の「會社

辨」(明治三年閏十月)によれば『會社とは總て百般の商工會同結社せし者の通稱』であり、澁澤榮一の「立會略則」には『會同一和する者の、倶に利益を謀り生計を營むもの』と說かれてゐる。殊に甚しきは政府の陸運會社創立勸誘書に謂ふ所の會社であつて、卽ち『會社とは(中略)同業之者申合、至當便宜之法を立て、系條規約を堅くし過當之利益を貪らず、又損失を受けざる樣世上の物價に比例して我職業之價を定め、假令へば大工左官より湯屋髮結に至る迄皆其の仲間に規約ありて、これを正すに年番月番と頭取あり各個自儘之所行を不許、齋く是に導かはしむるが如し』と云ひ、その同業組合と何等擇ぶことなき說を爲してゐるのである。此の如き觀念の下に、又旣述の如き經濟事情の下に設立せられた會社なるものが、その形態に似ず、同業組合としての性質を多分に含んでゐたことは議論の餘地なき所であり、此の意味に於いて、當時の株式會社なるものが會社なる蓋被を纏つた同業組合であつたと云ふ事も出來るのである。

三

立會略則及會社辨

官版

會社辨

福地源一郎譯

大藏省

辛未九月

官版

立會略則

大藏省

立會略則目次

通商會社

主意

制限

立法

社中諸務人員

爲替會社

[illegible]

立會略則目次

通商・爲替兩會社の失敗後、國立銀行を始めとして、完全なる體系の下に成立する株式會社は次第に多くなり、或は官業として、或は民間の企業として、資本主義的經營組織を採るものは漸次增加して來た。併し此の如き顯著なる例を除き、當時の我國產業には未だ問屋制度が支配的であつた。多くの產業は政府に依つて一應會社組織の必要なることを敎へられ、既に述べしが如き變態的なる會社を結成するに至つたのであるが、通商司政策の失敗は結局此等の組合的會社組織の失敗であつて、明治十年前後は生產者も商業者も共に其の歸趨に迷ひ、徒らに外國商品の壓迫に惱むのみであつた。玆に於てか、曾て德川時代に仲間又は株仲間を組織し、維新後通商司の下にかの商社を結成せる者等は、所存に相倚つて自ら株式會社を組織せんとするに至つた。之れ畢竟明治十年乃至二十年頃、各地に於いて多くの會社が續出するに至つた所以である。

試みに經濟の中心地大阪に於ける此の種會社の一例を糖業關係者に就いて見るに、我國の糖業は從來各地とも藩政權の保護を失ひしのみならず、外國糖輸入の勢に壓迫せられてその經營は頗る困難となつた。此の時に當り、曾て各地の糖業に資金を投じ、以つてその

生産を支配し、その販賣を獨占してゐた大阪の砂糖問屋は、政府指導の下に砂糖商社を結び、或は同業組合を組織し、以つて頽勢を挽回せんとしたが、固よりその目的を達することが出來ず、明治十五年には大阪砂糖會社その他二三の會社を創立するに至つた。而も此等の會社たるや、株式會社としての形態を備へてゐるものゝ、その實は會社を通じて株主各自の營業を援け、その利益を增進せんとする目的の下に設立し、此の目的の下に會社の營業を行ひしものであつて、之れと個有の營業目的を有し、株主は單に利益の配當に與るといふに過ぎざる今日の株式會社の組織に比すべくもないのである。又明治十七年頃には、全國の糖業關係者を糾合せる內國砂糖大會社なるものが大阪に設立せられたが、此の會社も亦自ら砂糖を生產せんとするものではない。甘諸栽培のための肥料や資金の貸付、荷爲替の取扱、製糖器具代金の立替等、要するに其の下に於ける砂糖關係者の營業を指導し、之れを援助せんとする一種の組合主義の金融會社であつて、必ずしも營利的生產目的の爲めに立てられた會社ではなかつたのである。それは明治三十三年以降に開業した府縣農工銀行が、同業組合的性質を持つてゐたのと相通ずるところがあるのであつた。

四

要するに明治初年に設立せられた多くの株式會社には、多分の組合主義が含まれてをり、その設立の基礎が同業組合に置かれてゐた事は否むべからざる所である。而もそれ等の同業組合たるや、多くは舊時代の仲間又は株仲間等の後身であつたから、維新後の株式會社とそれ以前の株仲間とは、此の意味に於いて歴史的に有機的な關聯を持つてゐるものと見なければならぬ。尤も常時成立した全ての株式會社が、何れも右の如き因果關係を持つてゐたと爲すことは出來ない。新しい工場制生産組織や或は金融組織等に就き成立した大規模の會社企業は、勿論事業自體が又新しいものであつて、此等の會社に右の如き關係を認むることは出來ないが、而も此等の會社企業は文字通り新式の制度であつて、少くとも當時としては日本的の企業組織ではなかつた。今日に於てすら問題になつてゐる我國經濟の封建制その封建制のまだ支配的であつた明治初年の我國に直ちに移植し、その上に打ち樹てられた株式會社に就いて見るとき、前述の如き關係を發見することが出來るのである。

而して私は日本資本主義經濟の歷史的本質は、株式會社の制度的乃至は形態的變遷の經過に加ふるに、右の如き內容的研究を以てして、始めて明らかにせられるものではないかと思ふ。

靜岡藩の組合商法會所について

上田藤十郎

一、はしがき

慶應三年十月四日、將軍慶喜は、時勢の推移を察し、大決斷を以て遂に大政を朝廷に奉還するに及び、こゝに世は王政復古となつた。次で翌四年一月鳥羽伏見の戰に敗れたる後、慶喜は密かに大阪城を脱出して、海路江戶に歸り、一意恭順の意を表した。併し朝廷に置かせられては德川氏の心事を疑ひ、東征せらるゝことゝなつた。遂に東征大總督有栖川宮熾仁親王以下の官軍は江戶に迫り、慶應四年三月十五日を期して江戶城の總攻撃を敢行せんとした。しかるに幕府の陸軍總裁勝安房と官軍參謀西鄉隆盛との折衝の結果、同年四月十一日に至つて、平和裡にかの歷史的なる江戶城明け渡しが終了せられたのである。

かくして慶喜は、恭順の意を表して水戸に隱退することゝなつた。次いで朝廷にては、同年四月廿九日、田安龜之助（後の德川家達）をして德川家を繼がしむることに決定して、同年五月廿四日、駿・遠・陸奥（後同年九月四日に至り、陸奥國を改めて三河國を賜ふ）の三ケ國にて七十萬石の大名に封ぜられた。而して水戸に在つた慶喜も亦同年七月廿三日その城下たる駿府（府中に同じ。明治二年六月靜岡と改稱す。）に海路赴き、寶臺院にて謹愼の身となつた。藩主德川龜之助は、同年八月十五日駿府に至り就封したが、時に年齡僅かに六歲に過ぎざる幼主であつた。

これより先き、德川龜之助の駿府城主たることに決定するや、同年七月二日駿府城代本多紀伊守正訥と德川家の御先御用役人との間に、駿府城及び町方ともに一切の受渡が無事終了せられ、町奉行として加藤餘十郎・中臺信太郎が任命せられた。而して德川家の駿府移封後、舊幕臣にして三千石以上の者は、概して動かず、江戸に止つて朝廷に歸順したのであるが、尙ほ幕臣にして德川家の恩顧に感じ、無祿移住を覺悟の上で、駿・遠・參へ移住せるものは、山中笑の調査によれば、府中は六百九十四人であつて、その他を合して計六

千五百七十二人に及んだといふ。但しこれは、一家の主のみを數へたものであるから、その家族を合算すれば、少くとも三萬有餘人の人數に達したであらう。(1) また徳川家の移封に伴ひ、府中は江戸の如く、繁華に赴くべしとの見込を以て、府中に入込むものも少なくなかつた。こゝに於てか、徳川家の就封に伴ひこれ等の急激なる人口の増加に對して如何なる方策をとるべきか、また八百萬石の所領を有すと稱せられた將軍家が、七十萬石の一大名として甘んぜざるを得ざるに至つた結果、これが富藩の實を擧ぐべく如何なる對策を講ずべきかは、當時の駿府藩に於ける藩民共に頭を惱ました問題であつた。以下述べんとする組合商法會所その他の施設は、その一つの著はれと見るべきものであらう。

(1) 「靜岡市史」、第二卷、三〇八頁。

二、組合商法會所設立に至るまでの事情

駿・遠・陸奥の新藩主徳川龜之助の駿府就封に先だち、まづ駿府城受取その他の準備をなすべく、御入國御先御用として、勘定奉行加藤餘十郎、目附福田作太郎その他が任命せ

られ、慶應四年六月先發として駿府に來り、城代本多紀伊守正訥との間に同七月駿府城及び町方その他の受渡を了へ、さらに德川龜之助を駿府に迎ふべく、諸般の準備に着手することゝなつた。その一端として駿府その他の豪商たる北村彦次郎・萩原四郎兵衞・勝間田淸左衞門・塚本孫兵衞・龜屋五郎左衞門の五名に對し、御入國御先御用より同年七月十日附を以て御用向を命じて、諸般の準備に當らしむると共に、德川氏移封前後に際して取るべき諸方策に關して諮問を發した。

その答申書は、「御着城御前後御急務之儀申上書」として同月十七日御入國御先御用の手許まで差出された。其内容は、新藩主奉迎、御城修理その他種々廣汎なる範圍にわたつてゐるが、就中、緊急を要するものとしては、德川龜之助就封による急激なる人口の増加に伴ふ住宅問題、食糧問題、物價賃銀問題等の諸經濟問題及び駿府の警衞問題等であつた。

また財政問題として、

『御領高駿遠陸に而七十萬石ニ被二仰出一候得共、兩國之御領高者如何難レ奉二推考一候得共、御膝元駿國之儀者、山川狹隘之地、御國内出生米ニ而者、是迄人民食料不レ足、實

者御不益之國柄、其上東海道驛次之三ヶ一程、御領國中ニ在レ之、此上莫大之御世話奉ニ懸ケニ可レ申、且不二、安倍、大井、此三大川堤御普請數ケ所御入用不レ少、況也出水多之年柄ニ至リ候而者、不ニ容易一御費用相立可レ申與奉レ存、殊更御入國ニ付而者、御城御修覆之儀、去寅年震災之節、御殿始御建物御石垣一式悉御破損相成、畢竟此度新規御築城御同樣之御普請與存、諸御屋敷御家人方御住居或者ケ所之御小屋等、都而御取建被遊候場所々、何れも地形ゟ御築立、其上御家作御成功迄に者何程之御金高掛り可レ申哉、當節御本丸始メ草木生茂、此掃除斗りニても中々以、寒膽仕候御儀、彌以上々樣方江府より御引移、御入用者不レ及レ申、御藩中樣御引越御手當何程之御儀共、下民之者共ニ而者、御員數難レ計恐入候次第、假令御移城無ニ御滯一被レ爲レ濟候共、靜寛院宮樣天障院樣奉レ始、其外重き御方々樣被レ爲レ在候ニ付而者、此御賄向夥敷、年々之御收納にて者幾程之御不足相立可レ申與、乍ニ賤民一奉ニ恐察一、歎恩至極ニ奉レ存、殊ニ元御旗本樣方始、御家人樣ニ而も御減祿被ニ仰付一候共、無ニ其御厭一押而君恩奉レ慕、御移城之御供御願被レ成候趣、粗傳承仕、然ル上者乍レ恐御分限ニ不レ拘無ニ御據一御扶助も被レ遊候御儀與奉レ存、

前顯之御次第旁々以年々過分之御不足相成候者、眼前奉ニ恐入ニ』[2]

有様であるから、藩の財政は必ずや逼迫すべきは必定である。從つて、これに對し善處すべき對策としては、まづ藩の收入增加を計り、殖産興業に努めなければならぬとの趣旨に基き、御用向は御入國御先御用に對して、「御益筋見込件々」[3]として、獻言するところがあつた。

その要旨は、まづ第一に國產物運上元會所を設立して、藩內の國產物に對し運上を課すると共に、領外移出の國產物は、すべて國產物運上元會所取扱荷として、藩の手にて賣捌き、或は藩內不足の商品就中米と交易せしめる。また藩內に於て米・味噌・醬油・野菜・薪等の日用必需品を取扱ふ問屋、仲買及び小賣商人の數を制限し、値段の不同なき樣取締るべき必要を力說したものであつた。

こゝに於てか、藩當局は、慶應四年八月國產取扱掛なるものを設けて、御勘定頭並福田作太郎、平岡四郎、山田寅次郎等をしてこれに當らしむると共に、さきに任命せる御用向を解囑し、改めて同年八月二十七日附を以て、左の如く民間の豪富なるもの若しくは商業

に巧なるものに對して、御用達を命じた。

『、今度御用達申渡上者、諸事入念相勤御益筋第一に心懸、御國産其外に付御爲可ニ相成一儀、
銘々見込不レ憚可ニ申上一旨被仰渡(4)　』

野崎延太郎
外十八名

而して、右御用達を命ぜられたものゝうち、北村彦次郎、萩原四郎兵衛、勝間田清左衛門、龜屋五郎左衛門、塚本孫兵衛に對しては、御國産御用取扱掛を命ぜられたのであるが、これ等の御用達及び御國産御用取扱掛は、いづれも『諸事入念相勤御益筋第一ニ心掛御國産其外ニ付御爲可ニ相成一儀銘々見込不レ憚ニ忌諱一可ニ申立一』(5)きことゝせられた。しかして、北村、萩原、勝間田、龜屋、塚本の五名の御國産御用取扱掛によつて、同年八月十四日に國産取扱掛福田作太郎の手許に提出せられた計畫が、次に述ぶる第一次産物會所設立計畫である。

(イ) 第一次産物會所設立計畫　第一次産物會所設立計畫の内容は、「慶應四年八月、

御領國御産物會所取立目論見書」同目論見書添附の「御産物金高大凡見積書」、及び「商法會所目論見　草稿」によつて伺はれるのであるが、今その計畫内容について述べよう。まづ駿府に國産物運上元會所を設け、次に國産物の集散地たる清水及び燒津の兩湊には同出張會所、當時に於ける茶の賣捌地として重要視せられたる横濱には同賣込所を設置して、『御産物會所ニ不ニ相懸一相對を以、賣出之儀嚴禁之御沙汰可レ被ニ仰付一候』(6)とある如く、國産品たる茶・塗物・椎茸・紙・砂糖等は、必ず會所の手を經て、藩所有の船に積込み、領外に移出することゝし、私人の勝手に領外移出することを禁ずる。藩はこれによつて賣價の一割に相當する口錢を得んとするものである。また藩は、『商人共金子ニ差詰リ見切賣拂度段願出候節者、利潤可レ有レ之見込之値段を以、御買取ニ相成、御手仕入と被レ遊、御取扱之事』(7)といへる如く、御手仕入と稱し、會所が直接生産者若しくば商人より産物を購入して領外に移出する。かくの如く、會所は、商品の委託販賣機關乃至は專賣仕法類似の機關として活動するの外、勸業のため諸産業元入資金の貸付卽ち前貸資金の貸付を行つて生産を奬勵すると共に、金融機關たるの機能をも發揮する。卽ち

『一、年々新製茶摘取已前者不レ及レ申、前年暮ニ而も、村々小前之もの共、營方差支候節者、一村限り何人ニ而も組合、凡荷物出來方ニ應し、爲ニ質物ー御會所ゟ願上次第、御貸付被ニ仰付ー候事

但相當之利足付に而拜借證文之儀者、村役人引請加印を以差上、製茶出來之上、御會所江爲レ納、相當之値段を以、御勘定之通御貸付金元利共御引去り之事』(8)

『一右塗物之儀者、木地仕立ゟ塗り蒔繪箔着金具其外數職を不レ經候而者、品柄ニ寄リ、出來上り迄ニ者、不ニ容易ー御手數懸り候而已ならず、御仕入方揃取申間敷候間、御產物品相仕上度願出候職人共、木地師塗師蒔繪師箔屋共其外共ー組與いたし、專ら仕入方爲ニ相勵ー皆出來之上、御會所え持出候はゝ、御買上ニ相成候樣仕度、尤元手金等差支可レ申候間、町役人引受ニ而、前金拜借被ニ仰付ー、右品々御買上ケ之節、元利共御請取相成候樣仕度候事』(9)

とあるは、それである。なほこの外藩の收入を增加せしむる目的を以て、從來無運上無冥加の特權を享有してゐた質屋・紺屋・酒屋・醬油造り屋・絞油屋・魚市場・靑物問屋等よ

り冥加永を取立てゝ、收税の權を併せ有することゝする。

しかして、會所設立に要する資金は、『御會所御基居金之儀者乍レ恐御上樣御金茂御差加可レ被二下置一事と奉レ存候』(10)云々とある如く、基居金として藩の出資を仰ぐ外、『御領中一般身元之者江被二仰付一御會所御基金爲二差出一、利息八分金主江御下ケ渡、殘四分者御世話料として御受も可レ被レ遊候事』(11)とする。卽ち領內身元之者を勸誘して資金を募り、會所差加へ金として出資せしむる。尤もその差加へ金に對しては、會所の業績の如何により、利益金のうちより年八分乃至一割の配當をなすといふのである。最後に極めて不完全ではあるが、參考のために會所の收支見積書を、掲げよう。(12)

『　商社御會所ニおゐて
取扱候諸產物金高大凡　見積書

貼紙

都而金高委細之儀者取調中ニ付追而具ニ書上可申候

當國
一御領中製茶金高
一椎茸金高
一漉紙類金高

一砂糖金高
一塗物金高
凡合金三拾五萬兩程
此壹割御取立金三萬五千兩
一御會所御備元立金口々御貸付
此御取立利金
一御領中其外身元ゟ御會所え差加へ金
此御取立利金　　但年壹割貮分定
内金　　金主江渡但八分割
殘金　　御益之分但四分方
一御買入諸産物御賣拂金御益ニ相成候利潤
此金
一御買入諸産物御賣拂金御益ニ相成候利潤
此金
一質屋冥加始、都而御會所ニおゐて年中口々御取立可ニ相成ㇾ分

此金

合金
內金
此者元御會所兩湊御會所横濱賣捌所幷土藏入用、御役人様方詰合懸り之者諸雜費都而此儀ニ付拘り候筆墨紙等一式御入用引ㇾ之
殘金　　全御益分　』

しかるに、この計畫案は、なほ考慮の餘地ありとして、慶應四年八月廿九日に至つて却下された。越えて明治元年九月廿五日に至り、『御領國之儀者產物相應生立之御國柄に付、先般其方共御國產取扱御用申渡候儀に而、何れにも廣々商法之道御取開、御領民を富し候様御仕向被ㇾ遊度との御主意に在ㇾ之、付而者三都において引受取扱候者無ㇾ之候まて(は歟)者不辨之場合も有ㇾ之哉に付』(13)云々との趣旨に基き、三井組名代櫻井德兵衞、三井組外組々名代篠山豐平、三井組々名代鹿島萬平の三人にも亦、同日附を以て國產御用取扱掛を命じ、產物會所につき熟議を凝らさしめることゝなつたのであるが、これは恐らく藩財政上より

して、産物會所に投ずべき資金がなかつたがために、三井組をして出資せしめんとの意圖に出でたものであらう。それはとに角、三井組及び三井組々の各名代を主として、これに從前の國産御用取扱掛を加へてなれる計畫が、第二次産物會所目論見書であつて、明治元年十月に至り當局に答申せられたものである。

（ロ） 第二次産物會所設立計畫　この計畫によれば、まづ産物會所内に貸付會所と國産品賣買所とを設置する。貸付會所は『御當地便利之御場所ゟ御取建、右御構内ニ而御國産幷他國産物共賣買値組其外相濟し候樣[14]』せんがために設置されるものである。この貸付會所に於ては、[15]

『一御領國之儀者、氣候溫暖之土地ニ而、海陸之辨利も宜、御國産生育之御場所ニ而、是迄大阪幷横濱港等ゟ、出荷相成候品、駿州者紙茶砂糖塗物竹細工椎茸、遠州者繰綿砂糖茶材木椎茸等ニ御座候、右御産物取扱之儀、他國より入込買立候ニ付、自然御國益薄く相成可レ申候間、右御産物之儀、都而御城下ニ而取扱候樣仕度奉レ存候、尤運送等之儀者、諸事便利宜樣取極申度奉レ存候

一、遠州繰綿幷木綿之儀、過半三州幷信州ゟ被二買立一他國產同樣之事と相成居候ニ付、以來御領內商人共盡力致し、買立候樣仕度、右ニ付候而者、金銀融通方御仕法相立、御貸附金御取開被レ爲レ成候樣仕度奉レ存候

一、駿遠兩國製產茶幷椎茸紙砂糖塗物其外、前同樣仕度奉レ存候事

とある如く、國產物の取扱については、金銀融通の道を開き、一切他國商人の介入を防止する。御領國內の一般商人に對しても、『御產物掛り之者三人組合、諸事引受之上貸付(16)』を行ふ等、金融の便を計つて商業を振起せしめる。但し貸付には『見當品(17)』(抵當品)の半價までの貸付を行ふ。また國產奬勵のためには、

『御領國村々之者茶綿砂糖生出ニ付、賄方差支候ものゟ者、一村限何人ニ而も組合、凡荷數出來高見込、右爲二引當一御會所ゟ拜借金願上候はゝ、正金幷肥し物御貸付被レ下度、右樣被二成下一候はゝ、農民共出精追々手廣ニ產出仕、自然御國產加增可レ仕奉レ存候

但年壹割五分之利足付ニ而、拜借證文之儀者村役人幷御會所掛リ之者引請加印仕、產物出來之上、金高相當之荷物相納、時之相場を以勘定有レ之可レ申候、尤皆上納相濟不

レ申内者、荷物村出し御差留被ニ成下一度事』[18]

とある如く、茶、綿、砂糖の生産者にして資金難に悩むものに對しては、一割五分の利息を以て貸付を行ふ。國産品賣買所は、『米油等者日用第一之品に付、相場不平無レ之様』[19]せんがために設けられるものであつて、その『賣買ニ付餘人勝手次第與申事ニ而者、不取締ニ付、御場所附屬之仲買』[20]にのみ、鑑札を下附してこれに當らしめる。而してこの仲買よりは賣人ニ付金五拾兩宛の身元金を差出させる。米油その外の產物賣買及び貸付金によつて得たる利益の一部は、荒地開發、港附之場所幷川々辨理筋の修覆費用に充當する。しかして會所設立に要する資金は、

『一御貸附金基居之儀者

金何萬兩

東京御用達

三井組其外ゟ

御用達出金

但利足年五歩之割合を以、御用金ニ差出、其儘會所元メ役ゟ御預ケ相願、夫々御貸

附金ニ相廻し可レ申候、尤御貸附利息之儀者、年壹割五歩之割ニ付、則左ニ

一年五歩ハ　御冥加上納

一年五歩ハ　基居金利足

一年四歩ハ　御會所諸入用

一年壹歩ハ　拜借取扱引請人江御手當

金何萬兩　御領國之者

積立金差加江

但會所差加金ニ付定例之通年壹割之利足ニ而相預り、差加人入用之節者、前月願出候はゝ、翌月元利差戻可レ申事、尤居置之者ハ、盆暮兩季利足相渡之事(21)』

とある如く、三井組及び外組々の出資を基居金とし、領内の農工商を問はず、身元のものを勸誘して得たる資金を積立金とし、會所差加金としてこれを運用することゝする。尤も領内の差加人にして、金子入用のために差加金の返還せられんことを希望する場合には、前月願出でしめて、その翌月元利共に差戻しを行ふ。据置くものに對しては、盆暮の兩節季

に利子を附すといふのである。こゝに注意すべきことは、この差加金であつて、それは、

『御貸附金ゟ差加へ相願候もの者、士農工商ニ不ㇾ拘、年壹割之利足を以御預り、元〆役ゟ預り證書差出し、御掛り樣ゟ者金高員數而已申上、差出人名前等者別段不ㇾ申上ㇾ樣仕度候事

但御見留帳面ゟ者、差加へ金何百兩何十番與而已相記し、預ヶ主名前相顯し不ㇾ申樣仕度奉ㇾ存候(22)』

とある如く、差加へ金に對する預り證書が、無記名證券なることは、今日の株券に類似せるものである。第一次の產物會所計畫が官民共同の出資によつて事業を行はんとせるに反し、この第二次の產物會所計畫に於ては、三井組及び外組々と領內身元宜しき者との出資によらんとせし點に於ては相異あるも、何れも出資者に對する利益分配を認め、一種の會社組織たるの性質を有するの點は、注意すべきことであらう。

しかるに、この第二次產物會所設立計畫案も亦、藩當局の採擇せらるゝところとならなかつた。その理由については、資料を缺くを以て、これを明確ならしめ難きも、その一つ

の理由としては、三井治郎左衛門名代神寶方一派の産物會所設立願の提出があつたゝめではなからうか。(23)

かくの如く産物會所設立の必要は認められながら、その實行に關して逡巡しつゝあつた折柄、澁澤篤太夫(後の澁澤榮一)の歸朝によつて、遂に組合商法會所なるものが設立せられることゝなつた。元來澁澤篤太夫は、慶應三年佛國巴里に開催せられたる萬國博覽會の遣佛使節となりしを機とし、留學の途に上つた德川民部大輔一行に從つて佛蘭西に赴いてゐたのであるが、政變に遭ひ、明治元年十月德川民部大輔と共に急遽歸國し、德川民部大輔の意を受けて、その洋行中のことどもを民部大輔の兄慶喜に仔細に報告せんがために、同年十二月駿府に來たのである。固より澁澤篤太夫は、仕官の意思はなかつたのであるが(24)、藩は彼の滯佛中の業績をみて、强ひて彼を起用して勘定組頭を命じたのである。しかしながら、彼は仕官するの意思がなかつたから、極力これを辭退せるも許されず、遂にこれに代ふるに、當時列藩に對し貸付けられたる『石高拜借金を基礎とし、これに地方の資本を合同させて、一個の商會を組立、賣買貸借の事を取扱せたならば、地方の商況を一變し、

大に進歩の功を奏することを得るのであらう[25]』との趣旨によつて、組合商法會所の設立せられんことを獻言し、商人となつて奉公せんとしたのである。彼の獻言は、藩當局の容るるところとなり、越えて翌二年正月十六日、組合商法會所なるものが設立せらるゝこととなつた。

(2) 「誘引大意」(慶應四辰年七月)
(3) 「御益筋見込件々申上書」(同上)
(4)(5) 「御用達幷御國産御用取扱掛被仰付候一件書留」(慶應四辰年八月)
(6)(7) 「商法會所目論見　草稿」(應慶四辰年八月)
(8)―(10) 「御領國御産物御會所取立目論見書」(慶應四辰年八月)
(11)(12) 「商法會所目論見　草稿」
(13) 「御用達幷御國産御用取扱掛被仰付一件書留」(慶應四辰年八月)
(14)―(22) 「御産物御會所目論見書」(明治元辰年十月)
(23) 「辰十月九日、乍恐以書付奉申上候(萩原四郎兵衞)」(「御用達幷御國産御用取扱掛被仰付一件書留」所收。)
(24) 「青淵先生六十年史」、第一卷、四〇七頁。
(25)、「青淵先生六十年史」、第一卷、四一〇頁。

三、組合商法會所の設立

以上述べたるが如き經緯を經て、駿府に於ける產物會所は、組合商法會所として、明治二年正月十六日に至り、設立せられたのであるが、會所の位置は、紺屋町の元代官屋敷を以てこれに充て、會所に用ふる土藏は、城内の二箇所及び構内一箇所のそれを使用することゝし、後清水港及び東京に出張會所を設けた。

(イ)　組合商法會所の設立趣旨及び性質

組合商法會所設立の目的は、澁澤篤太夫の「組合商法會所御取建之儀見込申上候書付」によれば、

『此度御城下ニおゐて、國中組合商社御取建被ㇾ成候ニ付而者、士農商の無ㇾ差別ㇾ右組合相願候者は、出金方の多少に不ㇾ拘、入爲ㇾ致候儀ニ付、御運上御冥加又は株金身元金一切無ㇾ之、全市民戮力の商法ニ而、御國產輸出賣買便利いたし、賣先に而締買等被ㇾ致候患無ㇾ之ため、御取建相成候儀、且元手金融通宜敷候はゝ、御國產追々增加いたし、國中の富饒可ㇾ相成ㇾ候ニ付、御取建相成候處之御趣意』

云々とあり、又「組合勸誘書」に、

『　組合勸誘書

此度御城下にお𛀁て組合商法會所御取建、國中之金銀融通宜敷、商賣便利相成候、御領民利潤致し、御國產隨而相殖候との御趣意に候條、組合加入致度者は、士農商の無ㇾ異別ㇾ多少に不ㇾ拘加入金致し、商業相營可ㇾ申、右商法取扱方之儀は、別紙會所規則書之通たるべく候間、何れも厚く相心得、無ㇾ掛念ㇾ加入可ㇾ致候、尤組合相願候者は、早々紺屋町商法會所迄可ㇾ申上ㇾ候事

巳　正　月　』

とあるに徵して明かである。(旁點筆者)

しかしながら、組合商法會所の設立を促進せしむるに至つた有力な動機をなしたものは、かの所謂石高拜借紙幣の府中藩に對する貸付である。この石高拜借紙幣なるものは、明治新政府が、その財政難を救はんがために、三岡八郞(後の由利公正)の建議を容れて發行し、その發行高五千萬兩と稱せられる太政官札の流通を全國的に促進せしむる目的を以

て、列藩の石高に應じてこれを貸付け、年三分の利子を附し、十三ケ年賦を以て償還せしめんとしたものであるが、(26)この石高拜借紙幣の流通運用並びに元利金返濟の對策として、また資金難に惱みたる產物會所の設立を促し、同時に府中藩財政の破綻を未然に豫防せんとする一石二鳥の方策として企てられたるものなることは、「青淵先生六十年史」中に、

『彼の石高拜借金に關係した事で、當靜岡藩に於ての紙幣拜借の高は、五十萬兩以上であると聞及びましたが、若し此の金を迂濶に藩廳の政費などと支消した時には、靜岡藩は其返濟方を如何に處置なさる見込であるか、旣に幕府を廢して王政に復古した以上は、此の末、眞の郡縣政治になるが當然の事と考へられます、若し果して郡縣政治になるとすれば、當藩などは新たに置かれたことであるから、別に餘財のあるべき筈はない、其上現在封土は狹し、歲入は少なし、殊に諸事新規といふ場合で、却て費用は多い姿だから、結局、此の拜借金返納の餘裕は生じますまい、然る時は、一旦政事上の破產をした當藩が、再び財政上の破產に陷らねばならぬ譯合であるから、今日からこれを豫防するのが肝要と思はれます、それには此の石高拜借の金高をば、都て別途の經濟として、

これを基本に、興業殖產の事を發達させて、其運轉中に生ずる所の利益を以て、返納金に充てる事にしましたならば、藩廳の御利益は申すまでもなく、地方人民の上に於ても、此の上の幸福はあるまいと考へます、又靜岡は小都會ではあるが、隨分相應の商人もあることでありますから、原資金を貸與して、其商業を一層盛んにすることは、敢て難事でもなからう、元來商賣といふものは、一人一己の力では、これを盛んにすることは出來ぬものだから、そこは西洋に行はれる共力合本法を採用するのが最も必要の急務であらうと思ふ、今此地方でも、幾分の合本は出來るに相違ないから、此の石高拜借金を基礎として、これに地方の資本を合同させて、一個の商會を組立、賣買貸借の事を取扱せたならば、地方の商況を一變して、大に進步の功を奏することを得るであらう、加之ならず、今日靜岡藩から、其端緖を開いたら、自然と各地へ傳播して、日本の商業に於ても少しは面目を囘復する一端と相成りませうと思ひますから、是非此方法を御採用あるやうにしたい、且又其商會の監督は固より御勘定頭の任として、諸般の取扱方を視察せられ、只其運轉方の樞機を、自分に一任せらるゝやうに願ひたい、左すれば地方の商人

中に於て、相應の人才を撰拔して、各部の事務を分擔させ、所謂協力同心して、進歩の效を奏するやうに處置する見込であるから、速に此商會設立の事を許可になることに御盡力ありたいと、詳細に話しをしました、平岡は始終の話しを聞いて、イヤ能く分つた、至極面白い新案だ、成程此の後の政體は、郡縣制になるかも知れぬ、假令郡縣制度にならぬとしても、石高拜借を使つて仕舞つて、他日返納に差支へるやうでは困る譯だに依て、制度の如何に拘らず、深く注意をせねばならぬ次第である。(27)』云々とあるに徵するも明かであらう。

次に府中藩の商法會所と明治新政府によつて設置せられたる商法會所との關係について述べよう。これよりさき、明治新政府は、明治初年に於ける幣制の混亂、商工業の衰頽を、救はんがためには、農工商を獎勵し物產を興起するを以て、第一の急務なりとし、これが方策として、まづ金融の道を流通せしめざるを得ず、しかしてこれが流通の圓滑を計らんがためには、政府自から低利を以て資本の貸付をなし、政府人民共に利を得て物產を繁殖せしむるにありとの趣旨に基いて、慶應四年閏四月、まづ京都に商法司を設置し、次いで

その支署を同月大阪に、同年十二月に東京に開設した。その設置の目的は、大に商業を振起し、同時にまた政府のために間接税收入の增加を計らんとするにあつた。即ち商法司は、收稅と勸商とを兼ねんとしたのであるが、實際主として活動したのは、むしろ勸商の方面であつて、その仕組は、舊各藩の物產方、國產方と稱したる制度を踏襲せるものであつた。[28] この商法司の設立趣旨は、前述の府中藩に於ける第一次產物會所のそれに相似たものである。次いで政府は、當時發行せられたる太政官札の流通を促進せしめ、他面に於て商業金融機關として商業上必要なる資金を貸付け、同時に商人を連絡せしめて商業を發展せしむる目的を以て、慶應四年五月商法會所を大阪に設置し、次で東京にも同年商法會所を設けたのである。[29] その後、同一主旨の下に各地に商法會所が設立せられ、たとへば名古屋藩の如きは、明治元年十二月朝意を遵奉して勘定奉行の下に國產懸りなるものを設け、作良新田に商法會所が設置せられた。[30] かくの如く、名古屋藩の商法會所が、朝意を遵奉して設置せられたとの點より見れば、商法會所の設置方に關しては、恐らく各藩に對しても同樣に勸誘せられたものであらう。今府中藩の商法會所の設置に關して、政府側よりの達

その他に關する記錄はないが、恐らく府中藩のそれも亦政府の勸誘に負ふところ大なりしものと思惟せられる。尤も府中藩の商法會所は、他の商法會所と聊かその趣を異にし、商法會所に組合なる名辭を冠することによつても明かなる如く、名は商法會所なるも、その實質に於ては、『組合加入相望候者は、士族農商の無二差別一出金の多少に不レ拘、商法に組込出金いたし、利益相計候共又は金利取に而加入致し候共當人勝手次第たるべく候』[31]とある如く、官民の共同出資による組合商社卽ち一種の會社組織たるの性質を帶びたものである。今その性質を明かにせんがために、左に「組合商法會所規則」を掲げよう。

『　組合商法會所規則

今般於二御城下一商法會所御取建、組合商社御開被レ成候儀は、國中の金銀融通宜敷、御國産相殖候様との御趣意に而、全御領民利潤致候ため之御仕法に候間、掛り役々とも別而厚く相心得、正路に取扱いたし、御趣意相貫候様可レ致候事

一組合加入相望候者は、士農商の無二差別一出金の多少に不レ拘、商法に組込、出金いたし、利益相計候共又は金利取に而、加入致し候共、當人勝手次第たるべく候、尤無レ據儀有レ之御免相願候者は、商法に加入候はゝ、其年の勘定濟之上に而元利下戻し可レ申、金利取にて加レ之者は、月割を以、元

利相戻し可ㇾ申事

但一ケ年未滿にて御免相願候者は、出金より三ケ月迄は無利足之事

一出金員數之儀は、多少に不ㇾ拘、申立次第會所御印の證書相渡可ㇾ申、尤名前差出候儀を不ㇾ好向は、會所御用達又は會所附商法取扱候商人へ申談、其名前にて加入候共勝手次第たる可く候、證書は其出金申上候者江相渡、本人の名前は相記し申間敷事

但商法に組合候者は、年末惣勘定の上、損益共加入金之高に應し、正しく割合利金高之内貳分宛は、會所金に積立置可ㇾ申事金利取に組合候ものは、年末惣勘定之上、加入金高に應し、年壹割貳分之利分相渡可ㇾ申、尤内二分は會所金に積置可ㇾ申事

一商法筋之儀、都而御用達並會所附商法取扱候商人江爲二相任一、時宜に隨ひ賣買可ㇾ爲ㇾ致候得共、年末惣勘定並時々の出納は、掛り役にて御見留之上、爲二取扱一可ㇾ申事

一輸出輸入之品物相場書は、御用達並會所附之商人より可二申立一、右商社賣買筋に付ては、決而締賣締買等手狹窮屈之儀無ㇾ之は勿論、買上候品は、可ㇾ成丈高價に引取、賣品は下直に致候樣可二心得一事、萬一心得違之者有ㇾ之、自己之相場相立、下方難澁之儀有ㇾ之候はゞ、申立次第取糺し、事實無二相違一上は、其者商法差留可ㇾ申事

一利殖割合之金子元金へ差加候とも、又は別段加金いたし候とも、勝手次第たる可く候、證書は其都

度相渡可ㇾ申事

一證書燒失又は紛失致し、其段無ㇾ紛上は、印證を以て早々相屆可ㇾ申、左候はゝ其旨本帳江認入、月日等相改、押印致し、替り證書相渡可ㇾ申事

一加入金之內、臨時要用にて借用いたし度者は、申立次第加入金之員數に應し、貸下可ㇾ致、尤右返納之節は、年一割五分之利足相添可ㇾ申事

一會所萬一燒失致し候節は、組合利金之內より分割を以取立置、追而會所積金相殖候節、償戾し可ㇾ申事

一會所へ申立金子借請、商業相營度者は、輸出輸入に不ㇾ拘、願立次第荷物引當貸渡可ㇾ申間、日步三厘之利足差出可ㇾ申、尤右荷物は賣買相濟迄は、會所荷物に致し、利金損益は勿論、賣買諸入用は都而當人持たるべく、荷物賣拂濟之上、定め通り元利共無ㇾ相違ㇾ相納可ㇾ申事

但右の分は、何程利益有ㇾ之候共、全當人持之儀に付、貳分之會所積金は、爲ㇾ差出ㇾ申間敷事

一總而會所江組合商業相營候者は、身元引請證書差出置可ㇾ申、萬一組合の內不時之災厄又は商法に付、大損も有ㇾ之、難澁におよび候者は、取調の上會所積金之內を以救助可ㇾ致、尤商法に付、賣掛滯又は相場の高下により、賣買品請取渡等に付相手方不法之儀有ㇾ之候はゞ、申立次第會所にて取糺し、早々裁判可ㇾ致遣ㇾ事

但右入用金は、其事柄及當人の身分に應し、會所積金之内より救助被二成下一候儀も可レ有レ之事

右之通規則相定置、尙追々事實に當り、衆議を盡し、箇條增減も可レ有レ之候得共、都而自己之取計を以、右規則に相戻り候樣之儀決て致間敷事

巳正月　　　　商法會所』

(ロ) 組織　組合商法會所は、上述の如く、共力合本による一種の商會乃至は商社の如きものであるが、その組織は半官半民のものであつて、藩の勘定頭が全體の取締の任に當り、勘定組頭格、中老手附たる澁澤篤太夫が頭取となつてこれを主宰し、勘定所の役人數名を各部の掛員とし、その下に民間より選任したる商法會所御用達、御用達助及びその他の職員があつた。今組合商法會所に關與せし藩吏及び民間のものを擧ぐれば、次の如くである。(32)

『御勘定頭　　平岡四郎（準藏）
同　　　　　小栗尙助
勘定組頭格 中老手付　　澁澤篤太夫
勘定　　　　矢村小四郎

同　坂本柳左衛門
御勘定役元〆　前田重五郎
御勘定頭　荻野健太郎
下役　渡邊源治郎
同　伊藤三四郎
御勘定　佐久間忠左衛門
商法會所御用達　北村彦次郎
萩原四郎兵衛
勝間田清左衛門
宮崎總五
塚本孫兵衛
御用達助　野崎彦左衛門
野呂整太郎
小川太兵衛
馬場惣左衛門

次に、同年三月組合商法會所に於て、藩の勘定頭小栗尙助、その他勘定、同下役及び頭取澁澤篤太夫列座の上、左の如き、「組合商法會所衆議綱目」によつて、會所役員並びに職員の執務規定その他が定められた。

『　　衆議綱目

一、拜借紙幣之內、西京坂地に而御遣廻し高取調、御買上品突合せいたし、御取締向相立候事

一、東京に而御會所御立入被㆑渡候商人共申立書類、評論得失高、確之上、振合相定候事

一、會所におゐて、金銀包立之法相立、包立之雛形相立可㆓申出㆒、是迄被㆓命置㆒候假掛は、包立御用取扱といたし、尙人撰相增可㆓申出㆒、東京西京とも慥成兩替店及商人之內をも同樣申付、爲㆓取扱㆒可㆑然事

一、組合商法手廣に相成候樣、御用達手附より諸商人江說諭見込取調申㆓立之㆒

但右振合者、先達而勝間田淸左衛門初筆に而申立通に而差支無㆑之哉之事

一、損益共當人持に而、御會所御規則に隨ひ、賣買致度もの共に、荷爲替拜借者御定之通之日步に而可㆑然候得共、益金積立方者、輸出入之區別は可㆑然事

但御定者利益高之通ニ割に候へ共、右高の二分に而可㆑然哉、左候はゞ、十年平均一割利金之見

積と心得、矢張益高之內、貸金と同樣相心得可レ然哉之事

一、御貸付利金並商法に相用ひ候益金共御定、會所積金之外、凡見當相立、分割を以、取扱之もの共江被レ下方之事

一、御用達手附共一同、戮力に而會所御用相勤候筋に者候得共、各所得も有レ之に付、部分相定掛り分いたし候事

譬ば商法不馴之者は、御貸付に關する事も振合に致し度、尤得失者相互に無二隔意一對論、且何筋とも見込者無二腹臟一申立候樣之事

一、御領內各所出張御會所取建方之事

一、御領內身元之もの金銀融通御用取扱申渡方之事

但御用達手附等之內に而も、人撰之上申二渡之一事

一、御用達中より兼而申立有レ之候、會所に而札米賣買之儀者、當分見合之方可レ然之事

一、日々會所開閉刻限之事

但朝五ツ半より夕七ツ時過迄に而、外來之所用は相斷、七ツ時半迄掛に而諸書物及其日之取扱御用相調引拂可二申出一、臨時差掛り候儀者、其時限取扱遣し可レ申事、右相定候うへ掛札張出し候事

一、會所休日相定候事

御忌日、五節句其外、毎月月末に而兩度程其餘月幾日と相定可ㇾ申事
御貸付は月幾日に、入札日は幾日と相定度候へ共、追々盛大に相成候はゞ、模樣も相替り可ㇾ申哉
に付、休日之外者、何御用に不ㇾ拘取扱候方可ㇾ然哉に候事
右相定候上掛札に而張出之事
一、會所御構柵矢來御取繕、御土藏御普請之事
一、御用紙、合印、寫濟印、其外御印箱類御仕立之事』

更に明治二年四月八日には、職制を變更して、左の如く任命した。(33)

『
御用達肝煎　(商法懸り)　北村彦次郎
(御貸附懸兼)　萩原四郎兵衞
(御貸附懸り)
(商法會所兼)　勝間田清左衞門
御用達　野呂整太郎
野崎彦左衞門
馬場惣左衞門
(商法懸り)　小川太兵衞

多々良藤右衛門
（御貸附懸り）和田平七
望月治作
綿屋甚五郎
篠島屋甚五郎
篠島屋忠助
西ケ谷喜三右衛門
柴田屋直三郎
江川政八
古知治郎兵衛
内ケ谷町惣兵衛
（手附頭取）小澤戸屋伊兵衛
米屋彌七
柿屋佐右衛門
（金銀包立御用取扱）北村彦次郎

勝間田清左衞門
野崎彦左衞門
野呂整太郎
小川太兵衞
馬場惣左衞門
(東京出店) 大黑屋六右衞門

この外、會所に加入して商業を爲すものゝ身元調査及び引受等の取締として、北村彦次郎外二十二名のものを命じた。また御用達介、手附、金銀融通方をもそれぞ〵任命した。なほ清水港出張會所を取建てることゝし、松本平八、望月治作、綿屋甚五郎、篠島屋忠助、西ケ谷直三郎、江川政八の御用達に、同出張會所勤務を命じた。

(ハ) 業務

(1)商法　これは、商法會所の主たる業務であるが、『商法爲ニ取扱ニ方は、士人不馴之儀に付、商人之内身元有レ之候而是迄横濱商ひ致來、世間の聞へも宜敷候者江被レ命、會所用達にいたし爲ニ取扱ニ度、尤御城下及市在之内に而身元有レ之、律儀に商賣致居候者共

取調、會所附といたし、用達に隨ひ、爲ニ取扱一候樣仕度(34)』との趣旨に基いて、上述の如く、豪富のもの若しくは商業に巧者なるものに、御用達、御用達助等を命じて、商法に從事させることゝし、まづ國產品たる茶、塗物、椎茸、紙等は能ふる限り高價に買上げ、『其時々の相場、且賣先の景氣に從ひ(35)』これを藩外に移出する。これに反し藩內に乏しき商品卽ち米穀(南京米を含む)、大麥、小麥、肥料(胡麻粕その他)、水油、麥安の如きものは、廉價にしかも大量に購入して能ふる限り下値に拂下げる。而してこの拂下は入札方法によることゝする。また『輸入の洋物も土地柄人民の望に應じ(36)』、藩內に賣捌かせる。總じて商法は、『賣買品とも時々相場書、會所江爲ニ書出一、輸出品は可レ成丈、高價に爲ニ買入一、賣捌品は下値に賣却候樣可レ爲レ致(37)』であるとした。なほ年貢米入用殘りの分は、會所にて一手にその拂方を取扱ふことゝした(38)。

(2)貸付　貸付には、金錢貸付及び現物貸付の二種があり、金錢貸付としては、產物元入金貸付、荷物引當貸付その他があつた。產物元入金貸付としては、例へば田方肥物買入代金拜借、茶爲ニ摘手一村々江貸附、莨元入金貸附等があり、荷物引當貸附は、商業資金

及び爲替資金融通としての貸附がその主なるものであつて、その貸附に際しては、何れも太政官札を以てしたのである。現物貸附は、種大豆、干鰯或は焼酎粕等を貸附くるものである。しかして金錢貸附及び現物貸附とも、いづれも商法會所關係のもの即ち御用達その他の引受にて抵當品をとつて貸附けた。貸附利息は、場合により、又相手方の如何によつて一樣でないが、年一割、一割二分、一割五分及び日歩三厘であつた。なほ利息については、左記の如く、明治二年三月三十日付の定がある。(39)

『　定

肥し物御貸付者代金に直し

一年壹割

產物元入金御貸付

一年壹わり貳分

但三四ケ月限返納之節者、月數も不嵩儀ニ付壹割五分

荷物引當御貸付者

一年壹割五分

但三四ケ月返納之節者、日歩三厘、尤其品柄ニ寄壹わり五歩爲ニ相納ー候儀も可レ有レ之

しかして、貸付金の返濟期限は、三ケ月限りのものが多かつた樣である。

(3)差加金　旣揭の「組合商法會所規則」第一條及び第二條に明かなる如く、會所差加金には二種類あつた。卽ち商法に組込み出金換言すれば出資せるものと、單に金利取の目的を以て出金換言すれば預金せるものとの二つに分つことを得る。前者に對しては、『商法に組合候者は、年末總勘定の上、損益共加入金之高に應じ、正しく割合』[40]利益金を配分するのであるが、そのうち二分は、會所金に積立てる定めであつた。尤も出資者にして據なき事由のために、組合加入より脫退せんとするものに對しては、その年の勘定濟の上にて元利共返却する。後者に對しては、『金利取に組合候ものは、年末總勘定の上、加入金高に應じ』[41]、月割を以て元利共に返濟するのであるが、その利息の二分は、前者と同じく、會所金に積立てる定めであつた。但しこの種の差加金に對しては、出金後三ケ月迄

はこれを据置き無利子であつた。

（4）開墾その他　『此度府中江商法會所御取建ニ相成候ニ付、商法筋之儀は素より、領内開墾其外御國益筋之儀、都而同所江御任せ被レ成候間、其方共心付候儀は勿論、支配所内々者、御國益筋之儀申立候はゞ、會所江申談取斗候様可レ被レ致候(42)』とある如く、開墾その他御國益筋となるべき殖産事業は會所に於て取扱ふことゝなつた。これによつて駿遠各地より新田畑開發、埋立開墾の願書が提出せられたが、商法會所としてはその擧に及ばなかつたやうである(43)。

（5）資本金　最後に、組合商法會所の業務を遂行せんがために投ぜられた資金について一言しよう。その主なるものは、石高拝借金であるが、この外民部大輔佛國行殘金並びに諸向差加金等があつた。朝廷より府中藩への石高拝借金の交付高は、金札四拾六萬兩であつた(44)（澁澤榮一氏の談によれば、五拾參萬兩とあるも(45)、これは誤である）。右の石高拝借金のうち商法會所基金として藩より振當てられた金額は、金札參拾八萬五千九百五拾壹兩壹分永四拾六文九分であつて、これを正金百兩に付金札百四拾八匁三分替として正金に換算すれ

ば、金貳拾五萬九千四百六拾參兩餘となる。この外藩より會所基金として會所に下げ渡された分は、金壹萬六千六百貳拾八兩貳分永拾文八分貳厘であるが、その內譯は、徳川民部大輔佛國行仕上殘金、箱館會所殘金、井伊家より徳川家への獻納金その他を合せるものである。諸向差加金としては、金壹萬四千八百九拾五兩貳分永四拾壹文七分、金札參千八百參拾兩があつた。しかして以上三廉の總額は、貳拾九萬四千八百拾七兩永五拾貳文五分四厘に達するが、(46)これが組合商法會所の資本金である。

(二) 業績　組合商法會所の業績については、會所の御用達たりし萩原四郎兵衛(後鶴夫と改名)の日記及びその關係書類によつて明かである。元來、府中藩殊に駿州は、前述の如く、『駿國之儀者、山川狹隘之地、御國內出生米ニ而者、是迄人民食料不足』し、且つ稍もすれば、物資の缺乏を告ぐる國柄であり、加ふるに徳川家移封に伴ふ人口增加のため、益々この惱を加重したのであるが、組合商法會所の設立以來、平吉丸・德潤丸・駿足丸三艘の廻船を買上げ、大阪兵庫に於ては米穀、東京にてはメ粕、油粕、米糠、その他各地より物資を購入し、これを藩內に賣却し、或は貸付くると共に、藩內よりは國產品を購

入してこれを東京横濱等に賣出したのである。また産業元入金として貸付を行ひ、領民の金融を疎通せしめ、商工業の發展に貢獻せるところ、蓋し甚大なものがあつた。

なほ、こゝに組合商法會所の業績を顧みるに當つて、看過してはならないことは、頭取澁澤篤太夫の功績である。澁澤篤太夫は、後年改名せられた澁澤榮一であつて、その傳記はその儘明治の實業發達史であるとまで稱せられてゐるが、彼の實業界進出の第一歩に於て、早くもその鋒鋩を現はし、多くの功績を遺したのである。たとへば、彼は商法會所設立當初に當つて、會所資金の大部分を占むる太政官札の低落しつゝあるを見、將來太政官札の流通盛んとなれば、必ずや物價騰貴すべしとの見込を以て、各地に於て自他共に、鋭意太政官札を正金に代へ、以て物資を購入したが、(47)果してその後物價騰貴して少からざる利益を收め得たるが如きこれである。頭取たる澁澤篤太夫は、自ら江戸に赴き、肥料その他の商品の買附を行はんとしたのであるが、當時太政官札は、信用なく、これのみを以て大量の商品を買入れることは到底不可能なる狀態であつた。よつてまづ、金札を正金に引換へる必要を生じたのであるが、この金札と正金との引換並びに肥料その他の買入につい

では、隠れたる一挿話がある。卽ちこれに關しては、當時三井組の大番頭であり、澁澤篤太夫が佛蘭西より歸朝後、間もなく江戸商人大六事榎本六兵衛の紹介によつて初對面を遂げたる三野村利左衛門の援助並びに斡旋によるところ頗る大であつたと稱せられてゐる。

今、組合商法會所の業績を知るために、その廢止後提出せられたる決算書によつて、その結果を伺はんに、明治二年正月の創設より八月の廢止に至るまでの間に於て、利益金は、金八萬五千六百五拾壹兩三分永貳百參拾壹文貳厘に及ぶが如き好成績を示してゐる。次にその收支決算の內容を示さう。(48)

『一金壹萬六千六百貳拾八兩貳分永拾文八分貳厘

是者民部大輔殿佛國行仕上殘金幷箱館會所殘金且井伊家ゟ被レ進金札壹萬兩分、其外會所爲ニ元金ニ御下ケ渡之分

一金貳拾五萬九千四百六拾三兩餘　但正金百兩ニ付札百四十八兩三分替、此元札三拾八萬五千九百五拾壹兩壹分永四拾六文九分

是者朝廷御貸渡紙幣高四拾六萬兩之內、會所江爲レ任相成、坂地おいて米穀其外金札相場ヲ以買付之分

一金壹萬四千八百九拾五兩貳分永壹文七分
一金札三千八百三拾兩也
是者諸向差加金
合金貳拾九萬四千八百拾七兩永五拾貳文五分四厘
內
一金三萬三千八百三拾三兩三分永六拾八文貳分
一金札三萬六百六拾壹兩永百八拾壹文八分
是者御勘定所江御繰替相成居候分
一金七千兩
最者年壹割貳分利ニ而諸向江御貸付之分
一金壹萬四千九百五拾兩
一金札九百八拾壹兩
是者年壹割五分利ニ而諸向江御貸付之分
一金貳萬七千八百六拾兩
一金札三千五百六拾五兩

是者日歩三厘ニ而諸向江御貸付分
一金貳千貳百兩
一金札三百六拾兩
是者產物爲ニ元入レ村々江貸付之分
一金六千八百拾兩壹分永八文四分四厘
是者肥物代村々江御貸付之分
一金六百貳拾壹兩也
是者村々江茶摘手御貸付御用達方迄受取置候分
一金六千七百五拾六兩三分永貳百貳拾六文九分
一金札千貳百五兩壹分永三拾文
是者遠州廻し肥物代御貸付高并御貸付殘之分共
一金五千百九拾兩
一金札五百兩
是者淸水出張會所ニ而御貸付相成候分
一金壹萬兩

是者東京出張會所ニ而御貸付相成候分

一金三千貳百六拾兩永貳百八文

是者北國買付物爲ニ元金ヲ東京ニ而相渡置候分

一金四萬貳千七百六拾七兩三分永百六拾九文七分九厘

一金札七百五拾九兩貳分三朱

是者九月三日限靜岡會所御有高

一金壹萬千三百貳拾五兩一分永貳百拾四文三分八厘

一金札貳千四百九拾三兩永貳拾五文三分三厘

是者八月廿日改淸水出張會所御有高

一金壹萬貳千六百八拾六兩餘

是者八月六日改東京出張會所御有高

一金札五萬九千百八拾三兩永貳百文　　但金札壹兩ニ付壹斗替之積

是者米壹萬六千三百五拾五俵、淸水湊御有高凡積ヲ以代金札如斯

一金札九百三拾三兩壹分永八拾三文三分　　但金札壹兩ニ付三斗替之積

是者大麥七百俵前同斷

一金札千百六拾七兩貳分餘
　是者東京買付舟積小麥淸水湊着船いまた賣拂不ニ相成ㇾ分、凡積如此
一金札五千九百兩
　是者米五百九拾石餘、兵庫表買付米之內積殘之分、前同斷
一金札貳萬六千兩
　是者上方買付米之內、粕(柏カ)崎米三千石買取候樣、約定之上、內渡金として相渡置分
一金札貳千四百兩
　是者水油百六拾樽、勢州買付之內、淸水湊幷東京へ着積殘之分共凡積金高如此
一金八千八百八拾兩
　是者大阪北野屋仁右衞門江仕入元金として預ケ置候分
一金札五百兩
　是者坂地ニ而錢引替四千貳百貫文分
一金貳千五百兩
一金札六千兩
　是者勢州路江茶幷水油買付として持越分

一金三千兩
是者大阪表江麥安其外買付として持越候分
一金三千四百七拾七兩貳分
是者越後新潟へ米穀買付并御國產仕出しとも品物ニ代リ彼地并海上ニ在レ之分
一金札九千三百八拾六兩壹分
是者坂地ニ而買付候紙類、東京へ相廻し、いまた賣却不ニ相成一分
一金札七千貳百拾貳兩貳分永百貳拾壹文六分
是者廻船三艘御買上代
一金貳百八拾六兩壹分
一金札三拾兩
是者右同樣仕出しニ付持出金
一金千貳百七拾壹兩壹分永百七拾八文五分八厘
是者平吉丸德潤丸駿足丸鹽買付組合せ金之分
一金四千兩
是者橫濱表南京米買付金

一金三千七百五拾九兩三分永貳拾八文三分
是者靜岡會所取繕并淸水湊出張會所同斷、御納屋御買上ケ新規建增共諸式代
一金貳千三百九拾三兩永貳拾五文三分貳厘
一金札貳千三百九拾三兩永貳拾五文三分貳厘
是者米五百六石四斗九升四合五勺御拂相成、代金上納不ニ相成ノ分
一金千三百拾三兩貳分
是者遠州屋淸三郎外壹人江別口善法元手金相渡有レ之分
一金貳千貳百兩
是者永呂丸勘左衞門船積豐前米千貳百五拾俵、勢州表おゐて賣拂代并幸吉丸又三郎舟積肥後米千二百俵賣拂代仕上殘金共
一金札六百九拾三兩貳分
是者燒酎七百六拾樽富貴丸九郎兵衞船積、勢州ニ而賣拂之積ヲ以、同所ニ相廻し、いまた仕上ケ勘定不ニ相成ノ分
但元代四拾樽ニ付三拾六兩貳分替
一金六拾兩永五拾壹文七分

是者東京おゐて鼻緒買付、いまた賣却不ニ相成ー分
一金百七拾壹兩永百貳拾四文壹分
是者西京ニおゐて反物其外御買上未タ賣却不ニ相成ー分幷坂地仕上中之分共
〆金貳拾壹萬八千五百七拾四兩壹分永五拾三文七分壹厘
金札拾六萬貳千三百貳拾三兩貳分永百四文八分五厘
合金三拾八萬九拾七兩三分永百五拾八文五分六厘

貼紙

差引　金八萬五千六百五拾壹兩三分永貳百三拾壹文貳厘
商法會所取扱中御益
年末惣勘定之上御益金三歩通ヲ以、懸リ之者江被レ下候積、兼而伺濟之趣も在レ之候處、今般會所御廢止、常平倉御建置候ニ付而者、別紙ヲ以申上候通決算仕上之上、御益之三分被レ下候積

尙ほ右の決算書は、明治二年九月十五日に至つて、廻覽を終へてゐるが、右の決算書作成後、見込勘定をなせるものにして賣拂はれ、または違算等の發見があり、結局九月十七日の改高は、次の如くなつてゐる。

『金貳拾壹萬六千三百七拾九兩三分永百拾三文七分八厘
　金札拾五萬九千六百壹兩三分永貳拾三文五分三厘
合高三拾七萬五千九百八拾壹兩貳分永百三拾七文三分三厘
　本文と差引
（朱書）四千九百拾六兩壹分永貳拾壹文貳分五厘　不足』

（ホ）廢止　かくの如く、組合商法會所の業績は、見るべきものがあつたのであるが、明治二年八月二十七日に至り、組合商法會所の名儀は廢せられ、常平倉とその名稱を變更せられることゝなつた。尤も組合商法會所の廢止は、單に名義のみであつて、その事業一切は、多少の變化はあるにしても、擧げて常平倉に引繼ぐことゝせられた。

これよりさき、明治二年六月、府中藩主德川家達（前名龜之助）は、版籍を奉還し、府中藩は靜岡藩と改稱せられ、同月十六日、德川家達は、靜岡藩知事に任命せられた。次で八月二十六日町奉行所が廢止され、政事廳に於てその事務を取扱ふことゝなつた。(49)

かくの如き、政治的變革が行はれたる結果として、半官半民とはいへ、殆んど藩の資本

を基として經營せられてゐた組合商法會所の如きは、いはゞ藩を主體とする事業なるが故に、朝旨に悖り、新政府の容認せざるところなるべしとの推測に基き、[50]商法會所の變改が行はれることゝなり、町奉行所の廢止と共に、遂にその名稱が廢され、常平倉として更改せられるに至つたのである。[51]即ち、『此度御城御殿政事廳與御唱替、其外奉行所等御廢止相成候程之事に付商法會所も御廢止、跡常平倉與御唱替』[52]云々とあるは、それである。

しかして、明治二年三月二十八日假郡司方役所元目付屋敷跡に移轉し、澁澤篤太夫が常平倉掛り役となり、北村彦次郎、萩原鶴夫、勝間田淸次郎、宮崎總五が常平倉取扱方御用達肝煎として、米價及び物價の調節、備荒貯蓄、勸業、商業及び金融の諸機關として活動を開始したのであるが、[53]大體に於いて組合商法會所のそれを蹈襲せるものであつた。その後明治二年十一月澁澤篤太郎(榮一)は、租稅正として大藏省出仕を命ぜられたため、常平倉を去ることゝなり、その影響は甚だ大なるものがあつた。次いで、明治四年七月廢藩置縣の結果、靜岡藩の廢止、靜岡縣の設置せらるゝに及び、常平倉の規模は漸次縮小せられ、遂に明治五年七月三日に至り廢止せられることゝなり、その事業は當時屋形町に出張

してゐた三井組がこれを引受け、經營することゝなつた。

(26)「明治財政史」、第十二卷、八—一一頁。
(27)「青淵先生六十年史」、第一卷、四〇九—四一一頁。
(28)「明治財政史」、第十二卷、三二八頁。
(29)同上、三二七頁。
(30)「名古屋市史」、產業編、七三—七四頁。
(31)「組合商法會所規則」(明治二巳年正月)
(32)「御用達井御國產御用取扱掛一件書留」
(33)「掛リ役其外被命候御書付寫」(明治二巳年四月)
(34)—(37)澁澤篤太夫、「組合商法會所御取建之儀見込申上候書付」(明治二巳年正月)
(38)萩原四郞兵衞、「商法會所日記」
(39)萩原四郞兵衞、「商法會所日記」
(40)(41)「組合商法會所規則」
(42)萩原四郞兵衞「商法會所日記」(明治二年正月廿三日の條)
(43)「遠駿新田畑開拓場書類」
(44)「是迄商法會所おゐて御遣廻し金高賣買品并御貸付金其外共常平倉江引繼取調廉書」(明治二巳年)

(45)「青淵回顧錄」、上卷、二四五頁。
(46)「是迄商法會社おゐて御遣廻金高賣買品幷御貸付金其外共常平倉江引繼取調廉書」
(47)「青淵先生六十年史」、第一卷、四一二頁。
(48)「是迄商法會所おゐて御遣廻金高賣買品幷御貸付金其外共常平倉江引繼取調廉書」
(49)「靜岡市史」、第二卷、三一〇—三一二頁。
(50) 白石喜太郎氏、「澁澤榮一翁」、一三七頁。
「青淵先生六十年史」、第一卷、四一三頁。
(51)(52)(53) 萩原鶴夫、「常平倉日記」
(54)「常平倉御廢止に付引渡一件書」(明治五申年七月)
(55)「貨幣並諸品御引渡目錄」(明治五申年七月)

四、結　言

以上によつて、私は慶應四年八月德川龜之助の駿府就封に伴つて生じたる諸經濟問題及び藩財政問題を解決するの一端として計畫せられたる國產物運上元會所、或は第一次產物會所、第二次產物會所の設立計畫を述べ、次に澁澤榮一等によつて設立せられたる靜岡藩

の組合商法會所について述べたのである。

しかして、當時各地に於ても商法會所なるものが設立せられ、商業金融機關として商業上に必要なる資金を貸付け、同時にまた商人を互に連絡せしめて商業を發展せしめんとの意圖によつて設置せられたのみでなく、更に商法會所が當時明治新政府によつて發行せられたる太政官札の流通を促進せしめんとする職能を負はされてゐたのであるが[56]、靜岡藩の組合商法會所設立の直接動機も亦、所謂石高拜借紙幣の運用並びに元利金返濟策として、或は石高拜借紙幣の濫用によつて生ずることあるべき藩財政の破綻を豫防するの方策として設立せられたるものなることは、「靑淵先生六十年史[57]」その他に徵するも明かである。

しかしながら、組合商法會所設立の動機が、前述の如く、他の商法會所に課せられたる職能と同一趣旨より出でたるものであるとするも、その組織に至つては、他の商法會所とその趣を異にし、名は商法會所なるも、その實質に於ては、官民の共同出資にかゝる一種の商會であり、會社組織たるの性質の一部を具有してゐたことは、注目に値すべきことゝ信じる。しかして靜岡藩の組合商法會所が、組合組織による一種の商會乃至は會社組織で

あつたことについては、世人の多くは、これを以て澁澤榮一卽ち澁澤篤太夫の創案にかゝるものとしてゐるのであるが、[58]この點については聊か疑問符を投じたいと考へる。卽ちこの共同出資による所謂合本制度については、本論に於て詳論せる如く、差加金なるものがこれに該當するのであるが、組合商法會所の差加金と略々性質を同じくする差加金なるものは、澁澤榮一の參劃せざる第一次產物會所並びに第二次產物會所の設立計畫の內容にも亦見られることは、既述の如くである。卽ち慶應四年八月、府中(靜岡)の商人のみによつて立案せられたる第一次產物會所設立計畫案たる「御領國御產物御會所取立目論見書」に、『御領中一般身元之者江被仰付、御會所御基金爲差出』云々とあり、更にその草案に於て、『商法會所目論見』といひ、或は『商法御會所』なる名辭あるに徵するも、當時府中の商人の間に、既に會社知識が普及してゐたことは、明かである。次に、第二次產物會所設立計畫に際しては、三井組がこれに參加してゐるのであるが、當時三井組には、我國に於ける會社知識輸入の第一人者たる小栗上野介に近侍し、後三井組の大番頭たりし三野村利左衞門なるものが居つたのであるから、[59]三井組關係者は、當時既に會社知識に關し

て充分なる理解を有してゐたと見て差支へないと信じる。故に第二次產物會所設立計畫に當つても、第一次の計畫案に現はれたる差加金制度は、その儘蹈襲せられたのであらう。しかも第一次及び第二次の產物會所設立計畫の內容と組合商法會所の內容との間に、少からざる近似點あるを見れば、澁澤榮一は組合商法會所設立に當り、從前の諸計畫を參照せられたことは、疑もない事實である。從つて差加金制度、換言すれば、共同出資による合本主義なる一種の會社組織は、必ずしも同氏の創案にかゝるものとはいひ難いのである。勿論私は、これを以て澁澤榮一が、その佛蘭西よりの歸朝當時に於て、かゝる制度に關する知識を有せなかつたとするものではない。唯府中の商人の間に於て、當時既に會社組織に關する知識を有せし先覺者のあつたことを指摘すれば足りるのである。勿論組合商法會所の設立並びにその經營に當つて、故澁澤榮一子爵の遺された功績の頗る大なるものゝあつたことは、吾人の看過してはならないところである。

(56) 菅野和太郎博士、「日本會社企業發生史の研究」、一一九頁
(57) 「青淵先生六十年史」、第一卷、四〇八—四〇九頁

(58) 白石喜太郎氏、「澁澤榮一翁」、一二七頁

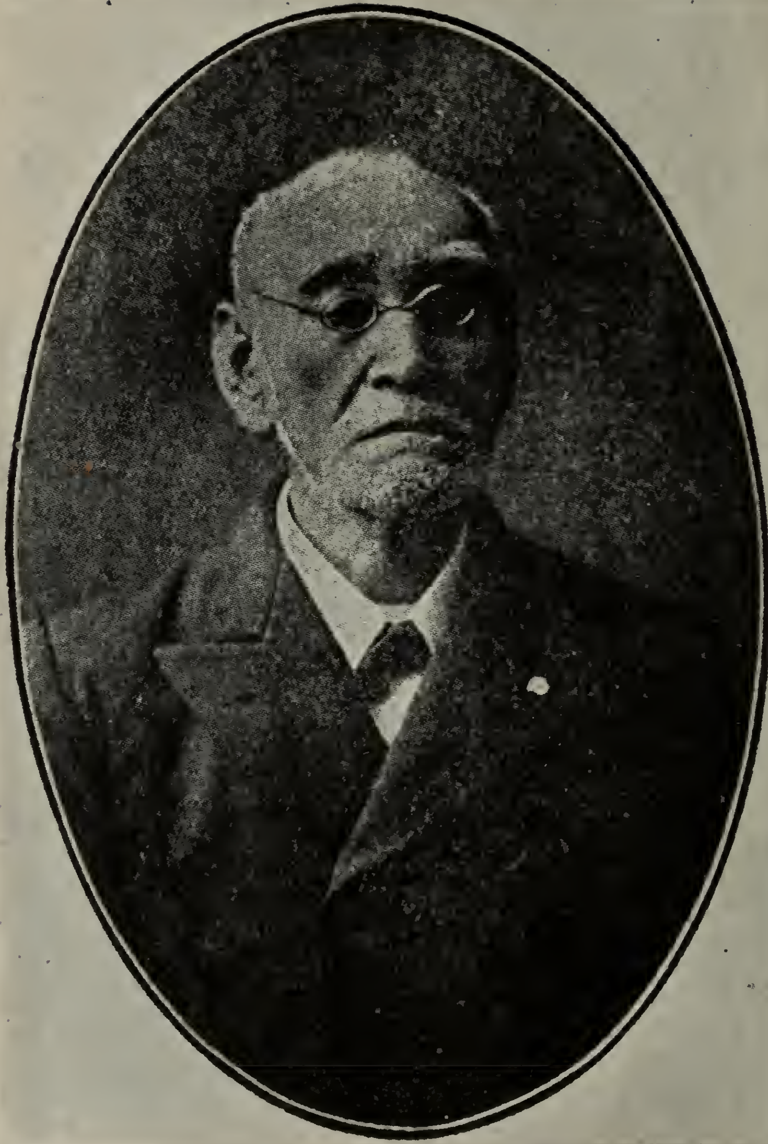
(59) 菅野和太郎博士、前掲書、四五頁

明治初年の靜岡藩及び甲斐國人別調

黑羽兵治郎

一、緒言

故法學博士杉亨二氏が本邦統計學の開拓者たる地位を占めらるゝに就いては何人も異論を挾まざるところであるが、氏が統計の必要を感じ、研鑽に努め、其の發達に盡さるゝに至つたのは、寧ろ蘭學の研究より生じた偶然の結果と言はなければならない。卽ち氏は蘭學者の一人として召出され、蕃書調所（後、開成所と改稱せらる）に教授たりしとき[1]、諸種の著書新聞等を閲讀し、又飜譯にも從事せられてゐた。此等の中に和蘭ロッテルダムより發行の週刊新聞 Courant-Zeitschrift があつたが、偶々紙上バイエルンの教育統計中に、讀書算數の可能又は不可能なる者百人中幾人といふが如き計數あるを見、氏は本邦に於いても



杉亨二博士

斯の如き調査の必要なることを深く感ぜられた。然し乍ら、當時の狀勢として斯の如き調査を行はんにも其の由なく、空しく其の儘に打過ぐるより外はなかつた。(2)

斯る間に聽て又一八六〇年及び六一年の和蘭統計年鑑が氏の目に觸るゝことゝなつた。氏は初め夫れに記載する百人中男何人何分何厘、出生兒何分何厘といふが如き數字に接し、人を以て何分何厘とは甚だ奇妙な調査であると考へられたが、猶兩年の出生、死亡、婚姻、離緣、來住、往住、或は放火、僞造等各種犯罪人數を比較せるものあり、玆に先年の計數を想起し、之亦斯種のものなるべく、是に由るときは、以て容易に世上のことを知り得べしと考へ、持ち歸つて注意深く讀まるゝに至つたのであつた。(3)

和蘭より歸朝せし津田眞道、西周兩氏の統計に關する談話は、更に氏の統計に對する興味を深からしめた。更に又赤松則良氏は歸朝土產として氏にハウスホーフエルの統計論(4)を寄贈せられ、後エツチンゲンの道德統計論(5)亦氏の書架に加へられ、玆に益々氏の統計に對する興味を大ならしむると共に、又其の理解を深からしむることゝなつた。(6)

氏の著述としては、形勢學論飜譯、交易通史四卷、西說斥候、國政黨派論、烏有黨說、

蘭客種痘辨各一卷がある。而して明六雜誌、スタチスチツク雜誌（後、統計學雜誌と改む）、東京學士會院雜誌等に發表せられし論文、其の他各所に於ける講演の類は、氏の故舊門生諸氏により「杉先生講演集」として蒐集刊行せられた。此等の著述論文中、直接統計學に關係あるものは、「形勢學論疆譯」と「講演集」に收められたるもの丶約半數卽ち約二十編であるが、「形勢學論疆譯」は明治六年三月氏が人口試驗調査の儀を建言するに際して添進せしものであつて上梓せられたのではない。(7)

氏は明治二年靜岡滯に於いて人口調査を行ふの機會を得た。然し乍ら此の調査は事半にして止むるの餘儀なきに至つた。後中央に出仕し、官廳統計書の編纂出版に從事せられた。明治四年の辛未政表（明治五年四月出版）、明治五年の壬申政表（明治六年五月出版）、明治六年より同十一年に至る每年の海外貿易表及び民費表、明治六年より同十年に至る每年の警察表、六・七兩年の司法刑事裁判表、六・七・八每年の陸海軍裁判表、七・八兩年の家祿賞典祿表及び府縣賦金表等は卽ち氏の主宰の下に行はれし官廳統計書である。而して氏の事業中最も注意すべきものは明治十二年末の甲斐國現在人別調である。高野博士其他諸氏の

斷定もある如く、此の人別調は氏の事業として氏の名を永く統計行政史上に留むるものであり、眞の意味に於ける現代的人口調査の本邦最初の模範である。明治十五年六月統計院より刊行せられた「明治十二年十二月三十一日甲斐國現在人別調」は其の結果を示すものであるが、我國人口統計の重要資料として頗る貴重なるものである。猶明治十六年七月に於ける共立統計學校の設立は氏の盡力に負ふところ多大なるものがある。同十九年二月其の廢校に至るまで、氏も亦後進を誘掖教導せられてゐたが、其の社會に對する間接の功績も亦決して忘れてはならない。(8)

吾々は本稿に於いて氏の事業中、明治二年靜岡藩に於いて施行せられし人口調査と、明治十二年甲斐國に於いて施行せられし人口調査とに對して管見を試みるであらう。對象を此の二者に限定せるは他意ある譯ではない。姑く本邦統計史の一齣を此處に求め、其の全般をうかがふは、之を他日に讓り度いと思ふのである。

（1） 杉氏は萬延元年正月廿九日、幕府より蕃書調所教授手傳を命ぜられ、元治元年八月十一日、直參に召出されて開成所教授職並となつた（「杉亨二自叙傳」三五頁、「杉先生實歴談」一七・二

四頁、後者は「杉先生講演集」に收めらるゝところである。）

（2）前掲「自叙傳」四一・二頁、「實歴談」一七頁

（3）前掲「自叙傳」四二頁、「實歴談」一八・九・二五頁

（4）Max Haushofer, Lehr- und Handbuch der Statistik, 1872.

（5）Alexander von Oettingen, Die Moralstatistik und die christliche Sittenlehre. Versuch einer Sozialethik auf empirischen Grundlage. 此の第二版は一八七四年の出版であるが、氏が閲讀せられたのは恐らく一八六八年及び七三年に出版せられた二冊本の第一版であらうと言はれてゐる。（高野岩三郎博士「故杉亨二氏と本邦の統計學」、「國家學會雜誌」第三十二卷、第一號、九六・七頁）

（6）前掲「自叙傳」四三頁、「實歴談」一九頁

（7）「杉先生講演集」例言、一・二頁、附錄、三九・四〇頁
「法規分類大全」第一編、文書門、四八頁

（8）「杉先生講演集」例言、二頁
高野博士、前掲論文、一〇二頁

二、明治二年靜岡藩の現在人別調（1）

德川幕府の崩壞となり、杉氏は一時無祿無産の境遇に陷つたが、明治元年の末、氏は德川家に從つて居を駿府に移し、學校敎育の事などに關係するやうになつた。當時沼津奉行たりし阿部國之助氏は、嘗つて開成所に於いて杉氏の薰陶を受けし人である。杉氏は此地に來てより平素腦裡に往來せし統計調査を今や行ふの時機なりとし先づ阿部氏に話せば、氏は雙手を擧げて之に贊成したのであつた。夫より杉氏は靜岡奉行たりし中臺伸太郎氏を訪ひ、政表（スタチスチック）の效用を說明し、不案內の土地に來つて善政を行はんにも領內の事情に通曉するに非ざれば、勞するも其の效なかるべし、須く玆に政表の調べを行ふを要すとの意味を語つた。中臺氏亦氏の言に感歎し、其の政表の調べを懇望したけれども、杉氏は猶藩中上役より委任せらるゝに非ざれば或は干渉せられんも計り難く、明確なる言質を得て後行はんと辭した。然し乍ら此の點は中臺氏が一切引受けることゝなつた。

夫より後暫くの事情は詳でないが、軈て氏は左の如き表を作製し、之を携へて靜岡の町會所に赴き、市中の名主を集め先づ彼等に今次の調査に關して諭示するところがあつた。先づ其の作製せる表を掲げよう。

一嫁取　いづれの國、たれの娘か、養女か、何歳か
一聟取　いづれの國、たれの倅か、養子か、何歳か
一もらひ子　いづれの國、たれの倅か、娘か、何歳か
一出産　男か女か、ふた子か、三つ子か、男女いく人か、流産か、死産か
一死去　なに病にて、何歳で死去か、男か女か
一りゑん　何歳にてりゑんか
一緣ぐみ　何歳にて緣ぐみか、二度の緣か、三度の緣か、いく度の緣か
一やもを　いづれの國か、何渡世か、何歳にてやもをか
一やもめ　いづれの國か、何渡世か、何歳にてやもめか
一みなし子　何歳にてみなし子か、男か女か
一ひとりもの　いづれの國か、何渡世か、何歳にてひとりものか、男か女か
一田畑山林　いづれのたれへゆづり渡し、誰よりゆづり受候か
一とせい替　何渡世より何とせいにかへるか
一家持　なにとせいのものより家かひ受けるか、何とせいを始めるか
一借家　なにとせいのもの住居か、何とせいを始めるか
一出かせぎ　いづれの國か、何とせいか、男か女か、何歳か
一入かせぎ　いづれの國のたれか、何とせいか、男か女か、何歳か

一宗旨がへ　何宗旨より何宗旨に改むるか
右のヶ條は何年何月としたゝめ三日の內にとゞけ可申事
一召使　何れの國か、何とせいか、男か女か、何歳か、何宗旨か、但し子供をつれ候はゞ男か
　女か、何歳か
　右召使の分は每年十一月朔日より同十五日までにとゞけ可申事
右者御領內人民のために相成候樣厚く御世話被成度御趣意有之ての事に候間、能々會得いたし
箇條日限等無相違、市中は町會所、在方は其所役人え屆可申事
　但實用第一の儀に付、とゞけ書はなに紙にても不苦候、且當人屆に出候にも及ばず、人頼に
　ても召使の者にても持參可致事

而して氏の諭示されしところを聞くに『此度駿遠參の三ヶ國を德川家へ恩賜ありたる上は、君公に於いても、治民の事に關して憂慮さるゝこと一方ならず、仍ち領內の人別何程あり、其の中男は何程、女は何程、婚姻は如何、離緣は如何、又領民の職業は何々なりや、兒童の讀み書き算用の出來るもの何程なりやなど、凡そ治民の根基たるべき事項を知らんとの旨である。殊に近來の如き凶歳には穀物の御手當もあるべき筈、又風俗の善惡など明瞭ならしむるに極めて必要である。此の箇條に依つて先づ市中を取調ぶべしとの命である。

が、市中支配の名主等の意見も亦聽取したし』といふのであつた。之に對する名主等の答は『御調査になるべき箇條は誠に尤もである。殊に近來は婚姻等の事に關して忰娘等我儘になり、兎角親共も困却の折柄とて、一々婚姻など届出る樣にならば大に取締りにもなり甚だ結構な事である』といふことであつた。茲に於いて氏は更に名主等をして小前の者にも一應懇話せしめ、其の差支なき旨の返答を得、愈々市中の取調に着手せらるゝことになつた。嚮きに名主等に對して諭示せられた時には今次の調査は實用第一の儀であるから屆書は如何なる用紙にても苦しからずとあつたけれども、調査の實施せらるゝに及んで家別表が作製せられ、人々をして之に記入せしめた。家別表といふのは次の如きものである。

	生國	人數	年齡	家持 借家	田畑 山林	業體	出稼	入稼	宗旨	
夫・										鰥
男										孤
										獨
										公縁

僕	婦	女			婢
私縁	寡	孤	獨	公縁	私縁

静岡市中の調査を終つてから氏は江尻に赴き、夫より沼津、原、清水と順次調査を進められたが、此の調査には主として氏自ら草鞋穿き麥飯辨當の扮裝で二三子を伴ひ日々從事せられしものである。調査事項は前掲家別表に由つて明であるが、形式的には自計主義であつても、實質的には殆ど他計主義ではなかつたかと考へられる。又其の調査日時も一地域中に於てさへ異つてゐる。「駿河國沼津政表」(2)を見れば『明治二年己巳五月十六日より六月朔日迄の調』とあり、又「駿河國原政表」(3)を見れば『明治二年己巳六月二十二日より

同二十八日迄の調』とある。即ち一瞬時を定めて調査されしものではないのである。

斯の如き方法に由つてゞはあるが、杉氏は此の調査を全藩に亙つて行はんことを期してゐた。然るに明治二年六月には版籍の奉還が行はれ、藩中上役の間に、朝廷に於いて猶施行なき斯の如き調査を當藩に於いて行ふは宜しからずとする意見を生じ、遂に之がため本調査も中絶するの止むなきに立至り、纔に前記「駿河國沼津政表」、「駿河國原政表」の二政表のみが此の調査の記念として殘ることゝなつた。此等の政表を見るに武士階級に就いては何等調査の行はれざりし事を知るであらう。蓋し當初の目的が領內に善政を布くに由るべき根據を見出さんとするにあつたからである。

（1）本節は「杉亨二自叙傳」四三乃至五一頁、「杉先生講演集」所收の「杉先生實歴談」二〇・二一・二二五乃至三四頁に由りて述べし所多きも、一々出典を示さない。猶杉亨二氏「統計懷舊談」（「統計學雜誌」第三百五十號、一九六・七頁）をも參照した。

（2）「杉先生講演集」附錄、一乃至一五頁

（3）同上、一五乃至二五頁

三、明治十二年末甲斐國の現在人別調(1)

靜岡藩に於ける人別調も上述の如き障碍のため中止せざるを得なかつた。然る中に明治三年七月氏は民部省十二等出仕として御用召を受けたが、此の御用召が如何なる趣意よりのことか、氏自らにも不可解であつたといふ。然し政府に於いては氏をして戸籍の調査を行はしめんとする模樣であつたから、氏は政表が戸籍調に非ざることを漸次說明し、遂に出仕を辭して歸國して了つた。翌四年九月又史官より御用召を受けた。此の時は正院に於いて大主記に任ぜられたが、先年建白の趣もあり、政表の取調を行ふべしと傳へられ氏は衷心欣喜の情を禁じ得なかつたと述懷せられてゐる。所謂先年の建白とは、民部省出仕の時『政(スタチスチック)表御取調相成候儀は、凡そ天下之事物逐一政表之上に相記し候儀に有之候故、名實齟齬いたし候樣にては、利害大に御政務之上に關係致し候儀に付、御趣意柄能々民心に徹底致し、事實明白に相調候事第一に御座候。然る處是迄數百年來被行來候舊法も可有之、又御新政以來被仰出之條々も可有之、夫是を以て、民間にては新舊之法度繁雜に相成

候儀も難計候に付、上下隔絶之弊無之様、無用を化して有用となす御沙汰も可有之候得共、先づ其根本を御除き相成候はゞ、上下合體之御趣意相貫き、事實明白に取調も出來仕候儀と奉存候間、此段別紙に申上候』(2)とて、奴隷を廢止する事、四民互に婚姻するを許す事、土下座を廢止する事を建言せるものである。明治三年七月二十九日大隈大藏大輔の許に提出したといふのであるから、出仕早々の建白である。

此の再度の出仕より氏は嚮に述べし各種官廳統計書の編纂を主宰することゝなつた。其の間氏は相原、呉、宇川、高橋、物集女、小野、小川諸氏の如き大學出身者、新進の洋學者を其の許に集め、政表事務は勿論、理論の研究にも努め、政表課は太政官の大學といふ綽名さへ付けらるゝに至つた。一方諸氏に於いても亦研究の進むに從ひ、一大問題をとらへて實地研究を行はんとするの念勃々たるものがあつた。偶々明治十一年の頃寺島外務卿を經て第九回萬國統計會議本邦代理委員佛國ブロック氏より其新著統計論數部(3)が寄贈せられたが、各國最新のセンサスの實例方法等最も亘細に記せるものあり、杉氏も亦毎年の戸籍局調査により整理製表せる戸口が本籍及び男女族籍等を示すに止り、以て現在人口、國

民の狀態等を徵するに足らざるを憾み、如何にかして之を改良せんと苦心されてゐた。斯る間に戸籍とは別に現在人口を主とし、之に伴ふ狀態を調ぶるも差支なかるべしとの事となり、明治十一年の秋より其の調査規則を議し、十一月施行の議を提出し、十二年二月二十四日遂に閣議の採用する所となつたのである。(4)

杉氏の腦裡に始終現在人口調査の事が往來せしは氏の語る所を見れば極めて明白となるであらう。卽ち『邦國の開くるに隨つて、國民の運動變移愈增大するは人間自然の勢なれば、其增減消長を詳にするは、勿論立國の大事であらう。人を生出する勢力は强大なれども、人の死亡する勢力も亦等しく强大なるものなることを知らなければならぬ。之を知るの根本をなすものは現在人別調の外に無い。凡そ人事の總ての調査は之に據るものである』(5)と。斯の如く現在人別調は極めて必要なる國家事業であるが、而も其の實行には調査者も十分に熟練を積むを要し、又多大の經費も必要とされることである。若し一度び之を行つて誤るときは容易に取返し得ざる重大なる結果を生ずるであらう。斯くて氏は此の問題に就いて日夜思を廻らし、遂に一縣にして民數の寡少なるところに調査を行はゞ、以て

大略の目途を知りうべしと決した。然し乍ら我國には在來頼るべき人別調の箇條を記したるもの曾てなく、種々考案したる後、嘗つて前年靜岡藩に於いて調査せし箇條を參考し、更に案出したる家別表を基礎とし、又調査規則二十五條及び調査心得書を作製し、大體其の準備を完了するに至つた。

此の調査規則及び調査心得書の決定せらるゝに就いても亦多大の苦心が重ねられた。今次の人口試驗調査が決せらるゝや、先づ調査事項を定め次いで心得書を作ることゝし、杉氏の許に、世良、小野、呉、高橋、小川、岡松等の諸氏が會合交議したが、原案とてもなく、各自心附くまゝに發言し杉氏が之を選擇するといふ有樣であつた。斯の如くして調査事項は凡そ左の數項と決定せられた。

一、住地及住家の持借
二、世帶の數（一人暮及家族暮）
三、體性卽ち男女の別
四、身上の有樣（未婚、夫妻、妾、鰥寡及離婚者）

五、職業（本業及兼業、但一人前の者及一人前に足らざる者を區別す）
六、宗旨（神道及佛法各宗）
七、生國（國名に止む）
八、不具（瘋癲、啞聾及盲、但し盲に限り生來、病來、怪我に分つ）

右の外工場及學校の統計は縣廳の調査を徵することゝせられてゐる。

扨又心得書を作製するにも氏等各自思附く所を述べたのであるが、殊に職業の項は其の分類も亦困難であつた。然れば高橋二郎氏の如きは市中往返の際にも意を配つて庶業を拾集し、又昵懇の大工棟梁に酒肴を饗して其の分業を聽取せらるゝといふ有樣であつた。然し心得書を作るに際してブロツク氏の統計論は可成り參考となつた。といふのは高橋氏はブロツク氏の統計論によつて種々意見を開陳せられ、氏の說は又多く採用せられたのである。家別表及び記入例は全く高橋氏が杉氏の命をうけて起案するところにかゝる。而して杉氏は調査規則及び心得書の文辭にも多大の注意を拂ひ、一般人民に解し易からしめ以て其の實施に蹉跌過誤なからしめんことを期せられた。心得書の完成には九月一日より十一

月十五日まで前後二ヶ月半を費したといふ。(6)

斯くの如くして諸種の準備も捗々進行したが、然らば之を何れの國に就いて行ふべきであるか、之亦重大な問題であつた。氏は考慮の結果之を山梨縣と定められたが、之本縣は他縣の分轄なき一國專管の縣であり、習俗軌を一にして其の纒りよく、東京よりの距離近く、調査從事者の往返にも日時の徒費少く、四面山岳を以て圍繞せられ人民の移動若しくは出入も比較的僅小なる上に縣令藤村紫朗氏は長く其の地に在つて治績較著、縣民の信用亦厚きに由りしものである。上申の結果太政官も直に之を許し、山梨縣へ左の達があつた。(7)

『今般其縣管下甲斐國一圓山梨縣人別取調として太政官權大書記官杉亨二被差遣候右取調は他府縣人別政表の模範とも相成候に付取調方法等懇切に協議致し人民營業に差障無之樣可取計此旨相達候事

明治十二年四月二日　　太政大臣　三　條　實　美』

氏の雀躍察するに餘りがある。氏は直に世良氏を隨へ山梨縣に赴き縣令藤村氏と議し郡長及び書記と會し、其の條目を啓示し、事の成否如何を諮詢せられた。會議は二三回重ねられたが、郡長等皆此の事の職務上缺く可からざるを述べ、寧ろ其の之を知ること晩かり

しを憾む有様であつた。氏又必ず事の成るべきを信じて東京に歸還せられた。(8)
今次の調査のために作製せられた家別表書込雛形は省略する。(9) 家別表は左の如きものである。

甲斐國　　郡　　村　　別冊の心得書を見合せ篤と取調方を了解したる上にて此表に書入るべし

住家									明治十二年十二月三十一日午後十二時
姓名	家主及家族	男	女	身上の有様	年齢	生國	宗旨	職業	啞、聾、盲

(原表には十二行の欄を作る)

此の家別表を十一萬枚印刷して山梨縣に送附し、各郡町村役所に頒布し、其の調査すべき箇條中、職業及び年齢等の如く事極めて煩はしく、而も精密を要するものは、期に先つて豫め之を表中に記入せしめ、後變動あれば之を加除する等、總べて心得書に準據し期に至るまでに之を記入せしめた。而して十三年一月初旬より二月一日迄三十日の間に下調を完結せしむる豫定であつたが、會ま徴兵令の改正あり、次いで聖駕巡幸の事あるに際し、郡吏等事務繁忙の結果其の期に後れ、八月下旬記入下調完了の報告があつた。茲に於いて氏は九月八日屬僚七人を件ひ山梨縣に赴き、九郡各村の家別表を一々檢査し、誤謬を正し、遺漏を補ひ、凡そ二十六日にして東京に歸るを得た。(10)

事玆に至れば、之に續いて其の整理製表が行はれなければならない。然し乍ら此の下調の完了までには郡吏等に於いて種々疑義を生じ、前後四回に亙つて之を中央に質して來たのであつた。杉氏は之を又屬僚諸氏と審議し、懇切に返答を與へた。質疑諸項の大要を考へると、年齢に於いて月數日數の加へ方、其の切捨の場合、逃亡失踪の區別、國中各郡の戸主にして世帯を有せず雙方より寄留したる者の調べ方、宗旨に於て家の宗旨と當人信仰

の區別、一人前に足らざる職業者にても其の兼業の收入を合算するとき一人前となる場合の取扱方等であつたといふ。(11)

山梨縣より送附し來れる家別表は次の如くして整理せられて行つた。即ち家別表の人を一人毎に小札に寫し、其の男女・年齡・身上の有樣・職業等を條列し、家別に番號を附して以て之を分ち、一村を畢れば順次に各村に及ぼし、各村を集めて一郡とし、各郡を集めて一國とし、箇條種類を逐うて部を分ち、類を集め、又同種の等級に據つて更に之を配叙し、隨て合せ隨て分ち、各其關係する所に應じて之を網羅組織するのであつた。寔に其の法たる、恰も一國人民の全體を結構するに似しものである。(12)

此の調査の結果は明治十五年六月刊行せられた。統計院編纂「明治十二年十二月三十一日甲斐國現在人別調」即ち之である。吾々は此の人別調より封建時代の色彩を猶多分に殘有してゐた此の頃の甲斐國を描出することが出來るであらう。經濟史研究の見點よりするも此の人別調は又貴重なる史料である。(13)

此の人別調に於いて要したる費用は次の如くである。蓋し廣く費用の多寡は又調査の精

粗成敗に多大の關係を有するものであるが、今次の費用より全國的調査のために必要なる其の額を算出することも出來る譯である。

政府の出費に係る者

一人別調心得書家別表小札等	三九九圓四七錢
一編纂及び寫字	三三八二圓四一錢六厘九毛
一筆墨紙及び附屬品	九四圓三八錢二厘五毛
一家別表運賃等	七圓五〇錢
一人別調費手當	五〇〇圓

甲斐國人の出費に係る者

一甲斐國九郡人別調費	一三七六圓二二錢六厘四毛
合　計	五七五九圓九九錢五厘八毛

但此外巡回費五六三圓三九錢は政府臨時の支出として算入なく、又政府の出費に係るものゝ中、編纂及び寫字費は決算ではないから多少の差異あるべき數字である。右の合計を甲斐國人口三九萬一四一六人にて割れば一人に付き一錢四厘四毛九絲に當る。之を明治十

三年一月一日全國人口三五九二萬五三一三人（戸籍局調査）につきて計算すれば其額五二萬〇五五七圓餘となる。又家別調掛一人を以て四十戸を擔任するとせば其人員一八萬二三二七人を要し、三十戸を擔任するとすれば二四萬三一〇三人を要する。尤も之は同九年全國戸籍表に記載する戸數七二九萬三一一〇戸についての計算である。(14) 斯くして大體の目途を計算する事をも得たのである。

（1）本節は「杉亨二自叙傳」五七乃至八八頁及び「杉先生講演集」所收の「杉先生實歴談」三四乃至五二頁に由りて述べし所多きも、一々出典を示さない。猶杉亨二氏「統計懷舊談」（「統計學雜誌」第三百五十號、一九七・八頁）をも參照した。

（2）前掲「自叙傳」五七・八頁、「杉先生講演集」附錄、二七頁、「法規分類大全」第十編、文書門、四五頁

（3）Maurice Block, Traité theorique et pratique de la Statistique, 1878

（4）「法規分類大全」前掲册、四七・一〇七頁、高橋二郎氏「明治十二年末甲斐國現在人別調顛末」（「統計集誌」第二百八十八號、一〇五頁）

（5）岡松徑氏「甲斐國現在人別調記憶談」（「統計學雜誌」第二十四卷、二一九・二二〇頁）參照

（6）高橋氏、前掲論文、一〇六・七頁、猶心得書の全文は統計院編纂、前掲書、九乃至二三、三〇・

三一頁、「法規分類大全」前掲册、一〇七乃至一一二頁に在る。

(7) 「法規分類大全」前掲册、一〇七頁、統計院編纂「明治十二年十二月三十一日甲斐國現在人別調」緒言、一頁、前掲「自叙傳」八四頁、「實歷談」四八・九頁

(8) 統計院編纂、前掲書、緒言、一頁

(9) 同上、二四乃至二九頁、「法規分類大全」前掲册、一一二乃至一一五頁參照

(10) 統計院編纂、前掲書、緒言、二頁、高橋氏、前掲論文、一〇七頁

(11) 岡松氏、前掲論文（「統計學雜誌」第二百八十三號、三六八頁）

(12) 統計院編纂、前掲書、緒言、三・四頁、猶詳細に就いては、高橋氏、前掲論文（「統計集誌」第二百八十八號、一〇七乃至一一二頁）、岡松氏、前掲論文（「統計學雜誌」第二十五卷、六乃至八、三六乃至四二、六五乃至六八及び二一五乃至二一六頁）參照

(13) 花房直三郎博士「明治十二年末の甲斐國」（「統計集誌」第三百十四・十六・十九・二十・二十一號）參照

(14) 統計院編纂、前掲書、緒言、四乃至六頁、猶岡松氏前掲論文（「統計學雜誌」第二十五卷、二一六乃至二一九頁）參照

四、結言

泰西の文化が蘭書を通じて輸入せられ、其の後に於ける我國學術發展の濫觴をなせし事に就いては贅言を要しない。統計學にあつても亦然らであつた。而して此の統計の重要性を認識せられたる杉氏は、既に早く其の實施の機會を維新直後に得ることが出來た。當時民間の風俗猶舊習に泥み、其の土地の人別に入らざるものは日常生活諸般の事に於いて差別的待遇を受くる有樣であつたから、(1)氏の調査は一般に歡迎せられ、氏亦事に熱心にして若し上述の如き俗論を生ずることなからんには恐らくは全藩に亙る政表を得たるべく、之を海濱の一例とし、山國甲斐國人別調と對比するを得たならば、興味ある結果を見出すことも出來たであらう。然し乍ら當時氏の持したる統計理論も今日より觀るときは極めて不完全なるものなりしことゝ考へらるゝが、之固より當然と言はなければならない。吾々は假令一小部分に止りしとは言へ、維新草創の秋に方つて斯の如き調査を實施せられし氏の識見に先づ讃歎の辭を捧ぐるものである。

氏の此の調査は後年甲斐國に現在人別調を行ふに際し、力强き經驗となつた。明治六年三月五日氏が統計の國家經綸上第一の要事たるを建議せられし中にも此の事は明白にあら

はれてゐる。(2) 然り而して後者は又我が國勢調査の母とも稱せらるゝものであつて、本邦統計調査の沿革を辿らんとする者の斷じて見逃すを許されざる所である。此の調査は靜態調査であるが、然らば、氏は動態調査につき何等の關心をも有せざりしものであるか。氏が「甲斐國現在人別調」の緒言において『凡そ人別を調ぶるの方法、其大要二あり。一を人員所靜の調と云ふ。卽ち現在人別調にして人の靜止する所に就て、一擧して同時に其國の人別を調査し、國の定法に從て、五年若くは十年每に之を行ふものとす。一を人員所動の調と云ふ。每年一月一日午前零時より十二月三十一日午後十二時に至る一年間の出生、死亡、婚姻、移住等、總て人の變動する所に就て調ぶるものとす』『此甲斐國人別表は卽ち人員所靜の調に係るものにして、其調は明治十二年十二月三十一日午後十二時に現在せる人員に據るものなり』(3) と述べらるゝは、或は其の所動の調に關し何等かの腹案ありしには非ざるかを思はしめる。實に氏は此の動態調査のために人員運動調心得及び雛形を立案し人を派して甲斐國地方機關の訓練に着手せられたのであつた。然るに官制の改革ありて統計院の廢止となり、遂に氏は其の志を實現するを得なかつたのである。誠に惜しみても餘

りあることである。[4]

「辛未政表」凡例の中に於いて氏は云ふ『政表(スタチスチーク)の務たる、人事の變遷、土地の沿革、庶物の興廢等、總て地上の萬有を網羅し、以て全國の大勢を表示するに在り。然るに本課[5]を立てられしより未だ日あらずして、事尙備らず。是を以て大綱擧り難き者多し。故に先づ其易きに就き、其難きを後にす。此表に記する所の如きは僅に其一班のみ[6]』と。然あれ、氏の關心は先づ本邦の官廳統計の發達に係り、主として此の方面に功績を殘されたが、當時の社會經濟政治狀態と氏の個人的環境よりして極めて自然な成行と言はなければならない。[7]

（1）「杉亨二自叙傳」四九・五〇頁、「杉先生實歷談」（「杉先生講演集」所收）三〇頁

（2）「法規分類大全」第一編、文書門、四七・八頁、「杉先生講演集」附錄、三八・九頁參照

（3）本書、二頁、猶、前掲「自叙傳」八二・三頁、「實歷談」四七頁參照

（4）田中太郎氏「杉亨二翁略傳及事蹟」（「統計集誌」第四百三十九號、四四四・五頁）

（5）本課とは政表課である。政表課は明治四年十二月二十四日始めて正院に設けられた。（「法規分類大全」前掲册、一頁）

（6）「辛未政表」は「法規分類大全」前掲册、三乃至四五頁に收載せられてゐる。

（7）氏の本邦統計學史上の地位については、高野岩三郎博士の論文「故杉亨二氏と本邦の統計學」（「國家學會雜誌」第三十二卷九四乃至一〇三頁）がある。

幕末維新終

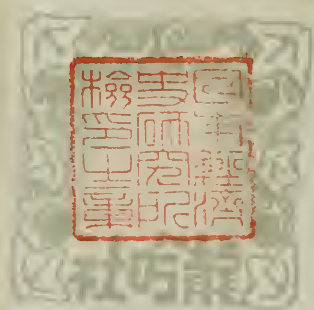
日本出版文化協會　會員番號　第一四〇〇一二號

〔日本經濟史研究所 經濟史話叢書第二册〕

昭和十七年六月十日初版印刷
昭和十七年六月二十日初版發行

幕末維新

(停) 定價 二圓二十錢



編者　日本經濟史研究所
代表　本庄榮治郎（ほんじやうえいぢらう）

發行者　草村松雄
東京市赤坂區田町七ノ三

印刷者　秋葉信
東京市牛込區榎町七番地

配給元　日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二ノ九

發行所　龍吟社
東京市赤坂區田町七丁目三番地
電話赤坂(48)一九三・三四〇・三四一
振替東京七〇〇〇番

（東京・牛込・榎町・大日本印刷株式會社・印刷）

日本經濟史研究所
經濟史話叢書

〔京大教授
經濟學博士 本庄榮治郎編〕

第一册 政治經濟 先人を語る

B6判 三九四頁 二・五〇 送一五

石田三成、淀屋三郎右衞門、海保青陵、大島貞益、前田正名、河合寸翁、野中兼山ら我國經濟史における十六先覺者の經濟人としての傳記・學問・事業に關する各權威の研究を蒐む。經濟史、經濟思想史、一般文化史の貴重なる資料たると共に、また一般向き讀物としても興味ある書。

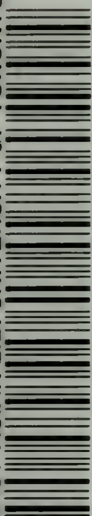
第二册 幕末維新

B6判 三四〇頁 二・二〇 送一五

第三册 重要產業の囘顧 〔近刊〕

軍事工業、洋式製鐵業、石油業、製油業、綿業、紙業、糖業、陶磁器業の重要產業の發達に關する史的論述を蒐む。

龍吟社


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03156 0659

